

令和元年6月11日開会

令和元年6月19日閉会

令和元年第5回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和元年第5回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 6月11日(火)から6月19日(水)までの9日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6月11日	火	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程等の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 選挙 7 議案の上程、説明(報告) 8 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 (条例及び補正予算) 9 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	6月12日	水	午前9時	休 会(本会議) 防災都市公園整備事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第3日	6月13日	木	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第4日	6月14日	金		休 会
第5日	6月15日	土		休 会
第6日	6月16日	日		休 会
第7日	6月17日	月	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	6月18日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第9日	6月19日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採 決 5 閉 会

令和元年第5回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 6月11日 (火)	1
◎第 7 日 6月17日 (月)	37
◎第 8 日 6月18日 (火)	77
◎第 9 日 6月19日 (水)	103

令和元年第5回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和元年6月11日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年6月11日 午前9時00分開会 午後2時11分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 会計管理者 豊福 真治
総務部長 立石 浩一 危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之 まち経営課長 鈴木 健治
税務課長 西本 幸司 民生福祉部長 岡本 芳克
生活環境課長 岡本 康彦 健康福祉課長 松田 明久
介護保険課長 桑野 昌紀 産業建設部長 今田 好泰
都市建設課長 久永 敏博 上下水道課長 山崎 信行
総務事業部長 野山 晶義 教育次長 万代 明
学校教育課長 藤森 卓麻 社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	10番 西中純一 11番 当瀬万享
日程第 2	会期の決定について	9日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	選挙第 9 号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	選挙
日程第 5	報告第 1 号 平成 30 年度和気町一般会計予算継続費繰越計算書について	説明
	報告第 2 号 平成 30 年度和気町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 3 号 平成 30 年度和気町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 4 号 平成 30 年度和気町簡易水道事業会計予算繰越計算書について	説明
日程第 6	議案第 5 2 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について	委員会付託
	議案第 5 3 号 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更について	委員会付託
日程第 7	議案第 5 4 号 和気町附属機関条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 5 5 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 5 6 号 和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 5 7 号 和気町営公共土木、農林土木事業等分担金徴収条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 8	議案第 5 8 号 令和元年度和気町一般会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 5 9 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 6 0 号 令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 6 1 号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 9	請願第 3 号 モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願	委員会付託
日程第 1 0	陳情第 1 号 「自立支援医療（精神通院）に入院を加える改善、及び、岡山県の心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障がい者を加えることを求める」意見書の提出を求める陳情書	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第5回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承をお願いします。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 西中純一君及び11番 当瀬万享君を指名します。

(日程第2)

○議長(安東哲矢君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る5月31日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年5月31日金曜日午前9時から役場本庁舎3階第2会議室において、町長、副町長、関係部課長、そして議会運営委員会委員全員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました結果について報告をいたします。

まず、会期でございますが、6月11日きょうから6月19日までの9日間ということになりました。

内容につきましては、第1日、本会議、一般質問の通告期限が午後1時ということです。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第2日、本会議は休会でございますが、防災都市公園整備事業特別委員会、議会全員協議会を開催いたします。

第3日、これも本会議は休会ですが、厚生産業常任委員会、総務文教常任委員会を開催いたします。

第4日、第5日、第6日は、休会でございます。

第7日、本会議を開催いたします。本会議終了後、議会運営委員会、特別委員長出席でございます。議会広報編集委員会を行うようにしております。

第8日、本会議でございます。それから、第9日、これも本会議を開催いたします。本会議終了後、議員人権啓発研修会を予定しております。

以上、議会運営委員会で決定いたしました。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月19日までの9日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、5月23日開催の第4回議会臨時会以降の諸般の報告をさせていただきます。

5月26日には、本荘にこここ園、本荘小学校の運動会が開催されました。また、午後からは地区民運動会が開催され、健康、体力づくりとともに地域の触れ合いの場として有意義な一日となりました。

また、6月1日には佐伯中学校の体育会、6月2日には和気ドームにおいて和気中学校体育会「飛翼大会」が盛大に開催をされました。園児及び児童・生徒は、新学期が始まりまして2カ月弱の短い期間での練習にもかかわらず、仲間と助け合い元気いっぱい演技を披露していました。

次に、5月27日、備前県民局主催の生き生きミーティング備前が和気鵜飼谷温泉で開催をされまして、本年度実施されます建設関係主要事業等の概要説明がございました。

ここで、本町に関係します今年度の岡山県主要事業について概略を説明いたします。

まず、藤野地内の県道岡山赤穂線改良工事についてであります。全体計画延長1.1キロメートル、幅員6.5メートル、総幅員11.25メートルで、平成21年度から実施をいたしておりまして、本年度は新しい田ヶ原橋の暫定供用を目指して坂本側取り付け道路の工事が実施されております。また、田ヶ原側の道路の橋取り付け工事についても実施が予定されております。

次に、本町の岩戸から赤磐市稲蒔地内にかけた吉井川（佐伯工区）の改修事業であります。全体計画延長10.8キロメートルで、平成21年度から実施をされておりまして、本年度は矢田地内で築堤工500メートル及び水道移転補償の工事、小原地区の詳細設計が予定されております。

次に、国道374号、衣笠地内の自転車、歩行者用道路の整備につきましては、延長390メートル、幅員6.5メートル、本年度は用地買収、物件補償及び一部工事が予定されております。

次に、同じく国道374号の矢田地区においては、法面吹きつけ工、落石防護網工が予定されております。

次に、県道佐伯長船線、父井原地内の歩道橋整備につきましては、下部工が昨年度で完成をし、本年度から2カ年にわたり橋梁上部工の架設工事が予定されております。

次に、初瀬川の改修事業であります。平成30年度に被災した上流部の取り合い部を除き護岸は完了いたしております。本年度は、被災した備前柵原自転車道の橋梁復旧工事と福富地区の取水樋門工が施工される予定であります。

次に、広域営農団地農道整備事業備前東部2期地区につきましては、引き続き工事を進めるとともに、岸野、寺谷地区で本年度はルート決定、設計業務及び用地買収、補償業務を進めてまいります。

次に、田土地内の西の谷川通常砂防事業及び佐伯地内堅町地区の急傾斜崩壊対策事業については、本年度用地買収、用地補償、一部工事が実施されます。

次に、福富地内の福富排水機場についてでございます。昭和58年度の完成から施設の老朽化が進んでおりますので、特定構造物改築事業で長寿命化対策を実施いたしております。平成27年度に除じん機を、平成28年度に自家発電機を更新をいたしまして、昨年度、本年度の2カ年にわたり原動機や減速機の更新や機械、電気

設備の更新がされる予定であります。

また、地元要望の強い自動運転化についても、引き続き県に対し強く要望いたしてまいります。

次に、5月29日、総務省で開かれましたIoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築事業の評価会に出席をさせていただき、和気町のドローンを活用した取り組みや今後の展望等について説明させていただきました。

次に、6月7日、大手電気事業者にご来町いただき、町有施設の省エネ化についてのご提案をいただき、本町の企業誘致を初めとする重要施策についてご説明させていただきました。

次に、今年度の本町におけるツキノワグマ出没に関する情報でございますが、4月19日に町内の山中におきまして雄のツキノワグマ1頭、推定年齢3歳、体長1.3メートル、体重48キロがイノシシ用の箱わなへの錯誤捕獲がありました。

また、5月25日夜、26日夕方及び6月1日早朝と、いずれも町内で熊の目撃情報があり、岡山県による調査の結果、ツキノワグマであると判断されております。町といたしましては、岡山県、地元区、猟友会、教育委員会等に迅速に情報提供を行い、また告知放送で町民に対して迅速な注意勧告を行っております。町民の安全を第一と考え、岡山県の許可を受け、ツキノワグマ捕獲に取り組んでいます。なお、ツキノワグマ捕獲許可に関しましては、現在田土地区、日笠上地区を対象に箱わな、銃器による殺処分が町においてできるよう岡山県の許可を受けております。今後とも、出没数の増加防止、生息区域の縮小のための対策を講じていただくよう、岡山県に対して要望してまいります。

最後になりましたが、平成30年度和気町一般会計の決算見込みについて、現在精査中ではありますが、財政調整基金から1億2,000万円の繰り入れを行った上で、歳入歳出差引残高から繰越事業に係る一般財源を除くと、純繰越金は約8,800万円となる見込みであります。このうち4,500万円を財政調整基金に積み立て、残額の約4,300万円を令和元年度へ繰り越す予定にいたしております。

なお、平成30年度末の一般会計における基金残高は約4億6,000万円となる見込みであります。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、お手元の議事日程のとおり、選挙を行いますので、執行部の方々は選挙終了まで退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

〔執行部退席〕

午前9時12分 休憩

午前9時13分 再開

○議長（安東哲矢君） 休会前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第4）

○議長（安東哲矢君） 日程第4、選挙第9号岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、全18人の議員のうち、町村議会議員の区分3人欠員による補欠選挙で、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定により、各町村議会において選挙するものとなっております。同条第4項の規定により、岡山県内全ての町村議会の選挙における得票総数により、当選人を決定することとなりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

お諮りします。

選挙結果の報告は、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告は、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

この選挙は投票で行い、事務局職員2名が補助します。途中での入出場はできませんので、出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（安東哲矢君） ただいまの出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番 万代哲央君と9番 山本泰正君を指名します。

それでは、候補者一覧を配ります。

〔候補者一覧配付〕

○議長（安東哲矢君） 候補者一覧の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（安東哲矢君） 念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。お手元に配りました候補者一覧を基に、投票用紙に候補者1人の氏名のみを記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（安東哲矢君） 異状なしと認めます。

それでは、投票用紙への候補者の氏名を記載願います。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、各議員投票〕

○議長（安東哲矢君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

8番 万代哲央君と9番 山本泰正君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（安東哲矢君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

黒田員米君 7票

西中純一君 5票

以上のとおりです。

ただいまの選挙結果を、岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定によって、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙長に報告します。

これで選挙は終了しましたので、議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（安東哲矢君） ここで暫時休憩し、執行部の方々に入場していただきます。

午前9時26分 休憩

午前9時27分 再開

〔執行部入場〕

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、報告第1号から報告第4号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、本日提案をいたしております報告第1号から報告第4号までの4議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

報告第1号平成30年度和気町一般会計予算継続費繰越計算書、報告第2号は一般会計予算繰越明許費繰越計算書、報告第3号は農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、報告第4号は簡易水道事業会計予算繰越計算書でありまして、いずれも平成30年度から令和元年度へ繰り越して執行する事業について、地方自治法施行令及び公営企業法の規定により報告するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、報告第1号から報告第4号までの4件について順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 報告第1号・報告第2号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 報告第3号・報告第4号説明した。

○議長（安東哲矢君） 以上で報告第1号から報告第4号までの4件の報告を終わります。

（日程第6）

○議長（安東哲矢君） 日程第6、議案第52号及び議案第53号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 次に、議案第52号及び議案第53号の2議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第52号の岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。構成団体等の増減、共同処理事務構成団体の増減に伴い規約を変更するものでございます。

次に、議案第53号の和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合同規約の変更についてであります。令和元年10月からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、浄化槽汚泥処理分担金を変更するもので、規約

の変更について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長にご説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第52号及び議案第53号の2件、順次細部説明を求めます。

総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議案第52号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第53号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第52号岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 質疑というか、私の多分勉強不足だと思うんですが、この団体の中に今説明された和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合という「一部」が入るんですけど、これには経緯で多分いきさつがあつてこういう名前になつとんかなと思うんですけど、こんな常識的な質問で申しわけないんですけど、何で名前に「一部」が入るのか。それか、書類に書いてるんであつたらそれを読めということであれば、それをいただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

こちらにつきましては、市町村での事務を共同処理する一部事務組合の制度を活用いたしまして、し尿の一部事務組合を設立しておるものでございまして、規約の中で名称につきまして当初の段階でこちらの和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合ということで名称の方を決定いたしておるものでございます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 事務の一部をするという意味の一部で、そのまま名称になつとるという理解でいいんでしょうかね。そういうもんでもないんですか。全体じゃないんよね。一部をやるということでもいいんですか。名前どおり、一部事務をするということだけ。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議員の質問にお答えしますが、市町村の全体の事務の一部を共同処理するというものでございまして、それぞれの共同事務にした方が有利だろうというような事務につきまして設置しておるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第53号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) 失礼しました。

議案第53号なんですけれども、少し説明が私の理解不足でわからなかったんです。864円が800円になるのは当然わかるんですけど、それがなぜそうなるのかということで、消費税を抜いた額でということ、後の部分の説明が少しわからなかったんで、もう一度説明いただければありがたいと思います。

○議長(安東哲矢君) 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長(岡本芳克君) 失礼いたします。

現行の17ページの表を見ていただきますと、864円ということになっておりますが、これにつきましては800円に消費税及び地方消費税の8%分、64円を足したものが864円ということで表示がされておりますが、改正後では消費税及び地方消費税を抜いた額800円に、表記を改めて今後は税率により消費税分を加算するといった表記にさせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第53号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第7)

○議長(安東哲矢君) 日程第7、議案第54号から議案第57号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、議案第54号から議案第57号までの4議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第54号の和気町附属機関条例の一部を改正する条例についてであります。防災都市公園整備事業は町の重要施策として取り組んでおりまして、事業を十分精査し、責任を持って整備したいと考えております。町民の方の声を反映することは、町民本位の公園をつくるため有効な手法の一つであると認識をいたしております。今後は町民の声を広くお聞きするため、検討委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により追加し、一部条例改正をするものであります。

次に、議案第55号の和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。防災都市公園整備事業検討委員会の設置に係る委員報酬を追加するものであります。

次に、議案第56号の和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についてであります。令和元年10月からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い手数料の料金改定を行うとともに、外来死後処置料を削除することに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第57号の和気町営公共土木、農林土木事業等分担金徴収条例の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成30年7月豪雨災害に伴う補助災害復旧事業について激甚災害指定され、補助率が増嵩したため、対象事業として追加するとともに、農地の賦課率を2.6%とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明いたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第54号から議案第57号までの4件、順次細部説明を求めます。

都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 議案第54号・議案第55号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第56号説明した。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 議案第57号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、10時半まで暫時休憩といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第54号及び議案第55号の2件の質疑を行います。

まず、議案第54号和気町附属機関条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 議案第54号の検討委員会の設置規則というのが、ページで言いますと21ページと22ページにあります。私が質問したいのは、私の頭の中には交付金が何とか活用できないかということと、それと検討委員会と関連づけた、そういう視点で質疑をさせていただきたいなど、こう思っております。

まず、21ページ、22ページに検討委員会の設置規則がありますけど、こういうものを町がこの6月の定例議会に提案しているわけでありまして、提案する以上は、先ほどの町長の提案理由にもありましたけども、防災公園事業を進めたいという考えがあらわれているわけでありまして、3月議会でこの事業関連の予算は否決されているにもかかわらず、このような議案を出してくるその真意が知りたいと、そういう思いで質疑をさせていただきます。

規則第2条に、案では、検討委員会で協議検討する内容は何かということで、（1）施設等の整備計画に関すること、（2）総事業費に関すること、（3）そのほか、和気町防災都市公園整備事業について検討とか協議をすることがこの委員会が必要だと思われる、そういうことをこの委員会で協議するんだと、こういうことだろうと思いますけども、まず最初にお聞きしたいのは、この（1）、（2）、（3）についてももう少し詳しく具体的にこの内容を、今頭でどうしているのか、かみ砕いて協議検討する内容を説明していただきたいと思っております。お答えをいただいて、後で質疑を続けさせていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 21ページの設置規則の第2条の委員会の協議検討内容についての（1）から（3）までの内容についてのご質問でございますが、まず（1）の施設等の整備計画に関することにつきましては、現在基本計画ができております。その基本計画の中にある総合グラウンドと多目的グラウンド及びグラウンドゴルフ場についての必要性並びに計画規模等についての協議検討を主に行っていたと考えております。

それから、総事業費に関することでございますけども、計画に関する総事業費につきまして、上限を設けて設計が華美、過大設計にならないように十分委員会の中で精査をしていただいて、事業実施を行うため費用について上限を設けるという方向で考えようということで（2）を設けております。

（3）のその他、委員会が必要と認めることにつきましては、例えば完成後の公園についての維持管理方法や利活用計画など、今後課題と予想される内容についても検討いただくことも考えております。まだまだ委員会の中では検討をいただくことが起こることが予想されますけども、簡単に説明しますと以上のようなこととなります。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今お答えいただきまして、答えというのはそのままお聞かせいただきまして、今のお答えとも関連しますが、次の質疑をさせていただきますけど。

平成30年度に国への申請時に提出している基本計画の変更というのはどこまで認められるのかということが問題だと思います。今の答弁等を聞きますと、変更といいますか、今の基本計画が大幅に変わる場合はどうなんだろうかという疑問といいますか、それが一番大事なことだと思っております。今ある基本計画のスポーツ施設の変更も含めて変更ができるのか。変更の許容範囲であるとは私はちょっと考えにくいんですけども、国が認める変更の範囲、限度はどこまでが可能なのかと、どこまで許されるのかということが一番問題になってくると思うんです。もちろん検討委員会とも関連づけて話をしておるつもりです。

それからまた、今総事業費のこともありましたけども、また土地の面積要件のことについてもありましたけども、それにつきましてもどこまで変更が許されるのかということが問題だと思うんです。

国からの交付金を活用するためには、変更が認められる範囲内ということになりますから、その変更が認められる範囲内でしか検討委員会を立ち上げて協議とか検討というものはできないという、そういう制限があるわけです。フリーハンドで検討ができないということになってくるんです。もうそれではだめです。変更の範囲がはっきりしないことには、その検討委員会の立ち上げのあり、なしというのはいくらも判断できないと、このように思っております。その点につきまして、町がどのように考えられるかお答えいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 変更の許容範囲というご質問でございますけども、現計画の変更につきましては当然国、中国地方整備局との協議が必要不可欠でございます。岡山県の担当課ともいろいろ協議をしておりますが、やはり最終的には国が判断するということになってきます。検討していく中で、変更内容について検討委員会の中で方向が見えてきた段階で当然事前協議を行って、交付金の対象の可否、いいか悪いかを判断していただくことになると考えております。現時点でどこまで許されるのかというご質問では、今のところは不明でございます。中国整備局の見解、変更の理由と変更の整備計画を示した上であくまで協議に臨むということになってくるかと考えております。

ですから、面積要件、事業費等の許容範囲については今のところは不明ということでご了解いただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ただいま答弁いただいたわけでありまして、今の答弁を聞いておりますと、まずは検討委員会を立ち上げて協議を開始したいということをおっしゃっているんだろうと思うんです。それで、変更の範囲とかというのは今後の国との話し合いだと。今のところははっきりしないが、今後の話し合いだというようなことであろうと思うんですけども。

もう一点質疑をさせていただきますけど、この議案に上がっている検討委員会の立ち上げというのは、本来であれば国に事業の認可申請をする前に立ち上げるのが筋であると私は考えますけども、既に申請をして認可を得ている現段階でこういう形で立ち上げようということを考えている以上は、町としても私は相当の覚悟が要るはずだと思っております。なぜならば、この3月議会でこの事業の予算は、繰り返しになりますけども、否決されているわけでありまして。基本計画に示された場所の土地購入費あるいは基本計画に示された総合グラウンドあるいは多目的運動場などの基本計画の実施設設計書を作成しようということが否決されているわけです。野球もできる野球場つきの総合グラウンドではだめだと強く否定しているわけです。にもかかわらず、3月議会の結果を町は、どういうことか同様に検討委員会規則の第2条の（1）の協議検討内容に今の基本計画をたたき台として出そうとしているのではないかと私は考えるんです。町は先ほど相当な覚悟が要ると言いましたけども、3月の議

会の修正を受けて、この委員会を立ち上げる提案、これをしているということであれば、野球場つきの総合グラウンド、それありきの検討委員会はだめです。基本計画の完全見直しを前提にして、第2条の(1)、(2)、(3)を検討する、協議する委員会をつくることしか立ち上げは考えられないわけでありまして、このことを町が約束するのであれば、その後に検討委員会を立ち上げる必要があると私は思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(安東哲矢君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) 検討委員会の立ち上げにつきまして、万代議員からのご質疑でございますが、実は3月22日の3月定例会でおっしゃるとおり修正をかけていただいております。その3月定例会で万代議員の方から一般質問の中で、おくれればせながらも町民の意見を反映させた施設にする考えはないかというご質問がございました。その席で万代議員からのご発言は、それも一般公募でやってほしいというお話がございまして、そのことに対して私の答弁が、それはぜひ検討させていただきます、やらさせていただきます、ただ一般公募というんではなかなか難しい問題がたくさんありますので、ひとつ有識者の皆さん方10名程度にお集まりをいただいて、より充実した、せっかくやる施設でございますから、ご承知のとおり今まで何回も私は話してきましたが、平常時には長寿、健康を目指したまちづくりで社会体育の充実がやりたいと。それともう一つは、地の利を生かして、この東備の地域でこれほど便利のいいところはないわけでございますから、この土地の付加価値を高めるため、近隣の皆さん方にもぜひこの和気町へ来ていただいてこの施設をご利用いただき、それが2040年問題にも解決できる一つの引き金になってくるだろうと、それが経済効果にも発展してくるだろうと。それと、有事の際には、岡山県は今ドームを平成25年に災害が発生したときの災害備蓄備品の貯蓄場にしていただいております。そういう関係もあって、社会資本整備事業交付金なら財源が約半分確保できるということの中から、有事の際に、特に南海地震、東南南海地震も今内閣府は70%から80%の確率でこの近隣では震度6弱が発生するだろうというような予測もされておるわけでございますから、ひとつこの町民の安全・安心をぜひ守りたい。そのためにも、社会資本整備事業交付金、これが10町歩という縛りがある中で意義のある施設をやらせてほしいというお願いをして、6月の定例会では——6月22日でございましたか——29年6月には811万円の事業計画の予算も議決をいただいて、その全体計画をお示しして、それをご了解をいただいて、それを国の方へ持って行って、そこで国の方にお認めをいただいて、30年9月の定例会が9月19日でしたか、そのときには5,200万円の交付金、それに伴います歳出が1億5,000万円、これをご議決をいただいたということは、私の認識の中では、皆さんに5カ年で全体の事業が20億円ですよということをお示した上でご議決をいただいておりますから、継続費の議決はいただいとりやしません、5カ年計画で初年度議決をいただいて、それを実は税法上の問題もあつたりしますから、地権者の皆さん方の立場も考えにやいけません。そこで、31年度へ繰り越しをしようということで繰越明許を出させていただいて、そのときに私の一般質問の答弁が、口の下でたらめなことを言うという表現を控室でしようられました。私は決してそんなでたらめなことを言うつもりはありません。有識者の皆さんにもお集まりをいただいてご検討をいただかんと、諮問委員会は開いても決して意義のあるものにならない、成果が得られないということの中からそのお話を申し上げた。それを根拠に、もう30年度も落としまえというような話の中で、控室で協議をしようられた。しかし、なかなかそのことについて私は納得ができない。

それと、反対の理由の中で、あそこは浸水地域だというお話もございました。浸水地域といいましても、大きな河川のへりは、防災マップでは必ず赤塗りになつたりします。県庁も赤塗りになつたりします。

それと、20億円を福祉に回せと、こういう反対の意見もありました。ところが、これは、ご承知のとおり社会資本整備事業交付金でやらせていただく事業でございますから、これを福祉の方へ回すというような、そういう見当の外れたことはできない。

それからもう一つは、野球場は要らないというお話でございました。野球場ということは私は申し上げておりません。町民の長寿を目指す健康づくり、社会体育の充実を図るために総合グラウンドを整備するんだと。平常時には広く皆さんにご利用がいただけて町の発展につながる、そういう事業をぜひやらせてほしいという願いをしたんです。有事の際には、町民の命を守るために、この近辺にはないようなそういう防災の拠点にしたいと。段階的にそれが進んでいくと、今度は次は建築廃材、ごみ等についてもまだまだ真備のあたりのごみが半分以上も片づいとりゃあしません。あれを見てもわかっていますように、あそこへ建築廃材、ごみ等の備蓄ができれば、すぐ上にはごみ処理場がある。そこで環境整備もできる。それが済むと、今度は次の段階じゃ仮設住宅もそこへできるじゃありませんか。そういう広場を確保して、町民の生命、財産を守っていこうと、これが私たち行政の役割だという気持ちで実はおるんです。

そこで、実は今県と中国5県、中国地建との話し合いをいたしております。5, 200万円の30年度の予算がここで修正をされた。こんなことは余り例がありませんから、まだ返事をいただいてないんです、どうしてええか。令和元年度の1億2,700万円、合わせて1億8,000万円を6月の定例で計上して、議員の皆さんにご理解をいただいて、町民の安全・安心を守ってほしいというご指導のもとに、私はここで上げさせていただこうと思っておりましたら、万代議員の方から検討委員会を立ち上げなさいというお話でございましたから、私は議会の意見だろうということで、今回検討委員会の立ち上げをさせていただく。しかも諮問委員会という形でやらせていただこうと思っておりましたが、諮問委員会じゃだめだと、検討委員会にしなさい、そういうご意見もいただいて、全面的に私はそういう意見を酌み入れて今回提案をさせていただいて、より充実した、和気町にとって将来が展望できる、将来が発展的に考えていける施設をぜひ整備をしていきたい。そのあたりでひとつぜひ皆さんにご理解がいただきたい、こう思いながらおるところでございまして、国・県とも、中国地建とも、県とも話し合いは進めていきますが、ひとつ和気町の議会でぜひご理解を賜りたい。よろしく願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ただいま町長からの答弁をいただきました。町長が言われるのは、幅が広い話であったんで、この事業の必要性について語られたり、3月議会以降のことをいろいろと語られたと、こういうふう思うわけですが、私もそこで感じることはいろいろありますけども、きょうはそのことは言っておると長くなるんでやめますけども、その検討委員会の立ち上げが悪いと言っているのではないんです。ただ、3月の議会と現状を見たときに、3月の議会で修正が出ているということは、先ほども言いましたけども、土地の購入費と今の基本計画で実施設計を作成するというのはこれはだめですよと否決しているわけですから、そういうのを踏まえた上で検討委員会を立ち上げる必要があるわけです。そのことを言っているんであって、検討委員会で現在ある基本計画をたたき台として、それを検討委員会でまずは検討するんだというのはそれは無理です。それは何でかといいますと、何回も言いますが、3月議会で修正があって、賛成多数で野球場付きの総合グラウンドは少なくともだめですよということを言っているわけですから、これが基本にあるわけです。それを踏まえた上での検討委員会というのが今考えられる検討委員会なんです。だから、こういうを出してくるといのは、それなりの覚悟が要ったんじゃないんか、相当の覚悟が要るんですよと申し上げてるん。だから、ここで、いや、それは3月の修正を静粛に受け止めて、それもしっかりと頭に入れた上で基本計画も、事業を検討する上ではこれはもう外すんだということがない限り、検討委員会の立ち上げは無理なんじゃないんかなと私は考えております。

国の交付金がどこまで活用できるんかというのは私は常に頭の中にあつたんで、その交付金の活用を何とかできる方法はないんかなということと、検討委員会というもの、この立ち上げというのを何とか関連づけていい方向に行けないかなということ私ずっと3月修正以降思っまいました。そういう意味で、きょうはこういう議案が出てきたわけですから、これについてどのように取り組んでいこうと考えておられるのか、町執行部の考

えが聞きたかったわけであります。このことについて、もし答弁があればお願いします。なければ結構でございます。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） おっしゃられることは十分理解ができます。したがって、この検討委員会は、先ほどから申し上げておりますように、全体の大幅な改正というのは、国が絡んでおりますから、国の方でお認めをいただかないと変更できません。国が交付金10億円——これは事業計画によって縮小もされると思うんですが——国のお金をいただく以上は、今現在は万代議員がおっしゃっておられますように、野球場をつけた総合グラウンドということになっておりますが、これの変更は国の方へ私は、野球場じゃない、総合グラウンドで多目的に使うんだということで、皆さん方のご意見をいただきながら変更に持っていきたいという話も実は今しよります。ですから、そういう意見をいただいて、それから防災の部分については、今何が一番必要なのかというと、災害が発生すると水と油とそれと情報手段でございました。このあたりも充実させたもので考えていきたい。そのあたりのご意向をいただくことによって、今岡山県内の他の自治体も防災公園事業をぜひやりたいというので近隣もだんだんと要望しておられますが、私はその前に、うちのこの今の30年、令和元年1億8,000万円になりますが、これを管内へ流用というようなことはもう何と考へても私もつらい話でございまして、何とか和気町の資産、和気町の付加価値を高めていくためにもこの事業をやらせていただきたい。そのためには、皆さん方のご意向も力いっぱい反映をさせていこうという気持ちで、万代議員からご提案がありましたこの検討委員会を本日も提案を申し上げておるわけでございます。予算の方につきましては今回そのまま全然上げさせていただきます。ひとつそのあたりをご理解賜りたいと思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はございませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、万代議員とは一味違ったあれでやらせていただきたいと思います。

今、これ深入りするとあれなんでいけません、福祉のことを言われたんですが、それは私が言ったことですが、今回、和気広報の6月号を見てみますと、財政計画の見直しが出ております。これを見ますと、私の読みが間違うとったら言うてほしいですけど、地方債が2億1,468万円、一般財源が8億5,969万円ということで、非常に借金の方を減らして一般財源を8億円何ぼ使うと、5年間で。こういうことをやると、町の財源の資源がそれに使われるわけなんです、この大きなプロジェクトに。そうすると、結果としては福祉が削られるということになる。そういうことを町民の方は不安に思われるわけなんです。だから、そういうふうには言った。細かいことなんで、そりゃあいいですが。

本論に入ります。

要するに、先ほど今同僚議員が言われたように、3月議会で修正議決をしたということで、6億円幾らでしたか、そういうふうなものを削ると、それから繰越明許もやめると、両方あったわけでございますが、申しわけないですが、私一緒に12年間町長とは同期生で議員もやってまいりました。本当に申しわけないんですけど、執行権と議決権というのがあるわけでございます、二元代表制で。私もこれ読み直しましたら、予算を執行するというか、過程でそういう議決がされなければ執行できないわけなんです。ですから、この間の修正議決というのは、それだけの重みがあるというふうに捉えていただかないといけません。修正には、ここを見ますと、減額修正はもちろん、増額修正もできる。増額修正の場合は町村長の提案権を侵すことになる。そういうふうな修正はできないというふうなことも書いてありますけども。いくらいい案を持っとっても、町長が、議会で議決されなければ執行できない、そういうことだと思うんです。

しかしながら、今回このようにまた、学校統合のときにもこういうふうなことで議会で議決してから説明会をされたというふうなこともあったと思います。それと本当によく似て、同僚議員が提案されたからと今言われま

したけれども、検討委員会なるものを立ち上げると。これはやはり民主主義の憲政の常道に私は反するというふうに思います。ですから、本当にそれでまだまだ突っ走るといふのであれば、私たちは町民の皆さんと相談してそれなりの措置をやっていきたくて私自身は思っております。

ですから、ぜひその辺の考え方、議決権というか、この修正案が通ったことをどのように受け止めるかということをお教えいただきたいと思っております。私自身はこの検討委員会の設置についてはもちろん反対で、これはやるべきじゃないというふうに思っております。それでもなおかつやるのであればやる。その辺の本当の町長の趣旨をここでもう一度吐露していただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほどからも申し上げておりますように、3月の定例会で修正議決をいただいておりますことは重々承知をいたしております。ただ、3月の定例会の一般質問の中で、議員の方から、おくれればせながらもやっぱり町民の意見を聞くべきじゃないかというお話もございました。基本的にはそれを基に、本日この検討委員会の立ち上げをお願いをいたしておりますところでございます。それからこの事業そのものにつきましては、和気町だけで否決をされたからほんなら和気町だけでということじゃなしに、中国管区——中国5県でございますが——中国5県と岡山県を含めて、私ども和気町だけで今後判断できないというような状況がありますから、そのあたりのことも協議をしながら、皆さん方が和気町の将来を考えて、財政状況もお示ししとんですから、財政的にもこの事業をやることによって和気町の財政を圧迫するというにはならないというお話も申し上げておりますし、和気広報にもこの財政の問題について出させてくださいとんです。そのあたり、全体的なことをもう一度皆さんに真摯にお考えをいただいて、和気町の将来を考えていきたい。そう思いながらこの検討委員会を立ち上げていただいて、皆さんのご意見を聞きながら、議会の皆さん方のご理解をいただきたいなど、ということで本日提案をさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） やはり平行線なわけでございまして、余り議論をしてもあれなんだと思うんですが。

ですから、要するにもう執行権の範囲でとりあえず何が何でも検討委員会をしてやるというふうにおっしゃるわけですね。

修正が通った後、23日の某新聞には、国土交通省の河川事務所、ここに落ち度があつて、益原の地域、あと瀬戸町のどこか、3カ所は指定していなかったと。で、22日にもう一遍指定したと。いわばそんなく政治がここまで来ているのかと私はあきれましたけど、外しているときに議決をしてほしかったということだろうと私は思うんですが。

それから、これは西村官房副長官の政治家案件じゃないかなというふうに思います。それは答えていただかなくても結構ですが、とにかくそういう事務的には非常に瑕疵があるというふうに私は思います。そういう点を、本当に瑕疵も何もないというふうにおっしゃるんですしたらそこだけお願いして、もうそれ以上言いません。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 大変失礼なんですが、議員のおっしゃっておられる意味が十分理解ができませんので、もう一度できればご指示いただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 要するに、町民の意思を捉えて、やはりこれは本当は一步下がってもらふべきだと思うんですが、それにもかかわらずそういうふうな国土交通省も含めてそういうものは御免こうむりたいと。苦田ダムと同じですよ、いったん決めたら社会資本整備交付金、これを使えというふうには国土交通省が言っているわけでしょう。じゃないかなと思うんです。だから、その辺が、やはり今の政治が疲弊しているというか、劣化していると私は思います。

とにかくもうちょっと執行権者というのは柔軟に町民の意思を捉えて、フレキシブルに変えていけるならば、この草加政権は非常に安泰じゃないかなと思いますけれども、こういうことをすると今後いろいろと問題が起こるやに私は思います。答弁は別に結構です。したければしてください。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はございませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ちょっとよくわかんない話に今なっているんですけども、この議案第54号に関する質疑で、話し合うべきことというのはもう単純明確で、委員会を立ち上げたらゼロベースで全て見直すんですかということをお先ほどから万代議員はおっしゃっておられるのであって、そのことをまず明確にご答弁いただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほどから申し上げておりますように、これは事業計画書を出して5カ年計画で事業をお認めいただいてスタートいたしておりますので、大幅な改正というのはなかなかお認めがいただけないのじゃないかと。ところが、野球場じゃなしに、私は総合グラウンドで変更させていただこうと、こういう気持ちで今おるんです、皆さん方の意向を踏まえて。ですから、それは何とか認めていただこうと思っておりますが、ゼロベースからというのは、それはもうちょっと無理ですということはずっと申し上げておるでございます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はございませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 先ほど同僚議員の方が詳しく説明しまして、私も今の執行部の答弁である程度、重複したところは避けますが、これいづれにしても特別委員会での審議ですので、防災公園の特別委員会でありますので細かいところは避けますけども、まず条例改正ということのときに、僕も余りこういう経験がないもんで、議員必携を見ました。すると、条例改正のときの判断基準、これ皆さんはどう思われてるか知らんけども、まず一つこの着眼点というのは、何の目的でやるかということ。目的はしかしこれで平たく書いておられるからわかるけども、ただこれは目的のタイミング、同僚議員も言われましたが、今のタイミングかという部分と、それから住民が賛成する内容であるかというこの2点、この2つを話してみたいと思いますけども。

まず1つには、繰り返しますけど、住民の賛成する内容かというのは、3月議会で同僚議員も言いましたけども、これが言うてみれば自明といいですか、明らかな問題だと私は考えております。いい、悪いは、一応議会というところで、僅差とはいいいながら、ここはやっぱり町長の言われるように重く受け止めたということであれば、やはりゼロベースは難しいかもわからんけども、私もちょっと前にも質問したけども、この検討委員会が今のベースを多少微調整ぐらいで諮問なり答申という形を想定しとんであれば、それはわかる。それはちょっと問題あるというのは、多分、皆さん方の意見は聞いておりませんが、最終判断ですけども、そこがちょっとあると思います。

だから、本当にこれ1年半ぐらいずっとかけてやっておりますんで、いいような形のゼロベースで、ただゼロベースということと、やっぱり町の方はもともと、繰り返しの議論になってあれですけども、要は社会資本交付金の50%という補助金がおいしかったから、結果飛びついたとは言いませんが、いろいろと相談したらそれがおいしいということだけでも、そもそも私は益原が悪いとかそういうことは思っておりません。そもそもこの計画の発端が、防災公園というのは学校の統廃合の中でも、こっから先も防災公園はありませんでした。たまたま跡地の委員会の答申の中でグラウンドの検討もされたらどうかというのが、皆さんもうちょっときちっと覚えとかな、私3月議会で言いました。そのことをもう忘れて物を言うたらいかんので、余りとばけたことを言うちゃいけないので、確信はそういうことだと思います。

そういうところが本音としてあるんだけども、役所としては当然それはそういうことで、少しでも物事をやる

ときには有利な財源をと、これは当然のことです。ただ、この事業そのものが町民にとってどうしても必要かどうかということを、私3月議会の修正動議は、私が代表でやるということでやりましたけども、それと今一緒のことを言っております。これが結局そういうことを受けて、町民の皆さんの大半の意見を受けて、この3月にああいう形で、あえて和気町の議会で前例がなかったかもわかりません。しかし、あえてそれを言うことは、私らも、先ほど町長も言われましたけど、町の方も、執行部も、和気町の将来に向けて責任を持てと。私らも一応、これは見解のあれですから、私らも無責任に反対しとるとか賛成とかということじゃありませんので、そのところはお互いに中身的には和気町のことを思いながら、賛成の中身もそうじゃし、反対もそうだと思います。そのところは、やっぱり我々修正を出して一応项目的には削除した人が和気町のことを恐らく何にも考えてないということでは、そのことには私自身がそういうことで細かい部分で反対とかということはありませんので。ただ、賛成の中の6人——結局票がわかりますけども——やっぱりいろんな角度、今の質問をしようっていろいろな立場で考えてますけども、私は自分としては今言うたようなことを中心に考えております。もうそれが一番大きなそのもの条例をつくること自体のその目的はわかるけども、その目的というのが今このタイミングでというのは、やっぱり仕事、物事をやるときには手順とタイミングと言うけども、同僚議員も言いましたが、今年の3月、去年の9月でしたら、これがもう1年半とか2年前にこういうものがあってということであれば、また全然状況が違います。ただ、もう3月議会で否決になったという状況の中で、あえて万代議員——と言わせてもらいますけども——から提起があったということですけど、これは私ども、3月にも聞きましたけど、これ議会の総意でつくれということでもないと思います。ただ、町の執行部の方でそういうことで配慮していただいたというように私は好意に解釈しております。だがしかし、それは議会の総意でこれをつくらうということではなかったと、3月議会の私の記憶では万代議員がそういうふうに言われたことは覚えてます。だから、議会の総意じゃございません。

そういう辺が、きょうの段階はもうここで、後で特別委員会がありますからそこでまたちょっと細かい部分は言いますが、その辺のことをまとめて言いましたけども、そのポイントのところを。やっぱり3月の議会のそういう状況の現状認識、それから今この段階で、この時期に、このタイミングであえて検討委員会をこしらえるというのは、それを町民の声として受け取るということであるんだけども、これは3月に町民の民意というのは反映されとるというふうに私は思っとなです。その辺の見解を。ポイントはそこだけでよろしい。細かいことはまた別途特別委員会がありますから、そこでお答えいただければいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほどからも申し上げておりますように、議会の方のご意向は修正をしていただいたということについては重々もう認識をいたしておりますし、そのことについても謙虚に受け止めておるわけでございまして、ですから今回も3月の定例議会でおくればせながらも町民の意見を聞くべきじゃないかという一般質問をいただきましたので、それも受けて今回提案をさせていただいたと。

それともう一つは、中国5県、それに岡山県、和気町を含めて協議をさせていただいておりますから、今、協議をする中で30年度の5、200万円を修正をかけていただいたことについて、なかなか余り例がないそうです。それで、5カ年計画でやっとする事業で、ひとつぜひそれは令和元年度で一括で1億8,000万円を受けていただきや結構ですから、議会の皆さん方も十分協議をして、和気町のために進めていかれりゃええんじゃないですかというような話もあるわけでございまして、それをひとつぜひ、私は和気町の町民の安全・安心のまちづくり、和気町の付加価値を高めて、他の市町村と比較しても和気町は付加価値のある町で住みよい町だなど、安心して住める町だということにするためにも、今この時期に社会資本整備事業交付金が裁定されているんですから、これを使わない手はないなということは今でも思うておりますが、ところが議会で否決されとんですからこれはもう手も足も出んわけでございまして、ただそうは言いながらも、検討委員会を立ち上げていただいて、皆

さんがそれなりにもう一度検討をさせていただいて、ご理解がいただけて、提案をさせていただくという道が開けますから、提案をさせていただければ和気町の発展につながると、そういう思いで今おるわけでございまして、民意というのは否決をされたことについて何も考えてないんかと言われるんなら、それは考えてないことはありません。十分認識をいたしておりますし、謙虚に受け止めております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） もうこれ以上は長々と言いません。特別委員会の方でまた小さいことを言うかもわかりませんが、その場でよろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑ございませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私も、具体的な質疑については特別委員会の中でというふうに思いますが、先ほど町長の答弁の中で何点か気になったことがございますので、少し申し述べさせていただきたいというふうに思うんですけれども。

3月の議会のときに同僚議員の万代議員の方から、検討委員会という意見が出たわけで、そのとき私の記憶によると、もう公募でやるということは考えてない、私の裁量権の中でやらせてほしいというふうに町長が言われて、そういう答弁を受けて否決をするという形になったのではないかなというふうに私は思っています。ですから、3月の時点で検討委員会を設けるということになっていたらまた事態は違ったのではないかなというのは、私のこれ感想ですけれども、そういうふうに思っているわけでありまして。

それが1点と、またでたらめのことを町長、自分が言っているとか、もうこれだったら否決をしようというようなことを控室の中で話をしていたというようなことを言われたんですが、それは何を根拠にそういうことを言われているのかと。そういう不穏当な発言というのは控えていただきたいというふうに私は率直に思っているわけでありまして。これが2点目です。

あと3点目が、野球場ではなく総合グラウンドへというふうに町長は言われて、そういうことで国に申請するというんですけど、野球場と総合グラウンド、その概念ですが、どういうふうに違うのかというのが私は理解しがたいわけであって、今野球場があって、多目的のグラウンドがあって、それを含めていろんな形での総合グラウンドというようなことじゃないかなというふうに思いますが、そこがどのように変わるのかということをお示しいただけたらありがたいなと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） まず1点目の裁量権でやるんだというんじゃございませんで、それは誤解のないようにしていただきたいと思いますが、諮問委員会を立ち上げるということについては、それは執行権の中で検討させていただいて決めていくというのは、これはもう常識の範囲でございまして、これはひとつ誤解のないようにしていただきたいなと思います。

それから、控室の方で、私の一般質問の答弁が今の私の裁量権でやるというんじゃございませんで、一般公募して、ネガティブなクレーマー的な皆さん方にお集まりをいただいて、それで検討して、結果的にそういう経験もありますから、ですからそれはそれなりに有識者の方にお集まりをお願いをせにやいけませんという言い方をしたんであって、例えばコーヒーの味がアメリカンコーヒーであるとか、これはブレンドじゃとか、そういうことのある程度の認識のある方にお集まりをいただくにやいけませんから、そういう意味でそういう人にご委嘱を申し上げたいというふうに申し上げたんです。ですから、それはひとつぜひ誤解のないようにしてほしいなと思います。

それから、休憩になって、私がそっちへ出ようりましたら、もう30年度も落としゃええというて西中議員、それから5人ほど議員がおられた、そこでかなり大きな声でやりようられた。ところが、30年度も落としま

え、今言うたことは口の下で違うじゃねえか、というような話をしょうられたんで、そら万代議員にも再確認をしたんですが、そりゃそうじゃないんじやと、そういう意味で言うたんじゃねえんで、それをそういうことでそういう受け止め方をして、30年度まで落としてしまわれるということについては、もう非常にづらいものがあるというお話を万代議員にも私はさせていただいたんです。ですから、そこら辺はそういう意味で申し上げたんで、ひとつご理解を賜りたいと。

それから、総合グラウンドという言い方を私はしょうりますが、石生の今ベースボールパークにしております環太平洋大学が使っております野球場、これはもう多目的じゃない、もう野球専門のグラウンドじゃというふうに私は思うとんです、壁面もボールが逃げんようにコンクリートの壁をしてと。これはもう全くのベースボールパークだなと思っております。

そうじゃなしに、昔あそこの総合グラウンドは野球もできるし陸上もできるし、サッカーもできるしというような多目的で使っておったんです。ですから、私もこちらはそういう多目的に使えて、できれば400メートルのトラックがとれるような、陸上もできサッカーもできるそういうグラウンドにできたらなと。それから、サブグラウンドについては、今サッカーが2面とれるようなことに予定をしております。ソフトボールもできるような、そういう計画にしておりますが、私が総合グラウンドと言いますのは、今申し上げておりますように、多目的に利用ができるという意味で申し上げておるわけでございます。今は、マウンドがあつて、ほんで外野は芝を張ったつたかな、そういうのはもうやめて総合グラウンドでという考えで、ちょっとそこら辺は上手に説明できませんが、そういう考え方でお話ししょう。そういう考え方で変更させてほしいなと。それなら変更を認めてもらわにやいけん。

それから、いろんな意味で微調整をする意味で、委員の意見を取り入れていかせていただいて、それから今20億円の事業ですが、最終的に5カ年ですから、5カ年の経緯の中では物価の変動もあつたり、それから諸般の事情もあるでしょうから、やることについても削除することができてくるかもわかりませんし、プラスすることができてくるかもわかりませんが、総事業費は今の20億円から下がるように下がるように計画をしていくべきだなと、そんなことも検討委員会でご検討いただき結構ですということをお願いしょうります。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 3点目の質問のとこだけ再質問で確認をさせていただきたいんですが。

ということは、黒土を入れて芝生を張った、ベンチをつくって観客席を幾らか設けたああいう野球場はやめて、400メートルトラックをつけられるような簡単に言うと陸上競技場的なもの、そこでサッカーもできる、ラグビーもできる、そしてサブグラウンドはソフトボールが2面とれるぐらいの、今予定をしているものに変更を考えているということと理解していいんでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 私は、この人工芝を張ったり、それから黒い土を入れたりするようなもんじゃなしに、前にあった和気町の総合グラウンド、石生の、あの程度の総合グラウンドにということはどうでしょうか。ベンチについては、今出しとるもんが認められりゃあもう落としてしまてえなと思ひよんですが、ただこれからの話です、それは。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） いまいち頭に浮かんではきませんが、今の計画をしている野球場とは変更を考えるということで理解していいですね。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑ございませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 反対派の議員の方からの質問が多いので、賛成側からの質問がなかなか出ないと思ひま

すが、1つ町長の方に確認をさせていただきます。

ここでの議論が、町民が反対だというトーンが強い。執行部はそれに対抗しているというような構図に聞こえるので、若干そこに補足をさせていただきたい。

もし検討委員会を立ち上げた後に、万代さんが再三使われてますけども、基本概念がありきじゃなくて、なしでいったらというお話なんだけれども、もし立ち上げた後でいろんな町民の意見を入れた中でどんどんどんどん基本路線が変わってきたときに、どうされていくのか。それをお聞きしたいのが私の根本的なところですよ。

私の気持ちとしては、運動公園、総合公園というのはどうしてもやりたい事業であるというのがあって、それならばただ問題なのは、10億円が入らないだけでしょと私は言ってしまう。でも、その10億円は大きいんだということで、万代議員は10億円の交付金を取るために検討委員会を立ち上げてという発想だけれども、町民が望むなら10億円だってというのが私はあるけれども、ここはまた議論は別です。ただ、委員会がどんどんどんどん基本路線を外れていった場合に町長はどう考えていかれるのかと。

私は、ちょっと言っておきますと、今回の3月議会で否決された、町民はそうだと。しかし、それは議長は当然賛成の方からということもあるので、それは当然技術的なことですが、この議会の前は我々が賛成で通した。その前は、反対の請願書を出した。こううねっている、左右に賛成、反対が来ているのを町民が全て反対のように言っているお話はあり得ない。要は、この議論は町を二分する大問題で、双方に相当の意見があるんだというのが前提にある。その中で、こういう委員会を立ち上げてやろうというのは民主主義の原則だろうと思うし、そこでとことん話し合うことは必ず必要だと。この委員会すら要らんというのはどうかなと私は思います。ただし、今申し上げたように、万代議員がもともと考えられているように、基本計画なしでのというのはちょっとどうなのかわかりませんが、それでももしこれからの検討委員会でどんどんどんどん話が変わっていくならば、私自身としてはそれもあかなということがあるので、町長にそここのところを。本当に外れて一番ひどいのは、多分10億円はもらえないよ、もうその交付金はないよといったときにどうなのかなと思うんですけど、私はそれでも町民がやりたいという事業であれば、別の方法を考えたり、ほかの事業を組み合わせたりして、また別のやり方としてでもやるべきだと、そこまでやりたいと思っています。

最後に、町民は、選挙をする投票に来た方だけが町民じゃありません。私は、小学生から高校生までの児童を預かってます。こんな話をしてちょっと同情を買うような話で申しわけありませんが、先生は議員じゃろうと、うちのお父ちゃん、お母ちゃんは選挙に行かんけど、僕先生を見とるからというて、先生議員じゃたらサッカー場つくってくれるよな、こう言われました。こういう若い子も和気町の将来を担う町民です。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 検討委員会の検討内容につきましては、先ほどから万代議員のご質問の中でもお答えをいたしておりますが、大幅にもう白紙の状態を検討すると。これはもう絶対今の事業でやろうとする場合は無理でございますから、そうでなしに、より充実したものにする。有事の場合には防災公園としてこの近辺にないような機能を持たせようと。それから、平常時には町民の長寿を目指したまちづくり、社会体育の充実を図っていききたい。それとあわせて、この地の利を生かしてこのグラウンドを周辺の皆さんに使っていただく、たくさんの交流人口が増えていく、そのことが経済効果に発展していく、それが2040年問題の解決にもつながってくる。2040年問題、もう8,000人を切るだろうと言われておりますが、それを指をくわえてじっと待ちようわけにいかないと。そのために私もこうして汗をかかせていただくということをご理解いただきたいと思います。

それから、グラウンドについては、今、ベンチ等についてはこれは国土交通省が広島地建が認めていただかやあ、取り外してしもうてということをおは内部では言よんですけど、これは国が認めてくれんなら、事業費が落ちてしもうたら、これはもうやれりゃあしませんから、一般財源やこうでやれるような事業じゃありません

から、落ちてしまうたらいけませんから、今の補助率で対応ができると。しかも、多目的に使えるというので、有事の際には防災公園としてより充実したものにする。平常時にはグラウンドとして、この近辺にはないような、皆さんに集まって使っていただける、こういうものにしていきたいと。そのために検討委員会を立ち上げて、皆さんのご意見を聞かせていただいて、できるだけそれを吸収しながら反映をさせていきたい。それも和気町だけの考えじゃできませんと。検討委員会が出た意見は、中国地建に持って出ますよ、県へ持って出ますよというお話をさせていただいておりますので、大幅な改正というのはちょっともう無理でございますから、そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。ぜひひとつよろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はございませんか。

1 番 尾崎君。

○1 番（尾崎智美君） 私は、2月の選挙戦のときに、有権者の方から防災公園のあんたの立ち位置はどうなんだということを言われました。正直もうそのときは、私の不勉強でわかっておりませんでしたので、これから勉強していきますというふうに答えておりました。実際そういう面もありますし、選挙戦の手段としてそちらの方がいいでしょうという意見もあったことはもう間違いはないんですが、実際本当のところそういう感じでした。回っていく中で、反対派の方が多いなという印象は受けました。実際、私の親も反対でありました。その後、また当選しましてから説明に行ったりいろいろしましたが、私は勉強してからもう推進すべきだというふうに思ったわけですが、そのとき説明するときに、私は推進に納得してもらおうように説得するには説明してないです。自分がどういうふうな経過を経て推進すべきだというふうに思ったかというのを、メリットもデメリットも両方出して、推進するにはこういうメリットがあります、こういうデメリットもあります、反対するにはこういうメリットもあります、こういうデメリットもありますというふうにフェアに言って、自分はこれこれ総合的に考えて推進すべきだというふうに今判断しておりますというふうに言いましたら、割と多くの方が理解してくださいました。意見を変えない方も、ああ、そういうことでそうしたんだなということは理解してくださいました。何でもそうなんですけども、100、0ということは余りないんです。100、0だったらみんなが賛成するわけですから、大体拮抗するというときは、多少メリットが高いとか多少メリットが少ないというふうなことで決定されるわけでありまして、その中で町民の方から言われたのが、私はもう反対派の意見のデメリットの方ばかりしか聞いてなかったなというふうな、そういう意見がありました。確かに、今そういう中で広報「わけ」の方で、かなり私の肌感覚ですが、反対派の意見がちょっと弱まってきているような印象を私は受けております。ということで、特に質問というわけではありませんが、述べさせていただきました。

（4 番 若旅啓太君「議長、条例案に対する質疑になっていないと思います。一連の中で、最初から」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第55号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第54号及び議案第55号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号及び議案第55号の2件を防災都市公園整備事業特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第54号及び議案第55号の2件は、防災都市公園整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第56号及び議案第57号の2件の質疑を行います。

まず、議案第56号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） これは日笠診療所でもう外来死後処置、これがないのでこれをやめるということと消費税の関連ですかね。それだけもう一遍お願いします。もう件数的には本当に全くゼロなんですかね、今。それをちょっとお願いします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 外来死後処置につきましては、件数的にはもう日笠診療所、塩田診療所においてもゼロでございます。

それから、料金については、原価を設定いたしまして、それに消費税相当分を加えるという形で、ここで改正をさせていただきたいと思います。

（10番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第57号和気町営公共土木、農林土木事業等分担金徴収条例の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第56号及び議案第57号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号及び議案第57号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号及び議案第57号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（安東哲矢君） 日程第8、議案第58号から議案第61号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは続きまして、議案第58号から議案第61号までの4議案につきまして提案理由をご説明を申し上げます。

初めに、議案第58号の令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に2億3,520万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億1,844万3,000円とするものでございます。主な内容は、歳出においてスクールバス等の駐車場整備に係る事業費、プレミアム付商品券事業費、ため池改修事業費の追加等を行い、歳入においては各事業に対する財源として国県補助金、地方債等の追加をするものでございます。ドローン活用推進事業の委託料965万円についてでございますが、これは昨年12月に実施いたしましたドローン物流実証実験を更に進化、発展させる事業でございます。当事業につきましては、3月議会に関連予算を当初予算として提案をさせていただき、うち委託料965万円と歳入の国庫補助金482万5,000円が減額修正となりました経緯がございますので、再度計上させていただきました理由を

申し上げます。減額修正の議決後の3月29日に内閣府から当事業が地方創生推進交付金事業に採択されたとの連絡がございまして、当事業は日本の中山間地域に共通する人口減少による地域課題について、少ない人口でも地域の生活の支えをすることのできる技術インフラを世界に先駆けて構築しようとする、社会的にも意義の高い取り組みと考えております。国がルールを決め、仕組みができ上がってから導入を待つというスタンスでは、社会インフラの維持が手おくれになる可能性があります。このたび、もうご承知だろうと思いますが、全国の自治体へ国は総務省からこのドローンを少子・高齢化社会の中で人口減少に伴う事業として行政が取り入れていきなさい、取り入れるに当たりましてはこれから3年間国が特別交付金で半分を見ましようという通達を総務次官通達で全国に通達をされております。そういう状況の中から、和気町ではその先鞭、先を行くという意味で、内閣府から貴重な機会をいただいております。ぜひこの取り組みを積極的に進め、ドローンの先進地という地位を得ることができれば、第1次産業から第3次産業までの全ての産業に貢献し、若年層から高齢者層の幅広い層が従事可能な多様な雇用が創出されるものと考えておるところでございます。内閣府からは、6月定例会で再度審議され、ご理解をいただくよう指導いただいております。更に、大手通信企業等との連携により、高度な内容の事業実施が可能となる目途がついたため、再度検証実験の予算を計上いたしておるのでございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、議案第59号の令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は日笠診療所勘定において既定の予算に81万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,431万4,000円とするものであります。内容といたしましては、歳入は一般会計からの繰入金、歳出では修繕と医師派遣に係る負担金を追加するものでございます。

次に、議案第60号の令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は保険事業勘定において既定の予算に31万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ18億1,417万4,000円とするものであります。内容といたしましては、歳入では国庫補助金を追加し、一般会計繰入金を減額するもので、歳出では電算システム改修委託料の追加と、生活支援体制整備事業の運営体制の変更に伴う支出科目の組み替えを行うものであります。

次に、議案第61号の令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に960万円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,006万8,000円とするものであります。内容としましては、歳出において矢田工業団地造成事業の排水計画変更に伴う測量設計委託料を追加するもので、歳入ではその財源として地方債を追加するものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当部・課長に説明いたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第58号から議案第61号までの4件、順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第58号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第59号説明した。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 議案第60号説明した。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 議案第61号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 歳出から見ますと、42ページの庁舎修繕工事費199万8,000円、これが電話交換機の修理ですかね。というのが、私ダイヤルインの電話ですと今ごろ交換手の方が大体出てくるんですよ。その点でダイヤルインのシステムがめげたんかなというふうに思うんですけど、これ何年ぐらい使っていたのか教えてもらえますか。

施設工事費は、バスなんかの新しく駐車場にする分の工事費ですね。これは、一応工期がいつごろになるのか、完成年度はいつごろか、多分早急にされるんだろうと思うんですけど、それだけちょっと教えてもらえたらと思います。

それから、ドローンの物流検証実験委託料765万円、それからシステム構築委託料が200万円ということなんですが、これは3月議会で修正、削除された分で、なかなかこれは納得できないものでございますが、そればっかし言ってもしょうがないので聞かせていただきたいと思いますが。以前、私、地方自治法違反じゃないかと。その当時は、町長は議長で、その会社の取締役をまだ息子さんが務められていたということでそのように申し上げたんですが、その後会社の謄本をとってみますと、違う方が代表取締役にならされてましたけれど、一般的には町民の中では公私混同だというふうに言われているので、その辺どういうふうに抗弁をなさるのかも教えていただきたいと思います。もともと、新人議員もおられるので申しますと、ミライトという違う会社に来る予定だったんですよ。ところが、そのミライトという会社が出来なくなったということで、レイヤーズ・コンサルティングにお勤めの息子さん——誰かが言われたんでしょうね——に子会社を2,000万円で作ってもらって、それがFDDI社だったというふうに私の記憶では思っております。確かに、私もドローンそのものは否定するものではございません。ただ、あの当時専決処分だったと思うんですけど、550万円ほどで和気ドームをリフォームして事務所にすると。それも、オフィスオートメーションですか、OAというんですか、すぐにパソコンだとかも全部ぱっと使えるようないいやつにして至れり尽くせりをする。それから、使用料も、営利会社が使う料金ではなくて、町民が使う料金で格安で使っていただくと、そういうふうなことでやってきたわけですが、そういうことでまだこれをやっていくということは、これは随意契約じゃないかなと思うんですけど、その辺の理由づけというか、どうしてここを使うのか。会社はどこか知りませんよ。でも、FDDIだと思うんですけど、その辺の理由づけというか、説明ができるんでしょうか。随意契約する場合は、それなりの理由をつけてもらわないと納得できないというふうに私は思います。その辺の説明をぜひお願いをできたらなというふうに思います。

それから、災害関連で若干質問させてください。

46ページの過年度発生災害復旧費で670万円、これは父井原、いわゆる小原の山腹崩壊と言ったんですか、その関係だと思うんですけど、先日言われた、これは予防的なものも含めての予算ですか。その辺詳しくお願いしたいなというふうに思うんですけど。

それから、同じページの施設工事費の11基分と言われましたが、330万円で、体育館管理費が出ておりますね。ほかの場所で、例えばサエスタの外のトイレとかこの辺も和式があって、これぜひ替えてほしい、洋式にしてほしいという声も私聞いているので、その辺のほかの教育施設、とりわけ社会教育施設、中央公民館もありますけれど、その辺のトイレはどうなっているのか。学校は別として、社会教育関係のあれでどういうふうなあれ

になっているのか、もしあれば参考に教えていただければと思います。

それから、44ページ、前に戻りますけれど、和意谷池の斜樋2,090万円ですか、耕地事業工事費、これは65ヘクタールで相当受益面積が大きいなと思ったんですけど、これの概要を教えてもらえればと思います。すぐ下の民家の方が結構被害を受けて、たびたび川の法面というか、そこをよくコンクリートで何度も修理されて、もう今回は直っているように思うんですが、その点も含めてどういうふうな工事の概要なのか、教えていただければと思います。一応それをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、42ページの一般管理費の工事請負費の庁舎修繕工事費とそれから施設工事費についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、庁舎修繕工事費でございますが、これは西中議員おっしゃられるとおり、本庁舎の電話設備が故障いたしまして、それを修理するものでございます。前回は平成19年度に導入していたものが、十数年経過いたしまして、今回もう故障して直らないということで更新したいというふうに考えております。

それから、施設工事費で、これは町営バス、スクールバスの駐車場の造成工事でございますが、これの工期はというご質問で、このたびご議決をいただいた後早急に発注をいたしまして、今年いっぱいには完成をしたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 鈴木君。

○まち経営課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

ドローンの件でございますが、これは修正されたものかという話ですが、3月に減額の修正となったものであります。地方創生推進交付金事業でございます。事業内容といたしまして、このたび大手通信企業それから大手家電メーカーの方と協力していただける環境が整ったということで今回出させていただいております。実験内容も高度化をしております。

あと、町長が提案理由のところでも申し上げましたけれども、3月29日に内閣府の担当から当交付金について内示、事業採択がされております。したがって、そこで予算減額となったことについての相談をいたしましたら、6月に予算確保してくださいということでありますので、内容を高度化した上で今回提案をしているものでございます。

それから、委託先につきましては、自治法違反とかという話がありますが、これは違反ではないということで解釈しておりまして、もちろん事業を今までも進めております。

それから、随意契約ではないかということもあったと思いますが、本事業につきましては、昨年12月に行いました実証実験に関連した継続性があるということであります。結局決済システム、現地でお金のやりとりをしていたんですが、これが現実的でないということで、こちらのことを解決。それから、通信環境が携帯の電波を使用して画像等を鮮明に安定して送ることができると、この課題解決ということがありまして行うものであります。この中で、随契という理由としまして、昨年12月に実証実験を実際に企画運営してFDD Iは行った企業でもありノウハウも蓄積をしております。それから、ドローンの配送事業は特殊な業務でもありますし、この業務を的確に履行できるのは実績のある当社であると考えております。ただ、このたび通信とあと大手家電メーカーの方、こちらに切り分けられるものについてはもうこちらに委託をするようなことになるかと考えております。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、西中議員の44ページの農地費の2,090万円のことで、参考資料の68ページ、番号1番をごらんください。

小規模土地改良事業の和意谷池改修工事であります。和意谷池樋門6門の改修でありまして、受益面積が65ヘクタールとなっております。昭和35年の築造で、59年の歳月で老朽化しておりまして、定期的に今まで地元が補修してきておりましたが、各樋門とも腐食が進みまして、バルブの開閉が完全でなく漏水しておりますことから、今回工事費を計上させていただいております。なお、要望額に対して県の内示率は70%となっております。

それと次が、46ページの災害の件でございますが、同じく参考資料の68ページ、番号4番をごらんください。これも父井原地区小原で大口建築さん宅の横の石積水路のことです。上流には治山堰堤が5基ある場所で、水路の一部が石積みでありましたが、大雨のときに石積みが崩れております。宅地に影響がある区間のみ今回の災害復旧事業で対応させていただくものでございまして、ブロック積みを21.5メートル行う予定となっております。これも単県50%の補助がついておりまして、更に緊急自然災害対策事業債の令和元年と2年度の2カ年ですが、充当率100%、地方交付税70%と有利な財源が創設されましたので、それを起債に対応して事業を行わせてもらうものでございます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） それでは、私の方から、46ページの保健体育費、体育館管理費の施設工事費でございます。330万円につきましては、細部説明で財政課長が申し上げたとおり、和式11基についてを洋式化にするものでございまして、昨今の利用者ニーズに合わせた形で洋式しか使用できないような世代の方も多く利用しておりますので、ここで改めて洋式化を図るものでございます。

なお、関連質問で出ておりますサエスタにつきましては、現状和式と洋式が半分半分というような形の整備状況となっておりますので、利用者の方から特に洋式を増やしてほしいというようなニーズは今のところ出てはおりません。

先ほどのお話に出ました駐車場南側の野外の駐車場のトイレにつきましても、私4月からサエスタに勤務しておりまして、利用状況を確認しておりますが、何分24時間対応できるトイレというような状況でございますので、管理上のことを考えますと現状のままでもとりあえず利用していただくのがいいのかなと思っておりますので、室内用のやや華美なような形の環境整備を行いますと、管理上24時間が適切かどうかといったあたりも発生いたしますので、とりあえず今の利用状況をいま一度踏まえて、今後のニーズに合わせた形の整備は考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ、1つ、2つだけお願いします。

ドローンの物流検証実験ですが、じゃあ今言った通信企業、家電企業、それからFDD I、それが絡んで委託をするというふうに捉えるべきものなんですかね、その辺をちょっと。内訳がわかったら、それもまたもしあれでしたら教えてもらえればありがたいんですけど。ほんで、FDD Iも契約には入っているのは入っているんですか、そこだけお願いします。

それから、今さっき言った電話の方は、じゃあダイヤルインがもう全く使えなくなっているということなんですかね、その工事請負の方です。何か私が電話すると、交換手の方が大体出てこられるというふうに思ってるんですけど、そこももう一遍説明を願えたらありがたいと思います。

トイレの件については、一応そういう外の男性トイレの分が和式なのでそれを洋式にしてほしいという声はあるので、それは要望として、これは答弁は結構ですので、ぜひまたよろしく願いしたいと思いますし、同僚議員から、中央公民館の改築、改修についてはまた要望があったと思います。これは、非常に音響効果の悪い場所があるというふうにあそこを使ってみて思ってもいますんで、ぜひこの中央公民館については、これも要望ですが、抜本的に改修が必要じゃないかなというふうにも思っておりますので、ぜひよろしく願いします。その点は

意見だけ申し上げまして、じゃあよろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 鈴木君。

○まち経営課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

委託の内訳ということでございますが、システム構築委託料200万円、こちらについては大手の通信企業、それからドローン物流の検証実験委託料の765万円のうち約100万円を顔認証の決済システムの導入経費として大手の家電メーカー、残りをFDDIというふうに今のところ想定をしております。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

電話交換機の修繕についてですが、普通ですとダイヤルインと申しまして各課の番号にかけますとそれぞれ各課の方に直通でつながるようになってたんです、電話交換機があるときは、それが故障いたしまして、今はもうどこにかけても役場の代表電話にかかってくるようになってます。それで、今電話交換機の方が出るということで、そこからお待ちいただいて各課へ振り替えるということで、これはもう修理を試みましたが無理だという回答をいただきまして、このたび新しく電話交換機を導入しようというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ、これで最後にしますが、FDDIと契約をするというのはこれはやっぱり随契じゃないんですか。もう一遍お願ひします。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 鈴木君。

○まち経営課長（鈴木健治君） 先ほど最初の答弁の中で申し上げましたけれども、昨年12月に実施をした実証実験の更に課題を解決するためということで、ノウハウ等を蓄積していると、もう実際特殊な業務であることと、昨年の業務を行った企業であるということ、もうFDDIに委託するのが当然というふうに考えております。

（10番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、40ページ、41ページのところのプレミアム付商品券の関係についてお尋ねをしたいと思ひます。

この参考資料を見ると、消費税の10%引き上げに対して、その影響を緩和する一つの施策ということのようですけども、国もこの消費税増税で消費が下がり国民が困窮するということのを予測しているということのこれはあかしだろうなというふうに私は思ひました。消費税は誰にも平等だと言ひながら、やはりこうした低所得者だとか若者に対しては非常に厳しい税制だなというふうに感じたんですが、それは別にしまして、まずプレミアム付商品券の購入権利者が低所得者、いわゆる住民税の非課税者、そしてまた子育て世帯ということで3歳未満の子供の人数というふうに参考資料を見て承知をしたんですけども、先ほどの説明の中で大体3,800人ぐらひを予想しているんだということなんですが、今言った非課税者と3歳未満の子供の人数というと全体で何人になるのかということのをまずお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

それから、販売方法をどのようにするのかなというふうに思ひます。以前、並んでいても買えなかったということで、非常にそういうふうな状態が出てきましたので、どのようにやるのかと。今回は購入者が条件つきなので、販売枚数と購入予定者の人数との関係でどのようになるのかなという心配もござひますので、その点について教えていただければというふうに、それを1点思ひます。

あと、先ほど西中議員も言われたんですけど、ドローンの検証実験、これは42ページに出されています。先ほど聞いたら、大手の家電メーカーだとか、そういう通信メーカー、そこらに約300万円ほど、システム構築料

は大手メーカーということですが、あと、物流実験の765万円のうちの100万円がそのメーカーに行くんだということなんですけど、私は前回3月議会でも言ったんですけども、この物流実験そのものが破たんしているんじゃないかというふうにそのときにも申し上げました。それで、いろいろドローンの協議会の中でも言われていますが、人を余分につけて物を運んだら、その人がそこまで車で行って、その物をまた配達するんだというようなこともその協議会の資料の中では説明があったようですが、そういうことを考えると、やはりドローンで物を運ぶことそのものが破たんをしているんじゃないかというふうに言わざるを得ないなというふうに感じているんですが、その点についてお答えいただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） プレミアム付商品券の該当者の数ということでお尋ねなんですけども、現在のところ想定しておりますのが、ゼロ歳から2歳の方で200人、それから非課税の方で3,600人、合計で3,800人の想定をしております。

それから、商品券の販売についてなんですけども、こちらにつきましては役場のこちら本庁舎と佐伯庁舎、それからあと郵便局の方で販売できないかということで今のところ考えております。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 鈴木君。

○まち経営課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

太田議員の物を運ぶということがもう既にということなんですけども、いずれといいますか、買い物難民というのはもう将来的に中山間地域においてはこれ避けて通れないというふうなことを考えております。今この実験で物を直接売ってどうこうではなく、将来を見据えた上でそういう人手不足の中、それから交通の便が悪い中、それを解決していこうという先を見た実験であるということをご理解をいただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、プレミアム付商品券の関係ですが、ゼロ歳から2歳児が200人で、あと3,600人ということで3,800人ということなんですけど、これは予測をしているのであって、私が聞いたのは、もう対象者を具体的に計算されているのかということなんです。非課税者が何人で、ゼロ歳児から何人だということ。その人数を私は知りたかったんです、今和気町にどれだけの人がおられるのかということが。そういうことを予測しているのかということじゃなくて、それが人数なんだと言われりゃあそうなのかもしれませんけども。そういうことで、またわかればお答えをいただきたいというふうに思います。販売の経路のあり方については大体わかりました。

あと、鈴木課長の方からお答えがありましたドローンの関係については、ドローンじゃなくても、いろいろ物を運ぶ手段はあるわけで、そこの議論はきょうはもうやめますけれども、将来を見据えてというのであれば、また違う方法だって考えられるということも1点述べておきたいというふうに思います。だから、1点だけお答えいただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

先ほどのご質問なんですけども、具体的にということなんですけども、今抽出している人数であれば、ゼロ歳から2歳が約220人で、非課税については今電算の方で抽出しているところですので、はっきりした人数は今の段階ではわかりません。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 実証実験について鈴木課長の方から説明をさせていただいたんですが、実は今回の実証実験は物流だけじゃございませんで、防災それから農林業——農林業といいますのは植林の上を飛ばして1反当たり300本植えとるのが20年にたつて何本になつとる——その面積が幾ら、それから毎木調査する石数、そ

ういうものも実は出るようにというそういう調査。それから、防災については山火事等が発生した場合、その上を飛ばすと焼失面積がすぐさまつぶさに把握ができると。それと、災害が発生した場合に、災害の状況把握といいますがドローンじゃないと把握ができないというような場合があるわけでございますから、そういうものを今回実証実験をやると。それと、有害鳥獣についても、赤外線センサーをつけて、体温があれば山の中のどこにイノシシがいてどうなるというようなそういうものをやらせていただくことでの今回の実証実験でございます。決して物流で豆腐1丁を向こうへ持っていきこうというんじゃないでございます。しかも、機材そのものがまだ開発途上でございます。今回ここで使っておりますのは、ご承知のとおり、昨年秩父が楽天という大手の物流業者へ、それから白馬村があそこの財団、それから福岡がANAという全日空、それからここがFDDI、それから郵便事業、そういう大手がついて実証実験をやると。和気でFDDIでやるというのは、これはもうそれなりのノウハウがあると、よそではできないというような状況の中で前回やって、ここでやったのは、今秩父で楽天がやっておるのは、はがきを10枚ほど次の郵便局へ持っていきこうというんで、これは日本一だというふうに新聞報道もなされておられますが、実はここはもう10キロぐらいのものを津瀬へ運んだと、しかも20キロ運んだと、しかもそれはハイブリッドエンジンでやったんだというので、それを踏まえて今回またやってほしいというのが総務省の意向でございます。それに今度はつけ加えるのがNTTドコモのアンテナへ特殊な機材をつけて、ドローンに特殊な機材をつけて、GPS機能で飛ばしていこうと。それから、顔認証で物を注文したら、今度はそれを着いたところのヘリポートへ行くと、そのドローンの荷物入るところの前へ立ったら顔認証で開くというような、そういう物流をやらせていただくこと。それから、田んぼの上を飛ばして、田んぼの収穫の状況、それから施肥の状況、病害虫の状況、このあたりも含めてやらせていただいて、先ほど私が申し上げましたように——総務省が3年と申し上げましたが、実は5年間なんです——5年間かけて機材の整備をなさないと、自治体で、半分は特交で見ましようという事業があるんです。ですから、こういう実証実験を踏まえて、今度は町がそういうものの整備をしていきこうというんで、今農協へもお願いしておりますが、農協もそれは協力しようということになっておりまして、それで機材の整備をこれからして行って、運用についてはこれから慎重に検討していく必要があるだろうなど。

それで、農協でというのは、今1,000平米当たり4,000円ぐらいで農薬散布しているふうなんです。これがそういう金額じゃなしに、もっともっと行政側が介入をして、もっと低額で農薬散布ができたり、肥料の散布ができたりというようなことに対しての実証実験をやっていこうという今回の予定でございます。もう一つつけ加えますと、実はこの事業以外に総務省が直でFDDIへ委託をして、和気で実証実験をやるという事業がございます。これはFDDIと和気町とNTTドコモとそれからパナソニックと、この4者で、これはもう今和気町の場合なかなか議員にご理解がいただけないということで、総務省の方にもこの話を私もしとりますから、直にやっていただくというような状況で、今回予算でお願いしとる事業とあわせて、重ならない状態の中で総務省直の実証実験を和気町でやっていこうと、こういうような状況になつてまいりますので、これもご参考までにご報告を申し上げます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第58号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号を総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号は、総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第59号から議案第61号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第59号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第60号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 済いません。生活支援体制整備事業についての分を介護保険の方で直営でやっていたのを社協に委託するという解釈でよろしいんですか。もう一遍、生活支援体制整備事業がどういうものかも含めて説明をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 西中議員のおっしゃるとおり、30年度まで地域包括支援センターで行っていた事業を今年度から社会福祉協議会へ委託するものでございます。この生活支援コーディネーター業務というのは、高齢者生活支援サポーターの養成講座の実施とか、それから利用者とサポーターのマッチング業務とか、それから協議会の開催等を行うようなものでございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） そしたら、それは社協が別途そういう臨時職員みたいな方を雇ってそういうのをやっていくというふうに考えたらいいんでしょうかね。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 臨時の職員を雇うかどうかは、ちょっとそこまでは定かでないんですけども、現在いる職員で最初是对応していくものと考えております。

（10番 西中純一君「まあいいです」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第61号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） この補正ですが、参考資料にもあるんですが、かなり自転車道等も変わるということですが、これは以前に3,600万円もの実施設計費を支払っているわけですが、これ県の協議が調わなかったということでの修正ですが、県の協議が調って初めて完成じゃないんでしょうか。県の協議が調ってないものに金を支払って、また次の変更を町の予算で委託業者に支払う、これはなかなか議会としても町民としても理解できない部分ですが、どのように考えて提案されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） それでは、今の山本議員の質問に対して説明させていただきたいと思います。

総額で3,600万円と言われましたけども、中身的には用地測量の方で486万円、これは矢田の工業団地の計画地内の地区境界確認で、道路とか水路の用途廃止に必要な用地測量、これが入っております。

それともう一件は、同じく矢田の工業団地の必要な測量設計が3,186万円になります。これはあくまでも、開発うんぬんじゃなしに、その設計の段階での測量でございます。今、山本議員が言われましたように、

最終的に県との協議は進めていたんですけども、今年の3月の議会の方で説明しましたように、調整池とあと放流の方法を変えないともう開発の許可の方はおりませんよという話なので、先ほど説明をした内容の調整池と放流水を西側に向けると。それが新たに生じてきたわけなので、その測量設計の予算を計上したというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） なかなか理解できません。当然設計協議あたりはこの経費の中に含まれていたというふうに使われます。新しく水路をつけ替える部分の設計が出てくるというのは理解できませんが、当然県との協議が済んで初めて実施設計が完了だと思います。それができなかったのであれば、ここでの追加補正というのは私は理解できません。当然委託業者の責任でやるべきではないかというふうに思います。再度お尋ねします。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 今、山本議員が言われたことなんですけども、最初の用地測量の赤線、青線の関係の分をもう工期が平成28年12月から、これはもちろん議員もご存じのとおり、平成29年度の繰越明許をしてやってきているというものでございます。

それから、もう一件の測量設計の方も、平成28年8月から行って、これも繰越明許をして平成29年9月30日までの期間でやってきているものでございます。どちらも昨年の9月の議会で、平成29年度の決算の認定で議員の皆さんもこのことはご存じだと思いますので、そういったところから新たに発生した内容で今回組みさせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 食い違いはなかなか直らんのかもわかりませんが、私の言っているのは、例えば個人で家を建てようということによって業者に設計をしてもらったと、しかし建築確認が通らなかったと、一部修正が入ったというときに、一部修正をする経費をまた払いますか。当然それは修正の中に実施設計をした業者が責任施工すべきではないかというのが私の考えでございます。そのあたり再考願いたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 答弁要ります。

（9番 山本泰正君「もうよろしい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第59号から議案第61号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第59号から議案第61号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第59号から議案第61号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第9）

○議長（安東哲矢君） 日程第9、請願第3号モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願を議題といたします。

これから請願第3号の紹介議員であります万代哲央君から説明を求めます。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 請願第3号モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願につきましてご説明申し上げます。

請願書の方をお開きください。

令和元年5月20日付でございまして、モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願でございます。提出者は本区長、近藤憲一様で、紹介議員は私、万代哲央でございます。

請願趣旨をごらんください。

朗読させていただきます。

株式会社Futureがモーターボート競走の場外舟券売場ボートレースチケットショップ岡山わけ（仮称）、予定場所、和気郡和気町本119-1ほか3筆の設置について計画中であります。同施設の設置に当たっては、地元雇用の創出や人が集まることにより、周辺地域及び和気町の活性化ができると考えております。また、競艇施工者である倉敷市から和気町に対して環境整備費が支払われることとなり、和気町の新たな財源も生まれ、町民生活の向上に寄与することが見込まれます。

本区といたしましては、モーターボート競走法第5条第1項の許可要件に従い、検討を重ねた結果、平成31年2月24日開催した本区臨時総会において、賛成多数により設置に同意いたしました。つきましては、貴和気町議会におかれましても、モーターボート競走法第5条第1項の許可要件の一つである同施設の設置に当たり、議員の皆様にご賛同いただきますよう、請願書を提出させていただきます。

以上が請願提出に当たりましての趣旨説明でございます。

次のページ、2ページでございます。2ページ、3ページに横長の地図がございます。

舟券売場建設予定地の位置図であります。和気から熊山方面に向かう県道96号線、岡山赤穂線、この地図は見にくく、96号線というのは96というのに六角形で囲んでいる線でございますが、途中ちょっと切れておりますけど、和気橋を渡りまして正信製材所、旭大理石、それから有吉建材店を通り抜けまして、県道左手にナフコ、右手にローソン、にしわき鉄工所がございますが、そのにしわき鉄工所の4差路を真っすぐ約150メートルほど進んだ左手、道沿いの土地が建設予定地となっております。

次のページに、現地付近を拡大した位置図がございます。

ちょうど和気・赤磐し尿処理施設、和気赤磐衛生センターがすぐ近くでございます。

次、4ページの横長のページに、舟券売場予定地を拡大した図面を添付しております。延べ床面積及び申請予定の土地の面積を載せてあります。

請願の趣旨は、今述べさせていただきましたとおりでございますが、先般5月16日には議員の皆様全員で井原市にありますボートレースチケットショップ井原の現地に出向いて視察説明会を実施いたしました。当日は、舟券売場のうち、外の実態、環境、雰囲気などなどに触れて、また株式会社Futureとの質疑応答もあり、場外舟券売場とはどんなものかの認識を深めることができましたと思います。また、研修を通して、安全で安心できる施設の認識も深まったと思います。施設説明会の成果があったと私は思っております。設置に当たりましては、国から求められている3つの同意のうち、一番肝心な地元地区の同意が賛成多数で正式に了承され、地区の住民皆様に周知されている上での請願でございます。また、施設運営会社、株式会社Futureにおかれましても、地元住民を初め広く町内住民皆様の安全で安心の町を守るために、特に交通の問題、ごみ、吸い殻などの美化対策、風紀、防犯対応、青少年への対策など、問題発生を未然に防ぐ体制づくりとして環境委員会を設置し、そのメンバーには町や地元の人も加わってもらって取り組むということでございます。ボートレースチケットショップ井原でも同様に取り組んでいるという実績もございます。

以上のことを申し上げ、最後に当和気町議会におきましても、議員の皆様にご賛同いただきますように切にお願い申し上げます。

これで請願第3号の説明とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから請願第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 1つ、2つ質問をさせていただきたいというふうに思います。

いろいろ私も調べました。この近辺では備前市の香登、木生、それから東岡山、それから瀬戸内市もそういう話がかつてあったのではないかなというふうに思います。そして、そういう安全の問題、風紀の問題、そういう交通が非常に頻繁になるんじゃないとかいろいろな心配があったり、あるいは中小企業の鉄工所の社長が、こういうことが来ると働く意欲が損なわれるとか、そういうふうなことで町内会レベルで潰れたというふうなことも聞いておりますし、岡山市では反対の陳情が出てきたというふうなことも聞いております。確かに現場を見たらきれいなところで、井原はパチンコ屋の跡地にああいうふうにやられているということであり、一見平穩そうに見えるんですけど、一たび来たら、ちょっとの遊びですぐやめる人はいいんですが、奥にはまっぴいって破産していくとか、そういう問題が赤磐市や備前市、この和気町近辺で起こりかねない本当に危険性が私はあるというふうに思っておりますし、ちょっとここでは申し上げられませんが、名前などは、いろいろ黒子が議員の方に工作に来るとか、社長が来たという話もちょうと聞いております。それから、某議員が加わって2年間準備してきたと、そういうふうなうわさも聞いているんです、確証はないんですが。そういうふうなことで、これは非常に危険性が私はあると思います。ある赤磐市のご婦人にこの話をしたら、これはうちの旦那がひっかかりそうだと、そういうふうなことも聞いておりますし、割とこんなことを言っちゃあ悪いですけど、公務員の方がよくこういうのにひっかけられるというか、行っているという話も聞いている。だから、本当によくはないんじゃないかなと私は思うんですが、2つだけお願いします。

田原の上、下、それから原、その区の方では、なぜ拙速に区長の方からそういう協議を求めるとか、同意を求めるとか、そういう話がなくて、それでやってきたのかというのが一つ。

それから、万代議員自身、このことで本当に自信を持ってこれが和気町の振興に役立つと思っているのかどうか、その辺1つだけご自分の思っていることを教えていただければと思います。その2つだけよろしく願います。

（8番 万代哲央君「1点目を、もう一回言ってもらえますか」の声あり）

ですから、ほかの3区、原、田原上、下で話がきちっとできているのかどうか、その辺いろいろと近辺の区の方のざわめきが聞こえたんです、私、おかしいと。何も協議してねえんじやから。1つの区だけでやるんかと、そんな話がありますよ。

（8番 万代哲央君「それに対して」の声あり）

じゃあ、思うことを言ったらいいですよ、だから。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 本区の方で、石生には石生の中での区長協議会というのがあって、4人の区長が話し合われる会が定期的にあるわけですけど、そういう中でそういう話が出て、そのために石生地区で、私今言いましたけど、周知徹底を図る必要があるんじゃないかということがあって、本区長の方から臨時議会等の議事録、また賛成状況というようなものを各地区に回覧したと。それは私も見ておりますし、うちにも回覧が回ってきましたので、そういうことで周知徹底を図っておると。ほんで、本以外の各地区からの意見というのは、私が知る限りではそれほど大きな反対があったというふうには聞いておりませんし。それから、私は原村ですけど、原でも原の老人クラブの総会がありました。そのときに、私の方から老人会のメンバー、そのときは30人前後だったと思いますけど、そのときに皆様のご意見も聞こうということで話をしたことはございますけども、反対意見は

一切ございませんでした。そういう認識は持っております。

(10番 西中純一君「だから、ご自分自身の気持ちです」の声あり)

それは、紹介議員を引き受けたということで、私はこれに対して賛成をする意味で、あるいはそれを皆さんにわかっていただきたいために、こうやって請願書の紹介議員を受けておるわけですから、そのことをご理解いただきたいと思います。

(10番 西中純一君「わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

万代君、ご苦労さまでした。

請願第3号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

(日程第10)

○議長(安東哲矢君) 日程第10、今回陳情1件が提出され、これを受理しております。

陳情第1号を会議規則第92条第1項の規定によって、お手元に配付した陳情文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

なお、その他2件の陳情を受理しております。議員控室のファイルに整理いたしておりますので、ご高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から防災都市公園整備事業特別委員会が予定されておりますので、ご出席方よろしくお願いたします。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時11分 散会

令和元年第5回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 令和元年6月17日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年6月17日 午前9時00分開議 午後2時17分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
遅参 11番 当瀬 万享
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教育 長 徳永 昭伸	会計管理者 豊福 真治
総務部長 立石 浩一	危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之	まち経営課長 鈴木 健治
税務課長 西本 幸司	民生福祉部長 岡本 芳克
生活環境課長 岡本 康彦	健康福祉課長 松田 明久
介護保険課長 桑野 昌紀	産業建設部長 今田 好泰
都市建設課長 久永 敏博	上下水道課長 山崎 信行
総務事業部長 野山 晶義	教育次長 万代 明
学校教育課長 藤森 卓麻	社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 7番 居樹 豊 2. 1番 尾崎智美 3. 3番 從野 勝 4. 2番 太田啓補 5. 5番 神崎良一 6. 10番 西中純一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

では、議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を行います。

まず、今回3点ということですが、まず最初の第1点目は、お手元にありますように、防災重点ため池の未然防止対策についての質問でございます。

防災に関する一般質問は、私、平成29年9月の定例会で土砂災害、これについて行いました。今回は、決壊リスクの大きいため池についての質問ということでございます。

昨年の西日本豪雨を踏まえて、国の新基準が適用されまして、岡山県において防災重点ため池の再選定をした結果、皆さんもご承知かと、先般の新聞にも出ましたけども、和気町では従来6カ所の防災重点ため池がございましたけども、それが一気に新基準によりまして77カ所というようなことになっております。この決壊リスクの大きい、この町民生活にとって、やっぱり安全・安心な暮らしを守る行政の最大使命、これにどう対処していくのか。この以下の質問要旨に沿って回答を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(安東哲矢君) 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長(久永敏博君) 失礼いたします。

それでは、居樹議員の防災重点ため池の未然防止対策についてお答えいたします。

まず、答弁の前に、和気町のため池の現状についてご説明いたします。

町内に貯水量1,000トン以上のため池は旧和気地域に100カ所、旧佐伯地域に146カ所の計246カ所ございます。ほとんどのため池が江戸時代から明治時代にかけて築造されたもので、一部改修工事等は行っておりますが、老朽化が進んでいるため池も見受けられております。

さて、お尋ねの旧基準である町内の6カ所のため池の現状と具体的な対応はどのように図ってきたかについてでございますが、まず旧基準と申しますのは、堤高15メートル以上若しくは貯水量10万トン以上で、下流1キロ以内に人家等が存在するため池が対象となっております。新基準においては、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池が選定の基準となっております。

次に、旧基準の6カ所の対応状況をご説明いたします。

まず、備前市吉永町笹目地区にあります日笠、藤野地域に受益を有する万能池でございますが、この池は平成28年9月豪雨により被災しましたが、被災後、地元より早急な連絡を受けたため、旧大型排水ポンプの設置、更に自然排水のためのサイホンの設置をするなど対応し、その後は11月末までは毎日、土日も含めて池の堤体

を確認、水位観測を行い、万が一異常があった場合は地元の方に避難していただくよう下流の笹目地区の住民に説明するなどの対応を行いました。

旧基準は、先ほど申し上げたとおり、大規模な池を防災重点ため池としておりますが、万が一決壊が起これば被害は甚大なものになることから、他の池についても本町では万能池のような早急に排水対策等をとる必要があると考えております。万能池はその後、国の災害査定により国庫補助率95.1%で、総事業費1億8,700万円を3年間で、平成30年8月末に完成しております。

なお、ため池の整備を行うにしても、多額の事業費と年数がかかることから、他の池についても堤体の状況等を総合的に判断し、管理計画に基づき整備していく必要があると考えております。

また、他の旧基準の防災重点ため池は、新池、日笠下地区、十谷池、藤野地区、稲坪池、稲坪地区、長谷池、室原地区、田尻大池、田賀地区になり、それぞれの浸水想定を基にハザードマップを作成しております。このハザードマップには、ため池情報の伝達経路が示されております。具体的には、その伝達経路により平成30年7月豪雨では室原の長谷池について地元区長からの通報により、直ちに堤体の状況を確認後、応急工事の対応を実施しております。今後においても、このように地元ため池管理者、水利組合等と連絡をとりながら、大規模な被害を未然に防止する対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、新基準による危険箇所の調査はいつまでに行うかのご質問についてお答えいたします。

新基準は、ため池から100メートル未満の浸水区域に公共施設等があるもの等の基準に基づいて選定しており、旧基準と合わせると町内には77カ所のため池が防災重点ため池になっております。

新基準による危険箇所の調査時期でございますが、具体的には大雨に対する調査と地震に対する調査に分かれておりますが、費用もかかることから、国の補助制度を活用しながら進めていくべきと考えております。今後の国及び県の予算の動向を見きわめながら調査時期を検討することになっておりますので、現時点では調査時期を明確に言えませんが、地元区長を通じて毎年行われますため池管理者の点検、いわゆるため池管理シートを基にしながら、堤体の状況を随時観察していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、地元区長を初め、関係機関との連携についてであります。地元区長を通じて行われるため池管理者の点検報告、ため池管理シートを基に連絡を図っております。

なお、ため池に異常があった場合の緊急連絡は、ため池管理者及び水利組合等を通じて地元区長に報告することから、平常時から地元との連携を図っておく必要があり、更に緊急時の対応は本庁の災害対策本部、岡山県東備消防及び備前警察署等にもなりますので、これらの機関とも平常時から連絡がとれるような体制を整えておく必要があると考えております。更に、伝達経路を明確にするために、旧基準と同様に浸水想定を基にハザードマップの作成に順次取りかかって、町民の皆様の安全を図りたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一通りご説明をお聞きしました。

私も先般、旧基準の6カ所の池の方に現地に行ってまいりましたが、現実には鳥獣の柵がありまして、池のそばまで行けませんでしたが、言われたように大きな池でございます。万が一ということですが、これは確かに素人考えですけども、かなり昔からのもんで、堅牢な堤防がありましたけども、私が今回気にするのは、新基準ということで、今年の豪雨を踏まえての国、県ということで、町として今なかなかすぐにはということで、時期もわかりませんということですが、いずれにしてもこれは早急に、これについては地震と違い、大きな南海トラフじゃございませんけども、何十年に1回とかというんじゃないに、これ毎年起きてもおかしくない災害でございます。そういう意味で、この辺の調査等をしっかりやっていただくということが今回の狙いでございます。

それから、地元の区長ということですが、この辺も今聞きましたように、ため池のシートとか管理者ということでやられとるということですが、いずれにしてもこの災害については特に大きな、下流にということで、今回私もその基準等を読ませていただきまして、中身がわかりました。人命被害といいますが、そういうところで、そこでもう一つ追加といいますが、この中で6カ所以外に今回たまたまある方から地図を持ってきていただいたんですけども、今話題になっております益原地区に荒砂というところですかね、池が大きく3つございますけど、この辺もこれは今回の旧6カ所には入ってませんが、新基準には入るとのかどうか、私もまだ理解しておりませんが、その辺も含めて、今特に話題になっておりますので、防災地区とかということでございましたので、浸水ですか、そういう意味で上流に結構大きな池がございます。皆さんご存じだと思いますけども、その辺を含めて重点的にこれはやっぱりもう言わずもがなで、行政の最大使命でございます。そういうことで、これからもその辺を重点的に、それからまた県等、関係機関との分は少しでも早く、一日も早くそういう対応と、やっぱりあくまでも起きてからのことじゃなしに、未然に防ぐという立場で、あくまでも未然防止という立場でスピード感を持って、これからも関係機関との調整をしながらやっていただいとると思いますけども、総括的に町長の方からこの防災関連、安全・安心という観点から、特にこの池の問題を個別に捉えましたけども、総括的に考え方を最後に述べていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど担当課長の方からご説明を申し上げたとおりでございますが、ご承知のとおり最近内閣府も南海地震、東南海地震、これも30年以内には70%から80%の確率で、この近辺では震度6弱が発生するだろうという想定をされております。そういう中で、地域がご承知のとおりかなり高齢化をしてきております。そんな中でこのため池の問題っていうのは行政にとっても防災面で大きな問題だという位置づけは、今先ほど担当課長が申し上げたとおりでございますが、これも国・県の動向等も踏まえながら、今後調査にも入っていききたい。危険な箇所があれば早急な対応をしていきたいなというふうに考えておるところでございますが、計画的にこれも対応していきたいと思っておりますので、これから国・県とも十分協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それじゃあ、町長の方の答弁がございましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に入ります。

それでは次に、2点目に入りたいと思います。

和気駅前マンション構想等についてということで、この件につきまして考え方をお聞きしたいと思っております。

このマンション構想の等というところは、今まで私、平成29年ぐらいからたびたび言っておりますけども、和気駅の利便性向上というのが、などの等の意味でございます。この意味は深いですけども、とりあえず今回はその質問要旨にありますけども、駅の駐車場の拡張ということで、もうこれも2年、29年から私、駐車場の拡張ということで言っておりますけど、まだJRとの契約にこぎつけてないと。先般の町長の発言では、結構金額的にということもございましたけども、あとこの辺も含めてお答えいただきたいと思います。

ご承知のように、和気町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これによりまして、私、毎回言ってますけども、和気駅の周辺の活性化、これは一つの起爆、和気町の中心でございます。何にしても、そのための和気駅中心といいましても、その中心の駅もまだ十分に整備されていないということで、駅的环境整備ということをやってきました。今回は、昨年、一昨年ですかね、和気駅前マンション構想というのがございまして、これが一時、地権者との合意を得ながら進んでおりましたけども、ディベロッパーとの協議の中でいろいろ問題を生じまして、

最終的には前町長の時代に断念をしたということでございます。ここで私、言いたいのは、ぜひこの構想については地権者の了解とございますか、理解も得ているということで、ぜひともその和気駅、和気駅というよりも和気町の中心である和気駅中心の活性化、これはやっぱりどうしてもそっちは重点的に力を入れていく必要があるということを考えてますんで、この辺の考え方をぜひとも総合的に、ただ駅前マンションといたしましても、ただ民間だけの問題じゃございません。公共を含めて、和気町のまちづくりという一環の中での、どう取り組んでいくかということも含めてご回答願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の駅前マンション構想等についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の駅周辺の活性化によるまちづくりの位置づけとして、どのように認識しているのかについてでございますが、人口減少社会においても既存の施設や公共施設等の有効活用を図りながら、本町の持続的発展を図るため、定住人口の増加につながる事業を地域の拠点である和気駅前に商業施設や集合住宅等の集積を行うことは重要であると認識しております。

そうした中で、平成20年度から平成24年度にかけて行った和気駅前周辺整備事業や和気駅周辺利用者のより一層の利便性の向上に資するため、平成27年度から平成30年度にかけて駅前トイレ及び駅前、駅南駐輪場整備工事を行ってまいりました。今後も駅南トイレの整備、駅前駐車場の増設等の整備を図り、駅利用者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の駅前マンションの計画が中断した経緯と今後の考え、スタンスはどうかのご質問でございますが、平成27年度から28年度にかけて公益社団法人全国市街地再開発協会に委託し、和気駅前マンション建設が可能かどうかの調査業務を行っており、調査結果から可能であると判断し、9階建て32戸、公共施設等を併設したモデル計画案を作成し、ディベロッパーへのヒアリング、事業への参加意思の確認等、組合方式の事業展開等を行ってまいりましたが、和気町が想定する負担額の範囲で探していたディベロッパーが見つからないため、事業を一時休止とし、その旨を平成29年9月議会において報告させていただき、地元役員、地権者の皆様にも説明し、ご了承いただいているところでございます。

今後については、定住人口が見込めるマンション構想を念頭に置きつつ、和気駅周辺がにぎわい、交流人口、関係人口の増加が見込まれます施策を展開し、駅前マンション建設の実現に向けて努力していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目のJR和気駅の用地取得の時期はでございますが、平成29年1月にJR西日本に対して山陽本線と和気駅前駐車場拡張整備について計画協議書を提出し、平成29年3月にJRから承諾書をいただいているところでございます。詳細な施工時期、方法等は別途協議するとなっております。平成29年から平成30年度の繰り越しで和気駅前駐車場増設工事測量設計委託料を予算計上しておりましたが、マンション構想と一体として計画するため、予算を不用額とし、現在検討中、保留のため、明確に用地取得の意向、時期を申し上げることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） まず、冒頭のまちづくりの位置づけという面では、そういう認識をしとるということで、これはぜひともこの方向性で力を入れていただきたいということで、これ以上はございませんけども。

それから、計画が中断した件ですね、これは地権者の方は了解をとったということで、最後、経過も含めて地権者の方に説明をしたというように聞いておりますけども、今の話でありますと、いわゆる町が持ち出しできる予算というのが、あえて幾らとは聞きません。一般的に負担が大きいということでしょうけども、負担の中身が本来ですと幾らなら出すのかということになりますけども、そこはちょっとおいといても、ぜひともこれ、そう

いう共通認識、これの必要性というか、和気駅の活性化、シンボルタワーとしての必要性は認めていただいたということで理解させていただきます。そういう立場に立ったら、ぜひともこれは、こういう時期ですので、少し町の仕事の重点として、ぜひこの駅前のシンボルタワーといいますか、そういうことについて一つの起爆剤になるんじゃないかなというのを私は個人的に思っております。そういう立場で、ぜひとも力を入れていただきたいということで、ある程度これをしっかりやりますというふうに、スピード感といいますか、あとは時期をいついつまでにとかという一つの目標設定も必要かなというふうに思っております。

それから、JRの土地の方は平成29年9月の定例議会の辺から私、土地の問題はあれから相当たってますんで、今回もマンションの構想と並行して一体的にやりたいということですが、これはちょっと考え方が私に言わせれば、まずマンションはちょっとおいといても、和気駅の利用促進ということで、要は利用者は今2,800とかといいますけども、やっぱり何とか3,000人にしながら国の補助を受けて、国とJRと和気町の3分の1の割り勘でということで、これはJRコンサルから基本設計も町の方へ来とるはずですから、それも含めて3分の1と。1じゃ大きいんで、確かに当面その経費のこともありますんで、何とかその3,000という人数のクリアというのが当面だと思います。それについては、和気駅の駐車場が今、毎回私も言いますが、100円駐車満タン、一般駐車満タンが多いですね。それを何とかして、以前にもありましたけども、前町長のときから、あのJRの土地を取得すれば、約1反分ですけども、約三十数台増えるということで、これは大きな、これ利用促進、そういうことをただただ利用促進という言うたんではだめです。具体的にきちっと駐車場も確保してるから皆さん使ってくださいと。それから、以前も言いましたが、今和気町でも結構石生の方の方は熊山へ行っるといことがありますが、私は以前から言っております、それなら和気町は吉永からこちらへ和気に来てもらうようにというようなことも、いろいろ方策は幾らでもあるんですけども。

それからもう一つ、つけ加えれば、先般、私、この議会で一般質問しましたが、和気駅の利用促進協議会というのは、これはお金のかからん組織ですけども、これをつくっていただきたいと言ってるんですけど、なかなか反応がなかったということですが、ぜひこれは私、危機管理室長と担当者と私と3人で上郡がもう十数年前から上郡駅の利用促進協議会、県知事を巻き込んでの活動をやっております。これは、町長をトップに、いわゆる観光協会とかそういう各種団体の組織で、それは全てこの和気駅の周辺の活性化のいろんな方法がありますけど、これはもうやっぱり駅が活性化することは一つの大きな問題になりますので。今、町営バスの方はおかげのことで、駅を中心ということでやっていただいておりますけども、更にこれは加速させていく必要があると思います。いつもそういう立場で考えていただきたいと思いますが、町長、その辺のことを含めて、総括的に考え方を述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 駅前マンション構想についてということのご質問でございますが、居樹議員がおっしゃったとおりでございます、中断しとるわけじゃございません、今ディベロッパーがつかまらないということが一番の大きな要因でございます。これは、農協の敷地と、それから和気町が持っておりました職業安定所の跡、約1,000平米なんです、これを等価交換をということで、平成14年にそのお話があったんですが、これは中断をいたしておりましたが、ここで農協との等価交換が成立をいたしまして、今現在、和気町有地になっております。ここへ全国市街地再開発協会っていうところへ委託をして、平成27年に委託をされておりますが、27年、28年でマンション構想計画を立て、補助金の申請、起債の申請、それからディベロッパーの確保、このあたりも含めた契約を前町長がなさっておられるわけです。それで、その計画に基づいて9階建てで32戸ということでございました。できれば、あそこへ4件ぐらいまだ民間がおられますので、その民間の方も協議をしまして、組合なら参加をしてもええ、用地を譲ってもいいというようなお話もいただく中で、駅前にもコミュニティハウスがないというような状況もありますので、そのコミュニティハウスもひとつ一緒に考えていた

だけたら、協力ができるというなお話があったんです。そこで、私もできることならディベロッパーをということで、優秀なディベロッパーを実は一生懸命探したんです。探したんですが、瀬戸まではディベロッパーがつくんですが、瀬戸からこちら、和気の方へ向けてはディベロッパーが非常に怖いということで、ディベロッパーが見つからない。

ただ、私からいいますと、総社が岡山駅から30分なんです。和気も岡山駅から30分。福祉施策等については皆さんも十分ご承知のとおり、高校を卒業するまでは医療費無料化とか、保育料の無料化とか、総社と比較しますと、よそを批判するわけじゃございませんよ、比較すれば和気町の方がかなり進んでおるといような状況の中で、できれば電車賃の助成もしようじゃないかということで、定期乗車券というんですか、それが7,000円少々するのを、半分は補助をしようじゃないかというような制度も打ち出しながらディベロッパーを探したんですが、なかなか見つからない。そこで、町内で大きな企業としてはヤクルトが150人ばかり従業員がおられます。この和気町内へお住まいの方がいらっしやらないというような話もありましたので、社長と相談をしながらご協力依頼をして、あそこの中も意識調査をさせていただいたんです。意識調査をさせていただいたところが、20人以上の方がもし和気町で70平米クラスで2,000万円以内で取得ができるんなら、考えてみたいという結果も出たんですが、そのことも踏まえてディベロッパー探しをやりましたが、ディベロッパーがつかまらないと。そこで、諦めとるわけじゃございませんが、いろんなことが行政の今、ご承知のとおりありますから、私も町内の優秀企業の皆さん方に協力依頼もいたしております、町内の企業の方々も従業員の確保をする意味からいっても、プライバシーが守れるようなマンションをひとつぜひ計画をしてほしいというお話も実はあるんです。ですから、私も一応この行政、和気町の中がいろんな意味である程度落ちつきましたら、私は自分で販売を、売りに行きたいなど。確約をしていただきたいなど。32戸のうち20戸ぐらいがもし確約がいただけたら、これはディベロッパーがつくんじゃいかなと、こんなことも実は思っておるところでございまして、私の友人もそういうことならぜひ1件ぐらいつき合うぞという方もおられますので、そのあたりかなり期待をいたしておるところでございます。

それから、駅前前の駐車場でございますが、JRと協議をしまして、ただ前にも申し上げましたが、坪当たり15万円という提示をされるんです。それと坪当たり15万円で1反ありますから、4,500万円ですか、それにプラスJRの設備を移設をする、その補償費を3,000万円出せというお話があるんです。そういうことを考えてみると、あそこへ入るのはもう和気町の駐車場からじゃないと入れんわけですから、JRもほかに、JRはどういう考えを持っとられるかわかりませんが、使い道は和気町が取得をさせていただいて、あの貨物の跡の、荷受け場の跡の駐車場へ活用させていただくよりほかにはないんじゃないかなと思っておりますから、そう鳥が飛び立つように、こっちがお願いします、お願いしますという時期じゃないんじゃないかなと。マンション構想も含めて進めさせていただいた方が話がスムーズにJRの方も聞いていただけるんじゃないかなと、そんなことを私も考えながらおるところでございまして、これももう少し時間をいただいて、JRの方にも設備の移設3,000万円、これは何とかこちらからの補償でということじゃなしに話が見つからないものかなということの内輪で話しておるような状況でございます。

それから、和気駅の3,000人の問題なんです、いろんな事業を今進めさせていただいておりますし、防災公園事業につきましても、そのあたりのことを考えながら実はやらせていただいておりますし、それから今、環太平洋大学もほとんど100人近くあそこへ住んでいただいておりますが、66名ですか、今住民票の異動をさせていただいておりますから、交付税も1,200万円以上の交付税が年間に入ってきておるわけでございます、それでバスだけじゃなしに、環太平洋大学の学生は山陽本線も使っていただいとんです。ですから、いろんな事業を組み合わせながら、今2,700人台になってしまいました、2,800人が。だんだんと減ってきています。それはもう少子・高齢化による人口減でございますから、いたし方ない部分もあるんですが、これを何

とかいろんな事業を組み合わせる中で乗車率の改善を図っていききたい。そんなことも考えておるところでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、町長の方で一言いい話が、昔、総社市が岡山のベッドタウンということで、もうそれは相当前ですけども、和気町の場合は皆さんご承知のように駅から岡山駅まで29分、30分、これひとつ時間的距離は総社も和気も変わらんわけです。町長言われたように、いろんな社会福祉施策が和気町は結構進んでおりますので、そういう意味でこれからもPRしながら何とかベッドタウンとまではいきませんが、そういう立場で進めさせていただきたいと思っております。駐車場の方も一日も早くということで、努力をお願いしたいと思っております。

では、次に行きます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、最後になりましたけども、3点目のひとり暮らし世帯の見守り体制の充実強化ということで、時間の関係がありますので、簡潔に言いますけども、ここでは和気町の場合、いろんな各種団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、いろんな各種団体で結構社会福祉全体的にはよくやられとるということで、理解しとるつもりでございます。

ただ、私、最近よく耳にするのは、世間的にもそうですけども、いわゆるひとり暮らし、孤独死はございませんけども、ひとり暮らし世帯の見守り体制、これをどういうふうに充実していくかと今やられてます。それをどう連携をとっていくかということで、実は私も社協の福祉委員になつとりますけども、そういう地元区長とか民生委員、それから我々社協の福祉委員もおりますけども、もう少し連携をとった形で、いろいろ民生の方にも聞きますと、なかなかその辺の連携プレーといいますか、その辺が十分でないというような声をお聞きしております。その辺の認識はどう思ってるのかということで、お聞きしたいと思っております。

時間がございませんので、回答の方でよろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、居樹議員からのご質問について、ひとり暮らし世帯の見守り体制の充実強化について3点ご質問がありますので、回答させていただきます。

まず、1点目のご質問で、民生委員、社協などの役割分担、連携に問題はないかというお尋ねですが、現在の和気町では、民生児童委員56名、主任児童委員3名が委嘱されており、高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方々の相談相手として、それぞれの地区で活動されています。

また、社協では高齢者安否確認事業として和気地域では75歳以上の独居高齢者で希望の方のみですが、友愛の会というボランティア団体の方が週に1回、対象者宅を訪問し、安否確認をする事業がございます。地区内の民生委員の判断により、安否確認のための訪問を依頼するもので、万一のときには民生委員と協力し、関係箇所へ連絡、対応するようになっております。

また、佐伯地域では、70歳以上の独居高齢者、70歳以上の高齢世帯の希望者で民生委員が認めた世帯に年10回、地域のボランティアグループが有料でおすしの配達サービスを行い、あわせて安否確認を実施しております。

先ほど言いましたとおり、民生委員は地域での活動や見守りはもとより、福祉全般の相談から生活に関するもの、子育てなど、多岐にわたることから、このように社協とも協力、連携し、ひとり暮らし世帯の見守りを実施しているところであります。

次に、2点目の対象世帯の現状把握は的確にできているのかということですが、これは毎年民生委員にひとり

暮らし老人などの調査をお願いをしております。65歳以上の独居老人、寝たきり老人、認知症老人、老人のみの世帯などの分類により調査をお願いし、その調査結果を民生委員と町とで共有をしております。

3点目の行政に対するニーズをどのように捉えているのか。また、関係者による情報共有は十分に図られているのかとのことですが、ご本人からの相談はもちろんですが、家族や親族、地区のかなめとなっている民生委員からの情報提供もあります。

また、介護保険課では3年に1度、ニーズ調査というものを行っております。これは、介護保険計画の基礎資料となるもので、対象は65歳以上で介護保険を利用していない方、要支援1及び2の方で、個々の思いを聞き取るツールとなっております。また、ひとり暮らし高齢者の世帯には、包括支援センターで見守り支援員が生活実態調査を行っております。本人からの困り事や必要とされている部分を持ち帰って、支援につながるよう検討を行います。

これら支援に必要な情報については、福祉部門、介護部門で情報共有を行い、適宜ケース会議を実施し、必要な支援ができるよう体制を整えております。

以上でご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

あと2分です。

○7番（居樹 豊君） 今、担当課長の方から詳しく、ただ私、ここで聞きたいのは、現状こうやっとならぬというのはいろいろ、なかなかそこまで細かくは私ども把握しておりません。ただ、ここで言いたいのは、その現状やられとることに問題がないか。本当にこの見守り体制が万全なのかと、そういう核心のところを、いや、こういうところに別に仕事が怠慢とかじゃなしに、やっとならぬけども、こういうところは問題があるよということの問題認識しないと、今はいろいろやられとるということは、私どもそれなりに薄い知識ですけど、知ったりしますが、その辺をこれからの打ち合わせの会議の中では、ぜひそういう部門部門で、きちっとやっぱり問題点を洗うということが、そうでないと物事は改善できませんので、現状やってるからこれでいいんだということでは、決して思っていないのはわかっています。ただ、しかしこれからまだまだ、こういうニーズは高いですから、ひとり暮らしもますますこれから増えるであろう、そういう状況の中でもっともっと地域、僕は確かにこの種のやっは行政区単位で、きちっと一番把握しとるのは、隣の部落の分まではわかりませんので、行政区をやっぱりきちきちっと、区長を初めとしたことをもう少しこれから、そういう区長、民生委員、部落の中ではね、区長、民生委員、私みたいな社協の福祉委員、もっともっとフル稼働してということを実践的にアクションを起こしていくということ、リーダーシップを発揮してやっていただければ、もう少しはよくならへんかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、副町長に思いましたけども、時間がありませんので、ほいじゃあこれで終わりたいと思いますので。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、時間が来ましたので、意は尽くせませんでしたけども、ひとついろいろ提言という形で、できれば現状で満足することなく、前向きにいろんな分野で頑張っていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（安東哲矢君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問の機会をいただきありがとうございます。

町民を巻き込んだ助け合いのまちづくりをいかにして実現していくかについての具体案の提示とそれに関する

一般質問をさせていただきます。

高齢者は、買い物や通院などの困難を感じています。電球の取り替え、庭の草むしりなど、ささいな日常の不便が多く困っています。経済的な心配もあります。子育て世代の主婦は、家計の足しにパートで働きたいと思っても、町内に勤め先はありません。アルバイトの職場がなくて困っているのは学生さんも同様です。商工業者においても、人口規模が少ないために商売が成り立ちにくいという状況があります。また、地域全般の課題として、草刈り作業や溝掃除などの人手が足りてないこと、作業をする人が高齢化しているという問題もあります。高齢化による耕作放棄地も増えています。過疎化の影響もあり、人と人との結びつきが少なくなっています。少子化や労働人口の流出によって、町の税収が減りつつあります。和気町が抱える課題を挙げてみました。

これは、我が町に限らず、全国の田舎に共通した課題だとも言えます。これらの諸問題を解決する方法が求められています。しかし、残念ながら、行政の力だけでこれらの問題を解決することは困難だと思われる。地域の人々が安心して豊かに幸せに暮らしていくためには、自助、共助、公助の充実が必要だと言われます。自助とは、問題を自分自身で解決することです。公助とは、公の行政に援助してもらうことです。共助とは、地域の人々がともに互いに助け合うことです。その3つの中で、自助と公助には限界がありますし、伸びしろも少ないのが現状です。しかし、町民同士で互いに助け合う共助に関して言えば、まだまだ伸びしろがあるのではないかと感じています。

先ほど、和気町が抱える様々な困り事を挙げました。しかし、一方で和気町には強みもあると感じています。役場の職員、町議会議員、各地区の区長だけでなく、私たちの和気町をよりよい町にしたいと願って行動している人が多いという印象を私は持っています。地域の祭りを計画し、実行している若者たちがいます。地域に貢献している商工業者もいます。PTAの役員で活躍する人やママほっとサロンといった子育て支援グループも活動しています。我が町において、こうした人々の力、住民パワーを使わない手はありません。

私たちの町には、仕事がない、働く場が少ないという声をしばしば耳にします。しかし、私はそうは思いません。田舎だから仕事がないと言いがちですが、周囲を見渡せば、サービスを必要とする人、助けを必要としている人が多く存在します。つまり、住民の困り事や手助けを必要とする場面がふんだんにあるということです。これは、言いかえれば多くの仕事があるということです。視点を変えてみてください。和気町には仕事が少ないのではありません。確かに市場経済と相性のよい仕事、ビジネスとして成り立つ仕事、フルタイムで働くほどのまとまった量の仕事は少ないかもしれませんが、しかし、市場経済になじまない仕事や市場経済の論理では解決できない人々の需要やニーズは、むしろ都市部より多いのではないかと思います。

1つ、具体例で考えてみます。女性Aさん、事務職のパートをして家計を助けていましたが、育児のため現在は自営業の夫の給料だけで生活しています。ある日、家の雨どいが壊れているのを見つけました。業者に頼もうかとも思いましたが、家計が苦しいためホームセンターに行き、材料を買ってきて、インターネットで直し方を調べて、半日かけて自分で何とかしました。片や、高齢となり、数年前に工務店を畳んだ男性Bさん、町内会の役職を引き受けたためにパソコンで書類を作成する必要に迫られました。頼める人もいないので、なれないパソコンやプリンタと格闘しながら半日かかりましたが、何とか書類の作成と印刷をしました。

さて、もしこの2人が互いに知り合いで、互いの困り事がわかっていたらどうでしょうか。互いの仕事を交換することで、それぞれの課題は簡単に解決することがわかります。つまり、男性Bさんにとっては雨どいを直すことなど朝飯前で、女性Aさんにとっても書類作成などお茶の子さいさいです。互いに助け合うことで、自分でやるより上手に短時間でストレスなく解決することができます。それだけでなく、人と人のつながりが生まれ、得意分野で人に役立つ充実感、貢献感も得ることができます。しかし、残念ながらこんなにタイミングよくお互いの課題を解決できることはありません。交換できることはありません。それを解決する方法として、金銭でのやりとりが考えられますが、幾つかの理由で助け合いを促進するには不向きな点が多いです。かといって、

町民同士で助け合いましょうといったスローガンを掲げるだけでは、解決できるというものではありません。

ここで、ひとつ思考実験をしてみます。ある国が2つに分裂して、金持ち国と庶民国に分かれたとします。あなたは、どちらの国に住みたいでしょうか。何人かの人に聞いてみましたが、当然のように多くの人が、住めるものなら金持ち国に住みたいと言います。皆さんなら、どちらに住みたいでしょうか。私は庶民国に住みたいと思います。その理由は、庶民国に住む方が得だと思うからです。視点を変えてみると、金持ち国には多くのお金があります。しかし、米や野菜の作り手はいません。大工も介護士もいません。逆に庶民国はどうでしょうか。お金はそれほどありませんが、米も、野菜も、パンも、掃除をする人も、保育士も、介護士もいます。もし、これらの生産物やサービスをうまく循環させるお金のような役割のものさえあれば、本当に豊かなのは庶民国の方だと言えるのではないのでしょうか。和気町に暮らす人々の中には、経済的な余裕が少ない人も大勢います。しかし、自分の得意分野を使って互いに助け合うという仕組みづくりができるならば、より豊かに、より便利に人との結びつきの中で幸せな暮らしができるのではないかと思います。

和気町と佐伯町が合併して間もない平成19年から20年のことですが、私はその当時、和気町が応募していた和気町助け合いまちづくり研究委員に応募しました。そこには、和気町をよりよくしたいという熱意あふれる一般の町民が多く集まっていました。20名ぐらいの人が集まっていたように思います。その中で地域通貨による助け合いの仕組みが検討されました。結果的には、もう一つの研究グループであるまちづくり株式会社の方が採用され、地域通貨の方は採用には至りませんでした。

地域通貨というと、商店街の活性化のためのお金の代わりとなる商品券のようなものをイメージするかもしれませんが、紙幣方式は想定していませんでした。あれから10年ほど経過し、社会の様子も変わってきました。四日市とか十日市といったような市がつく地名が数多くあります。四日市の場合、昔に4のつく日に市が開かれていたことの名残です。市が開かれる日になると、方々から人々が集ってきます。ある人は野菜を持ってきます。ある人は魚を持ってきます。工芸品を持ってくる人もいます。このように、日時と場所を決めて売り手と買い手が出会って取引をしていました。現代でもノミの市とかフリーマーケットと呼ばれる市を開いて人々を引き寄せています。それが時代とともに、インターネット上で人と人とを結びつけることができるようになり、地元での譲り合いを促進するジモティーというサービスも出てきました。自分にとっては不要となったものも、ほかの人から見れば欲しいものもあります。それらを売り買いするわけです。特技の売買をするココナラというサービスもあります。和気町でも2年ほど前から、わけあいというメルカリに似た譲り合いのコミュニティがフェイスブック上で活動を始めました。テーブル、ソファ、チャイルドシートなどが出品され、必要な人が購入しています。私も参加しています。

時代とともに、決済の方法もさま変わりしてきました。お金のやりとりでカードの読み取り端末のようなものも必要がなくなり、スマートフォンさえあれば手軽に決済ができるようになりました。ペイペイとかLINEペイといったサービスは、スマートフォンやパソコンさえあれば取引ができ、急速に広まっています。

私は、独自の特徴を持つ地域通貨のようなアイデアを以前から温めてきました。地域通貨とは違う特徴を持つので、ここではポイント通貨と呼ぶことにしますが、このポイント通貨構想が実現したら、どのような問題が解決するかを具体的に示してみたいと思います。スマートフォンのアプリを起動するか、パソコンのポイント通貨のページに行けば、ログインした状態になって、自分のポイントの残高や取引履歴が見れるようになっています。よく取引する相手はお気に入り登録できたり、ほかのメンバーとのメッセージ交換もできます。自己紹介欄に自分の特技やできることを登録しておくと、それを見た人からの依頼が来ることもあります。

高齢者は、生活上の多くの問題を抱えています。ひとり暮らしならなおさらです。ポイント通貨の導入によって、ひとり暮らしのおばあちゃんの家で近所の主婦が時々手伝いに来てくれます。買い物の代行、病院への付き添い、電球の取り替え、荷物の持ち運びなど、手伝ってくれるのでとても助かります。その主婦はお手伝いの対

価値としてポイントを受け取ります。新しくできた道の駅ではポイント通貨で野菜や総菜を買うことができます。その分、家計が助かります。そのおばあちゃんもポイントを稼いでいます。近所の人と一緒に道の駅で売る総菜やぬか漬けをつくります。おばあちゃんのつくったぬか漬けはとても評判がよく、その売り上げで得たポイントが手伝いに来てくれる主婦への支払いへと循環していきます。社会の役に立つことが生きがいにもなり、健康寿命にもつながります。ポイントを稼げるということがおばあちゃんの自信にもつながります。スマートフォンでのポイントのやりとりも手伝いの子供が来てくれたときに操作してもらったり、総菜づくりのときに助けってもらったりすることもできます。そのうち自分でもできるようになるでしょう。もし支払いの間違いがあったとしても、取引履歴が残っているので、後で修正できます。このポイント通貨が流通すれば、物やサービスの循環が促進されます。使わなくなったベビーカー、チャイルドシート、子供服、子供の靴などをポイントで売買するようになると、子育て世代は助かります。我が家でもそうですが、親しいお母さん方の中では子供服の譲り合いをしています。しかし、譲る方も失礼になるんじゃないかと気を使ったり、譲られる方も断ったら悪いかと気を使います。しかし、ポイントで売買すれば、そういった気遣いも不要となり、多くの商品の中から選ぶことができます。同様に、たくさんとり過ぎた野菜、形が悪いために出荷できない野菜などもポイントでやりとりできます。道の駅など、町内数カ所に拠点があれば、そこに持ち寄った商品を必要な人が買っていつてくれるでしょう。拠点は人々が集い、交流する場にもなるでしょう。

物の交換だけでなく、サービスの交換も促進されます。町内には様々な趣味を持つ人、特技を持つ人がいます。カメラが趣味で美しい写真を撮ることができる人、似顔絵が上手な人、日曜大工が好きな人、楽器が演奏できる人、おいしいぬか漬けがつくれる人など、人々の特技は様々です。プロではないアマチュアですと、サービスの対価として現金を受け取るのはおこがましいけれど、ささやかなお礼の代わりにポイントなら抵抗なく受け取れます。そういった埋もれた特技にポイント通貨は光を当てます。わざわざ人に頼むのが気が引けるようなことも、ポイント通貨の掲示板に書き込むなり、自分のプロフィール欄に記入しておけば、人と人が結びつききっかけになります。家具の配置替え、買い物代行、ペットの散歩、お墓参りの代行、公園で子供が遊んでいるときの見守り、黙って愚痴を聞いてあげるといった様々なこともポイント通貨で解決できそうです。誕生日を迎えるおばあちゃんのお祝いに楽器の演奏をしてもらったり、歌を歌ってもらったりすると、人と人のつながりができ、感動も増えるでしょう。子育てのストレスを抱えてお母さん方も多いです。時々ポイントを使って保育士の経験を持つ人に子供を預けて、女子会ランチでストレスを発散します。お母さんのいらいらが減り、家族にも優しく接することができるようになるでしょう。高齢になり、畑仕事もつらくなってきたなあと感じている老夫婦、ポイント通貨のコミュニティがきっかけで、畑がないので家庭菜園を諦めていた人と出会うことができました。収穫した野菜の一部をいただくことで、畑を貸すことにしました。お互いにメリットがあることです。犬を飼いたいと思っていた小学生の女の子、旅行に行く間、犬に餌をやって散歩してくれる人はいませんかというポイント通貨コミュニティの掲示板の書き込みを見つけました。お母さんに頼んで、その間だけ犬の世話をさせてもらいました。楽しい時間が過ごせた上にポイントももらうことができました。様々な情報が集まることによって、効率化が図られます。頼み事、困り事の情報として、電球を買ってきてほしいという情報を見つけます。同じ地域で検索してみると、ちょうどその近所の人が乾電池を買ってきてほしいと書き込んでいるのを見つけました。一緒に買ってくることによって、効率化が図られます。

地域で商売をされてる商工業者も、このポイント通貨を商売に利用することができます。例えば、ピザ屋が新製品の宣伝に、このピザはポイント通貨で購入できますよと情報発信すれば、ポイントがたまってきて、何かで使いたいと考えてる人が買いに来てくれるでしょう。そうでなくても無料で手軽に多くの町民に情報発信することも魅力となります。町内の人も、こんなところにいいピザ屋があったんだと知ることができます。地域ポイント通貨の拠点ができれば、そこに人も商品も集まってきます。和気町にはすばらしい備前焼の陶芸家さんたちが

います。しかし、ネット販売が苦手な、よい作品が販売に結びつかないということを聞きます。コミュニティの拠点に持ち寄れば、若者がスマホで上手に写真を撮ってくれて、すぐに出品してくれます。その若者は手数料を現金若しくはポイントで受け取れます。どう処分してよいか迷っていたテーブルやソファもそうした若者に頼めば、すぐに出品してくれて、買い手を見つけてくれます。無駄なものが処分でき、収入にもなり、部屋も片づき、若者にもアルバイトの場を提供できるでしょう。

行政との連携ができれば、更に可能性が広がります。法律や条例の壁もあるとは思いますが、鶴飼谷温泉の入浴料、体育館の利用料、学び館サエスタの会議室の利用料、町営バスの運賃の支払いなど、ポイントを利用することができれば、ポイントの使い道が増えます。

一方、行政側がそうして町に集まったポイントで、各地域の草刈り作業や奉仕作業をしてくれる人を募ることができます。高齢化が進む中、草刈りや溝掃除といった持続的な地域保全活動が危ぶまれています。そうした活動に対してポイント通貨を支給することにすれば、元気な若者たちが地域の保全活動を担うようになるかもしれません。他の地域の若者がそれに参加してもいいでしょう。若者にとっても高齢者にとっても喜ばしいことです。もちろん行政にとっても、集まったポイントで支払うんですから、財政面での損にはなりません。波及効果を考えるならば、むしろプラスだと言えるでしょう。町内各地にある公園の滑り台やブランコの遊具のペンキが剥がれてきています。ポイント通貨で塗ってくれる人を募れば、ペンキ塗りが得意な人が喜んで塗ってくれるでしょう。町営バスの停留所まで行くのが大変だという町民の声があるようですが、家から停留所までの送り迎えをしてくれた人に対して、町がポイントを支払うといった解決策も考えられると思います。

このように、行政とうまく連携できれば、ポイントを稼ぐ場が増え、ポイントを使う場も増えて、ポイント通貨の利用促進と利便性向上になります。お金の循環がよいことを景気がよいと言いますが、ポイント通貨もお金と同様に物やサービスを循環させるのですから、ポイント通貨が循環すればするほど景気がよい状態ということになります。

我が町では、手軽にアルバイトをする場が少なく、専業主婦や学生が不便を感じています。しかし、ポイント通貨によって人に感謝されながら売り上げノルマに追われることもなく、上司に叱られることもなく、過剰な残業を強いられることもなくポイントを得ることができるようになります。苗箱を運んだり、洗ったりするときの労働力、田植えや草刈りのときの労働力もポイント通貨で依頼すれば、元気な若者が農作業に汗を流してくれるでしょう。ポイント通貨によって人々の結びつきができ、仲間ができれば、個人で活動するだけではなく、グループで活動することもできます。気の合う仲間たちとあたかも会社のように庭の手入れをするチームとか、子供の一時預かりをするチームとか、耕作放棄地を耕作するチームといったように、会社のようなグループをつくっていけば、効率もよくなり、サービス品質の向上も期待できるはずで、雇用を生むのに近い効果があります。

長々とポイント通貨構想について説明をいたしました。各地域にも助け合いのまちづくり協議会といった会があります。多くは区長などの地域の顔役が行政から頼まれて引き受けているという側面もあり、協議会の構成員の年齢層も高くなっています。私は、和気町ポイント通貨検討会のような会を立ち上げたいと考えています。この会は、行政主導というよりも、むしろポイント通貨で私たちの町を更に活性化させていこうと考える町民が自らの意思で応募して、自主的につくり上げていくものにしたいと考えています。もちろん助け合いのまちづくり協議会と連携できるならば、それもいいでしょう。町民の有志の団体なら、行政と関係なく勝手に立ち上げればいいとも言えますが、会議場を貸していただくとか、広報に載せていただくなどの行政の支援も得たいと考えています。ポイント通貨の利用は、希望する町民全員に開かれています。企画し、つくり上げていくのはまちづくりに熱い思いのある町民が中心になればと思っています。道なき道を切り開くわけですから、苦労もあるでしょう。しかし、わくわく感に満ちたやりがいのあるものになると思います。この議会の動画を見てくださっているあなたも参加していただけたらうれしく思います。

町民主体のまちづくり、和気町ポイント通貨構想について、私の思うところを説明させていただきました。私が考えるポイント通貨は、従来の地域通貨とは違う特徴を想定しています。もちろん検討会の中でそれらは議論し、吟味していくことではありますが、1つ歴史的に興味深い事例がありますので、それを紹介させていただきますと思います。

ヴェルグルの奇跡という話です。

1929年の世界大恐慌の後のことです。オーストリアにヴェルグルという小さい田舎町がありました。当時、人口4,300人ほどの町でしたが、恐慌の影響を受け、この町も約500人の失業者を抱えていました。そのため、税収は滞り、町の整備もできずにいました。

そうした中で、新たに就任した市長は、大胆な策でそれを切り抜けました。財政状況が厳しいにもかかわらず、道路整備などの大規模な失業者対策事業を起し、失業者に職を与え、町を整備しました。市長は、それらの労働の対価をオーストリア通貨のシリングではなく、労働証明書という紙幣を発行して、それで支払いました。

労働証明書は、紙幣タイプの地域通貨のようなものですが、大きな特徴がありました。労働証明書は月の初めにその額面の1%のスタンプ、印紙のことで、それを張らないと使えない仕組みになっていました。つまり、100シリングの紙幣は月がかわると1シリング分のスタンプを張りつけないと使えないということです。別の表現をすると、労働証明書は月をまたぐごとに額面の価値の1%を失うということです。少しずつ腐っていくお金だということもできます。そういう特徴を持たせたために、労働証明書を受け取った人は、オーストリアシリングよりも優先的に労働証明書を使いました。理由は簡単です。100シリングは1カ月後に使っても100シリングですが、100シリングに相当する労働証明書は、1カ月後には99シリングの価値に減ってしまうからです。その効果を示す記録があります。労働証明書は、公務員の給料や銀行の支払いにも使われ、町中が整備され、上下水道も完備され、ほとんどの家が修繕され、町を取り巻く森にも植樹されました。それまで市は税の滞納に悩んでいましたが、税金も速やかに労働証明書で支払われるようになりました。中には税金の前払いを申し出る者まであらわれたと記録に残っています。

こうしてヴェルグルは、完全雇用を達成した町となりました。ヴェルグルの成功を目の当たりにした多くの都市は、この制度を取り入れようと1933年6月時点で200以上の都市で導入が検討されました。しかし、オーストリアの中央銀行によって禁止されたため、1933年11月に労働証明書は廃止に追い込まれてしまいました。

資本主義の経済の仕組みでは、金持ちがお金をため込んだり、企業が内部留保として資金をため込むことによって景気が悪くなります。資本主義経済の仕組みは大量消費に支えられています。家計においては節約することは美德ですが、みんなが節約すると社会全体としてはお金が循環せず、不景気になるという矛盾が生じます。お金の価値が減るということは、お金が少しずつ腐っていくということです。それによって、お金も米や野菜と同じくため込むことができなくなります。減った分のポイントは、ポイント通貨事務局の口座にいったん集め、再配分したり、利用者全体のために支出することにすれば、町全体のポイント通貨の総量は一定のまま、ポイントが町を循環することになります。みんなが節約してもお金はため込まれることなく、常により循環を保ち、矛盾はなくなります。あたかも血液が全ての細胞にくまなく行き渡るように、ポイント通貨というお金が人々の間を循環するようになります。ポイント通貨はスマートフォンやパソコンでやりとりする数値ですから、こうした減価の仕組みを導入しようと思えば、簡単にできます。このポイント通貨構想に関心を持つ人が集まってくれば、検討会の中で勉強会をし、議論し、その中で実証実験をしてみたいと思います。この検討会のチームが行政と手を携えていけば、行政を補完し、行政の手の届きにくいところに支援ができる仕組みづくりができるのではないかと考えています。

説明が長くなりましたが、町民の共助を促進するための和気町ポイント通貨検討会、これは仮の名称ですが、こういったことを行政と協力して、町民有志でやってみてはどうかという提案をさせていただきました。

現在、助け合いのまちづくり協議会が活動しています。私は、昭和地区の協議会に参加しています。ラジオ体操や佐伯小学校の児童との芋掘りなどの活動をしています。協議会のほかにも、和気町活性化のために佐伯のふるさと祭りや田土の棚田祭りを自主的に企画し活動しているグループもあります。そういった若い世代や熱意あふれた人たちのコラボレーションも考えられます。

では、ここで2点質問をさせていただきます。

1つ目として、町民の助け合いを促進するための今後の方策をお聞かせいただきたいと思います。

そしてもう一つ、今回提案させていただきました助け合いを促進する地域ポイント通貨構想についての所感をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 鈴木君。

○まち経営課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

町民が互いに助け合う仕組みづくりについて、尾崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、町民の助け合いを促進するための今後の方策はという点につきまして、まず和気町は合併間もない平成18年度、和気町助け合いのまちづくり条例を制定いたしまして、以後、町内9地区のまちづくり協議会でそれぞれの地域の課題を解決、地域の活性化のための活動を行っております。協議会の実質的な活動は平成20年度から始まりましたが、町は協議会に対して補助金による支援のほか、職員も協議会に所属をいたしまして、地域の一員として主体的に活動に携わっていくなど、地域が一体となった協働社会構築を目的に取り組んでまいりました。当初は手探りの中での活動でありましたけれども、近年は各協議会それぞれの地域の特色を生かした各種事業が実施をされているところです。

また、和気町の協働推進のもう一つの制度といたしまして、協働事業提案制度というものがございます。まちづくり協議会が地域ごとの課題解決を目的としているのに対しまして、協働事業提案は町全体あるいは地区を越えた広い範囲の課題解決を目的とした事業を提案する団体等に支援を行うものです。学校統合によって生じた新たな課題に対する支援など、今後はこの協働事業提案制度の充実もより一層重要になってくるものと考えております。しかしながら、議員が例に挙げられたような、より生活に身近な助け合いに対応する支援の方法については、現在ちょっとこれというものもない状態でありまして、今後の課題と考えております。

次に、地域ポイント通貨構想についてでございますけれども、こちらは物やサービスを地域内で使えるポイント通貨によって購入する、逆に物を売ったサービスを行った方はポイントをためることができる。結果、地域内に助け合いの循環が生まれるといったものかと思えます。議員もおっしゃられましたけれども、平成19から20年度にかけて、まちづくり研究委員会で、まちづくりの手法の一つとして検討がなされておりますけれども、導入には至っていない経緯があります。その後ですけれども、平成24年度から町内の介護事業所におきまして、ボランティア活動に対しましてポイントを付与する和気町介護支援いきいきポイント制度というものを導入しております。これは、事前に町の指定を受けた施設、事業所や町の介護予防事業における支援、行事の手伝い、生活支援等のボランティア活動を行うとポイントが付与され、たまったポイントを換金できるというものでございます。

次に、国の動向でありますけれども、総務省の自治体ポイントというものが、これに近い仕組みであると思われれます。自治体ポイントは、マイナンバーカード利用促進の一つといたしまして、総務省が推進しているマイキープラットフォームというものがあるんですが、こちらで利用ができるもので、マイナンバーカード利用者がホームページ上の自分専用のページで、ボランティア、健康イベント等の参加に伴って個人に付与された自治体ポイントを利用して地域物産などが購入できたり、バスの利用料とか、そういうようなものにも利用できるんです。

けれども、そういう利用となっております。ただ、平成29年度から始まった取り組みでもありまして、岡山県内では井原市が導入しているのみですけれども、今後、和気町内に取り入れた場合の利用方法、有用性、経費面などについて研究を行っていく必要があると考えております。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

私たちの町、和気町もこのまま行けば人口が減少していき、消滅の可能性があるとも言われています。このまま座して死を待つようではいけません。こうした行政と連携したポイント通貨構想というのは、他の地方自治体では前例のないことではないかと思えます。法的に難しく、調整が必要となる部分もあると思えます。奇抜過ぎるといった意見もあるでしょう。しかし、もはや当たり前の政策では乗り切れないのではないのでしょうか。

アメリカのオレゴン州にポートランドという町があります。この町は、全米で住みたい町ナンバーワンに輝きました。ポートランドには標語があり、町の至るところでその標語が見られるそうです。その標語とは「Keep Portland Weird」、へんてこな町、変わった町のままでいようという意味です。この、どこの自治体でもやっていないポイント通貨構想が実現すれば、ポイント通貨で人々がつながる町、人々の特技や個性が生かされる町、活気のある町になると信じています。私は、和気町がおもしろい取り組みをしてる、へんてこな町と周囲から言われるようになればいいと考えています。経済的な弱者に優しい町、高齢者や障害者に優しい町、ポイント通貨というへんてこなお金が行き交う町、全ての町民に活躍の場がある町、人と人とが助け合える町になれば、素晴らしいことだと思います。地域の主人公は私たち町民です。私たちは何もせず行政に要求するばかりでは、主人公だとは言えません。自助、公助、どちらも必要です。

今回提案させていただきました和気町ポイント通貨構想は、行政の手の届きにくい部分を補う「人かがやき共に支え合う 快適で 健やかなまち」の実現に資するものだと思っております。行政の皆さんにも町民の皆さんにも前向きな検討をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで、10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 従野 勝君に質問を許可します。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 議長のお許しをいただきましたので、佐伯庁舎の職員配置並びに業務分担についてお尋ねをいたします。

先般の3月議会で同僚の議員が佐伯庁舎職員の配置について質問をされました。そのときに前任の総務部長が業務執行のあり方を検討し、佐伯地域の担当職員を常駐させると回答されております。業務執行のあり方は本当に検討されたのか、検討後の配置は適正か、再度お尋ねをいたします。

佐伯地域の全区長及び多くの住民の皆様にも多くの苦情をいただいております。4月の人事異動の組織図を見ますと、兼務という形で人員が配置されております。しかしながら、現実に兼務の人間はおりません。そういう状況であります。住民に最も必要な農林、建設、上下水道係を見ると、部長1名、課長1名、それからあと課長補佐、これは兼務です。それから係長、課長補佐兼務、主事1名。そのほかに再任用の職員が兼務という形で並べられております。組織図を見ると5名になっとなんですが、実際には3名しかいないと。こういう状況で3名が一

生懸命走り回っております。何かあって外へ外出したら、その部分はもうお休みです。本日休業です。そういう状況が今、佐伯庁舎に出てきております。用事があって来られた方は、佐伯庁舎で用事が済むと思って、担当部署に来るわけですが、不在のときが多いわけで、非常にもうふんまんやる方ないと、これが日常茶飯であります。業務再検討は、この現状を踏まえて適正な人員配置をしたのかどうか。また、現状についてこれでいいのかどうか、改めて検討していただいて、ぜひ責任のある回答をお願いしたいと思っております。

次に、合併協議によって佐伯町役場の庁舎は住民サービスの低下を招かないよう、総合支所機能を有し、呼称を佐伯庁舎とするということが合併の協定でうたわれております。しかしながら、どうも今の現状を見ると、サービスの低下になっとなじまないかと。いわゆる協定というものは、町と町の約束事ですので、これはどういうふうに思われるものか、考えをお尋ねしたいと思います。

また、去年は7月豪雨により多大な災害が発生いたしました。このときの対応にも非常に厳しい意見をいただいております。今年は1月から5月までの雨量が298ミリ、例年の約75%と非常に少なくなっております。平年ですと、1月から5月までぐらいですと大体394ミリです。年間を通して見ると、年間大体、過去5年間の平均を見ると1,361ミリ、このくらいの雨が降るとのわけです。ということは、これから後6カ月ほどに残りのもんが全部、どこで来るかわかりませんが、必ず来るだろうと、そういう予想を皆さんされておるわけで、その雨に対してどういうふうに対策をとるか。佐伯庁舎の職員、本庁舎の職員、どういうふうに関連し、災害に備えた対応を具体的にどういうふうに対応するんだということを考えられとんのか、お尋ねをしたいと。

以上、項目的に3点ほど申し上げました。ぜひこの件について回答をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、従野議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

まず、佐伯庁舎の業務執行のあり方を再検討した結果、佐伯庁舎職員の配置は適正かというご質問でございますが、3月議会の方でも答弁させていただいております。佐伯庁舎職員の配置につきましては、かねてからの在籍しておりました職員の意見、要望等を受けまして、本庁に事務事業の統合を行うことを基本的に配置いたしましたものでございます。

町全体の職員数では、平成31年4月1日時点で、特別職を除きますと194人という状況でございます。類似団体との比較では、他団体のデータで平成29年度の状況しかございませんが、一般行政部門では類似団体より20人程度少ない状況、教育部門では逆に20人程度多い状況となっております。総数といたしましては、類似団体との比較では、ほぼ適正な状況と言えるかと思っております。

平成18年度の合併時には203人の職員数でございましたが、今現在では9名の減となっております。その間、温泉、クリーンセンターの移管等を考慮いたしますと、二十数名の職員減となっております。

佐伯庁舎におきましては、事業の事務について住民等の要望、相談、申請等の窓口対応、上下水道や道路等の点検、維持管理等を主に行っており、上下水道、土木等に関する事務事業につきましては、おおむね本庁舎の方で執行いたしておる状況でございます。民生福祉部門や戸籍、税等の窓口業務等につきましては、時期や特殊要因によりますが、概して来庁者処理件数が少ないものの、それぞれ不定期に需要がございます。窓口行政のソフトサービス部門を中心に維持管理業務部門等、住民サービスに支障を来さないよう、おのおの業務に習熟した職員を配置しておる状況でございます。今後も業務執行のあり方を再検討いたしまして、柔軟で機動的な職員配置により住民サービスに支障を来さぬよう努めてまいり所存でございます。

先ほど、兼務のお話でございましたが、兼務職員につきましては、4月1日でちょっと兼務の方が派遣ができておりませんでした。災害時期前に兼務職員2名を火木、派遣をいたしてございます。それと、行政機構改革によりまして、総務福祉課と事業課を1課にするということで、職員がより一層横断的な活用を行えるよう、そ

ういったことも行っております。

合併後から今日まで組織運営に当たりましては、効率かつ効果的な施策、事業等を展開するという観点から、組織機構を絶えず見直してまいりました。そして、定員管理、事務事業の見直し、課の統廃合等も行っております。原因となっている業務については、先ほども申しましたが、本庁舎から週2日程度、応援体制、本庁舎への事務移管等において各課協力体制のもとに集約化を図っておる状況でございます。そのことによりまして、少子・高齢化への対応や専門職員の配置など、住民サービス提供体制の充実強化にもつながり、より簡素で効率的な行政運営が進んでおるものと考えておるところでございます。

風水害等の緊急体制につきましては、和気町災害対策配備体制により本庁舎、佐伯庁舎の人員を配置いたしまして、気象情報の収集、本庁舎、佐伯庁舎の情報伝達、町内施設の点検及び道路、河川の監視等の対応ができますよう体制を整えておるところでございます。特に佐伯庁舎へは、地域に精通した人材を配置し、本庁との連携を密に図り対応をする予定といたしてございます。

また、8月上旬に導入予定をいたしております移動ポンプ車の運用についても、地元の自主防災組織との連携、今後スムーズに地元地域での対応ができますよう進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今の総務部長の話聞いておると、何かわかったような、わからんような、本当に役に立つ答弁は一つもしてねえんじゃけど。本庁舎で佐伯庁舎の役割が十分果たせとったら、私がここへ来て、こういう話をする必要はない。あんた、わかっとなかな。住民が不平不満を言うから、ここで私がわざわざ、そら執行権は執行部にあるわけじゃから、お願いをしとるわけじゃけども、今の総務部長の話じゃあ何の解決にもならん話をぐだぐだどやりようるわけじゃ。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・やはりな、こういう話が一般質問に出たら、きちっと事前に町長なり、副町長なり、相談をされてじゃなあ、きちっとした責任ある回答をしてくれるんがあんたの仕事じゃろう。私はそう思うよ。そんな、しょうもないなあ、前の総務部長の話が納得がいかんから質問しとるわけじゃ、再質問をな。にもかかわらず、同じことをぐだぐだぐだぐだやるとするのは、ちょっと問題があるなあ。もう少しきちっと検討してくれんと、私も帰ってみんなに話ができんが。何をあんた質問したんならと、ようあんたそれでこらえて帰ってきたなって言われますよ。今の問題については、あんたらの方できちっとした責任ある回答ができんのんなら、ぜひ町長の方からこの辺について検討していただけるんかどうか、お話をいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 佐伯庁舎の職員の配置についてでございますが、4月の段階でこの職員配置について検討した結果を執行に移させていただいたということを今、総務部長の方からお話を申し上げたわけでございますが、いずれにいたしましても、土木事業それから水道事業等については、主要なことは本庁舎でやらせていただくこと、その方が人員がたくさんおりますから、その中でやっていく方が住民サービスにつながるだろうということで、今回週2回、再任用職員を佐伯へ派遣をしようということを附帯条件に人事をやらせていただいたというのが実績でございまして、そのことが十分皆さん方にご理解がいただけてないということも今、従野議員がおっしゃっておられるわけでございまして、サービスが行き届いてないという面、これも反省の上に立ちながら、再度検討していきたいと思っております。

それから、合併協議の問題でございますが、合併協議については、これは当然尊重しながら、実態に合わせた中でご協議をしていく、そのために下部組織的なものもあるわけでございますが、合併協議は尊重しながら踏襲していこうという基本は崩しとるつもりは私にはございません。それは踏襲していくつもりでございます。

それから、原因となっておりますのは、全体的な今の職員配置、全部で203という中で9名減員になつたり

ますが、その9名減員の波及も少しはあるんです。そのあたりのこともご理解をいただかないといけないと思います。いずれにいたしましても、住民サービスに支障を来さないように、住民の皆さん方に不便を来さないようにというのが基本でございますから、そのことは再度検討させていただきますから、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、有事の際には、佐伯の職員を中心に警報が発令されたり、それから今5段階に今度変わりましたが、この段階によりまして職員配置は佐伯の地域に精通した職員をそちらへ配置をしていくというやり方で対応していきたいと思っております。

それから、特に今年は米澤区の取水を佐伯区でいたしておりますが、この佐伯区で取水いたしておりますものがなかなかはけにくいということの中で、佐伯区に内水排除をする施設が足りないということがありますから、今回毎分30トンの排水ポンプ車を整備をするということで、議会の皆さんにご理解をいただいて、ご議決をいただいております。これが8月上旬には、これ注文発注、注文したらそこからこしらえるってということらしいんで、8月上旬には配置になるというふうに聞いておりまして、これは自警団を米澤区と佐伯区でこしらえていただいて、その自警団を中心に管理運営もしていただく。それと、それには消防団も入っていただこうと。それで、平生の管理は庁舎の一部を改造をこれからしまして、そこへ置かせていただく車両は4トン車でございます。

それから、苦木、塩田、奥塩田、この地域も昨年の7月5日から8日にかけて、このあたり278ミリという集中豪雨があったんですが、そのことを踏まえて、この塩田地域にもその排水ポンプ車を毎分25トンだったと、ちょっと小さいんですが……

(「毎分20トン」の声あり)

20トンか。毎分20トンの排水車を整備をさせていただく。これも塩田、奥塩田、苦木で自警団を結成をしていただいて、そちらの方で管理をしていただくということで、この自警団の結成式を早急にやるようにもうメンバーも決まっておると聞いておりますから、対応していきたい。雨季に入りますから、早急にやっというふうな考え方で、佐伯の地域の皆さん方に行政でございますから、生命、身体、財産を守るのが我々の仕事でございますので、そのあたりもしっかり踏まえながら対応していきたいと思っておりますので、ひとつご理解を、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長(安東哲矢君) 3番 従野君。

○3番(従野 勝君) 今、町長の方から話をいただきましたんで、佐伯地域は特に不平をこうむつとるというわけじゃないわけですが、ポンプ車が2台、ここで導入していただけるというようなことであるわけですが、実際に日々の業務の中で、やはりその担当部署に人がいない。確かに精通した職員は難しい問題になれば、本庁舎でやっていただければ結構です。しかし、来て対応する職員がいないって、これは考えていただかなきゃいかん。年寄りが行くんですよ、ほとんどが。来たときに人がおらんちゅうようなのは、やっぱし考えてあげんと。やはり4,000人おるんじゃから、旧佐伯町もね。もう少しその辺の対応というのも必要なんじゃないかと。やはり人間なんてのは、深い本当に大事なことをきちきちとやってくれてる、それはそれとして、対応がいいか悪いか、これが一番自分たちのことをほったらかしにされとんじゃねえかという判断なんで、その辺の対応というんですか、そこへ昔は農林、産業というても女性もおったんですよ、女性も。別段男じゃのうてもええわけですね。そういうふうに対応する職員という者をぜひ配置していただきたい。兼務の職員がおるわけじゃけど、兼務の職員、再任用で今度再任用になったん、わしの用事があってよう佐伯庁舎へ行くんじゃけど、顔を見たこともねえな。だから、そういうことじゃあいけんわけで、ぜひ検討していただいて、みんながようになったなと、まあようになったということはねえけども、そういうふう安心してくれるようなことをぜひお願いしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 答弁、要りますか。

（3番 従野 勝君「答弁は要りません」の声あり）

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） いろいろと申し上げましたけども、最後にやはり人事の件は執行権があることなんで、執行部をお願いをするわけなんですけど、佐伯地域の皆さんの要望ですので、あえてお願いをいたしました。

佐伯地域の町民が安心して暮らせる、このことが第一でありますので、重ねてお願いをいたしますとともに、ぜひいいように検討していただけることをお願いをいたします。本日はありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで従野 勝君の一般質問を終わります。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） お疲れさまです。

それでは、私の方から何点かについて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、質問の1点目ですけれども、和気駅周辺の活性化と和気駅の利便性についてということで、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

和気町の人口流動の中心は、何といたっても公共交通の中心的役割を担う鉄道事業にあるというふうに思います。とりわけ和気町内においては、山陽本線が走り、和気駅が設置をされており、和気駅周辺地域は和気町の中心市街地と言っても過言ではないと思います。しかし、その和気駅がご承知のとおり6月1日から駅の窓口を閉鎖をしています。したがって、窓口における発券作業がされないということになって、みどりの券売機プラスという自動券売機が設置をされていますが、乗車券や特急券をそれによって購入することができるんですけども、たまに駅を利用する人や高齢者にとっては、スムーズに切符を買うことができない。困難な、非常に不便な状態になっています。山陽本線では、和気駅だけでなく、周辺の駅、万富駅、熊山駅、吉永駅、三石駅、軒並みここについては完全無人化というふうになっています。岡山県において西高東低と言われて久しいわけですけれども、ますますその現象は深まってきているところです。

そこで質問ですけれども、和気町として町民の利便性の観点から、和気駅の窓口閉鎖についてどのようにお考えになっているのか、またそのような事態に対していわゆるJR西日本ですね、そこそどのような対応をされたのか、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

2点目が和気駅のバリアフリー化についてでございます。

2011年から高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の基本方針が改正をされ、これまで1日平均5,000人以上の乗降客がある鉄道駅におけるエレベーターの設置などについて段差を解消していくバリアフリー化の整備目標が3,000人以上の鉄道駅を2020年までの整備目標とすることになっています。釈迦に説法にはなりますけれども、バリアフリー化に関する国の支援制度について簡単に説明をさせていただきますと、まずエレベーターやスロープ等による段差の解消、そしてホームドア、内方線つき点状ブロックによる転落防止、そして誘導ブロック、障害者対応型のトイレの整備や待合、乗り継ぎ環境の向上、生活支援機能の向上等が対象事業となっています。対象経費については、基本的に国、鉄道事業者、公共企業団体、それぞれが等分に負担することになっています。もちろん地方公共団体、この和気町が主体となって地域の関係者で構成される協議会での協議を経た計画に基づくことが条件となっています。

そこで、ここでは当面、町民の要望が大きい和気駅へのエレベーター設置について質問をしたいと思います。

JR西日本岡山支社によれば、現在、和気駅の1日の平均の乗降客は先ほど町長も言われましたけども、約2,720人というふうにあります。ご案内のとおり、基本方針では3,000人以上の駅が対象となっていますけれども、3,000人未満の駅においても高齢者、障害者の利用が特に多いと見込まれる駅、市町村

役場や福祉関係施設、総合病院等の最寄り駅など、地域の拠点となっており、バリアフリー化の必要性が高いと認められる場合には、これが適用されることになっています。何より地域の要望が強く、地方公共団体の支援が得られる駅については、国からの支援が受けられることになっています。和気駅は、まさにこの条件に即していると言えるのではないのでしょうか。

そこで、和気町として新たなこの基本方針に基づいて和気駅のバリアフリー化を進めようとしてきたのかどうかと、具体的にこの間の取り組みをご教授いただけたらというふうに思います。

また、バリアフリー化の全体条件で必要不可欠の三位一体の取り組み、いわゆる協議会の設置はどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

3点目が和気駅前の駐車場の拡張についてです。

先ほど居樹議員が質問をされましたので、重複しないようにしたいと思いますけれども、駅前の駐車場の拡張事業について、改めて質問させていただきますけれども、町長の答弁では、高圧配電線や高架柱を移設するために約3,000万円ほど必要で、それが上積みをされて高額になっているので、土地取得をちゅうちょしているというような趣旨のご答弁がございました。同時にマンションとの計画のこともあるわけでありまして、私がJR岡山支社の企画課の担当者に聞いたところ、岡山支社とすれば和気町の方からそのようなお話は聞いているけれども、その後、和気町の方から連絡がないので、その連絡待ちの状態だというふうに言われていました。担当者と私が話をした感触によると、私の感触なんですけれども、和気町から要望があれば、いつでも対応する用意があるというように感じたわけでございます。したがって、和気駅前の駐車場の拡張について以前から要望も出されていますし、居樹議員の方も強く要請もされています。スピード感を持って対応していただきたいということで、再度その考え方をお示しいただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の和気駅とその周辺の活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、和気駅の利便性、窓口閉鎖に対する考え方とその対応はいかにあつたかのご質問であります。現在、JR和気駅は平成31年2月23日からみどりの発券機プラスという高機能発券機の運用が開始され、このことにより6月1日からは非対面化、セルフ化となっております。このことについては、JRから最初に話があつたのは、平成30年7月でございます。JRから将来にわたって鉄道交通サービスを持続的に提供するための営業体制の見直しと高機能発券機の設置による顧客満足度の向上を図り、対面方式から非対面方式に変えていく方針であるとの説明がありました。その後、JR岡山支社で沿線自治体や社内での調整などが進められ、11月、12月と今年度の4月に再度説明を受けております。

和気駅は、非対面化、セルフ化となりましたが、三石駅から瀬戸駅の間の拠点駅となり、駅員は常駐いたしておりますので、何かあつた場合にはインターホンを押せば、駅員が対応できる体制となっております。

また、みどりの発券機プラスという高機能発券機が設置されておりますので、切符の買い方がわからない場合は、モニターでオペレーター——午前5時半から午後11時まで——と会話をしながら切符を購入することもできますので、利用者の利便性は確保されているものと考えております。

JRからの説明を受け、町といたしましても和気駅を中心とした駅周辺の活性化の施策を展開する中で、非対面化になることが和気駅のイメージダウンや駅利用者の利便性低下などを招くのではないかという懸念もございましたが、今回の体制見直しが和気駅のみでなく、JR西日本の全体的な体制の見直しであることと、また先行して実施しております庭瀬駅利用者の5,000人の状況などを見ても、利用者からの苦情も非常に少なく、利便性の低下にはつながっていないと考えられることから、やむを得ないものであるかと考えております。

なお、このことについての住民への周知につきましては、広報「わけ」の平成31年2月号と今年度の6月号

に掲載し、お知らせをいたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、和気駅のバリアフリー化、駅エレベーター設置についてであります。駅エレベーターの設置につきましては、和気駅を利用される高齢者、障害者、妊産婦、小さなお子様連れの方などの移動や活動を妨げる様々なバリア、いわゆる障壁を取り除き、誰もが安全で安心して快適に和気駅を利用できるようにするため、国は平成22年度に駅のエレベーターの設置基準となる高齢者、障害者の移動等の円滑に関する法律に基づき制定された基本方針において、1日当たり乗降客数3,000人以上の駅は、令和2年度までに原則として全ての段差の解消を図ることとされております。平成30年度末での和気駅の乗降客数は2,682人であり、近年和気駅周辺の整備の効果もあり、年々減少していた乗降客数も2,700人前後で横ばいではありますが、3,000人以上の基準を満たしておりません。先般、先ほど申し上げたように和気町としてもこの基準をクリアすべく、和気駅の利便性向上と駅周辺の活性化を図るための施策に取り組んでおり、現在まで和気駅前ロータリーの整備、県道駅前停車場線への歩道の設置、駅南口のスロープ化、駅南北自由通路の整備、駅南駐車場の新設、駅前駐車場の街灯及びフェンスの設置、駅前トイレの設置、駅前、駅南駐輪場整備の工事等を行い、利用者の利便性を向上させるとともに、利用客の増加を図ってきたところでございます。

また、平成27年度に和気駅バリアフリー化基本計画を作成し、JRとの事前協議を行ってまいりましたが、1日当たりの乗降客数が3,000人を超えた時点で改めてJRと正式協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、駅前駐車場の拡張について、JR岡山支社との協議についてのご質問にお答えします。

駅前駐車場の拡張については、居樹議員の答弁と重複しますので、簡素にお答えさせていただきます。

駅前駐車場の拡張につきましては、平成29年1月にJR岡山支社に対して山陽本線和気駅前駐車場拡張整備について、計画協議書を提出し、平成29年3月に承諾書をいただいておりますが、町では駅前マンション構想と一体として計画する必要があると考えるため、実施については現在計画を休止し、今後の施策について検討中でございます。JR岡山支社との協議につきましては、必要に応じて行っており、特に問題等は生じておりませんが、次の段階として和気町が拡張計画の方向性を決定しましたら、協議に拡張工事の計画書が必要となるため、測量設計委託料を予算計上するように考えております。

今後は、エレベーター設置の早期実現に向け努力していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、最初の質問のところですけども、利便性は確保されていると思うと、庭瀬駅では苦情が聞かれていないというようなことも言われていますけども、実際に庭瀬駅の方で調査をしたんですか。誰が考えても、人がいなくなって、中にはいるんですけども、窓口の人がいなくなって、いわゆる高機能だといっても、みどりの発券機プラスという、わからないときにはボタンを押せば画面に人の顔が出てきてというふうになっていますけれども、誰が考えても不便になったということは明らかでしょう。私は、そらあどういふふうにJRと11月、12月に説明を受けたのかということとはわかりませんよ、しかし合理化をしていく企業は、悪いことは言わないわけですよ。いいことしか言いません。そういう状況の中で、和気駅で学生が普通の乗車券じゃなくて、いわゆる定期券を買おうとしたときに非常に困ってるということは、もうひしひしと私は聞いているんです、そういうことは。だから和気駅では買わない、岡山で買う。和気駅の収入も落ちる、また和気駅が合理化をされていく。そういうふうには悪循環をしているということは、もう火を見るより明らかなんですね。そういうことでありますから、やはりこの沿線地域と連携をとって、鉄道駅の利用の活性化を促進する協議会のようなものを、居樹議員も言われました、もう早急に設置をして、やはり和気駅が便利に使える、そのような駅にしたいだけのように自治体としても行動していただきたいということで、これについても答弁を再度よろしくお願

します。

また、2点目のバリアフリー化の問題について、3,000人以上の条件をクリアしてない、3,000人を超えたら検討したい。私が先ほど説明したとおり、3,000人未満の駅においてもこれ可能なんです。そこら辺をもう一度検討していただいて、高齢者や障害者の利用、町役場や福祉関係の施設、総合病院の最寄り駅はまさに和気駅なんです。3,000人未満でも可能です。きちっと協議会を立ち上げてやっていただきたいということで、これについては、国と、鉄道と、それから公共企業団体、この三位一体の協議会を立ち上げる気があるのか、ないのか、まずそこからご答弁をよろしくをお願いします。

3点目について、マンション一体で検討していくということで、先ほど町長の答弁もございました。なかなかディベロッパーが見つからないということで、そうなるいつになるのかという時期がもうわからないわけですよ。駐車場が広がると、それだけ和気駅を利用しようとする人が増えるのは、これは自明なんです。そうなれば、また3,000人を超える可能性も出てくる。そういうことも一体になってますんで、そここのところを再度ご答弁をよろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） JRからどのような説明を受けたかでございますが、JRの方から2名、和気町の方へ来られまして、説明を受けたわけでございますが、もうその時点ではJRの社全体の施策、そして今、組合と話をしている最中ということで、もう既に非対面化の方針が出るとような状況でございました。その中で、いろいろご不便がないような対応ができるのかということもお願いし、そうした場合、和気駅はこの近辺の拠点駅になるということで、人員が全くなくなるわけじゃないということをお返事いただきまして、そこから判断しまして、確かなになれるまではご不便がかかると思いますが、なれた場合、学生さんなんかはもうICカードでそういう時代なんで、なれたら問題ないと判断してるような状況でございます。

2点目のエレベーターの設置でございますが、JRに人数のことを確認しました。2,800人ぐらいでもできるんじゃないかということを確認したら、そういう根拠はないという回答をいただいとります。エレベーターを設置する事業費でも、27年度時点の積算ですが、2基設置した場合、約3億5,000万円の負担となっております。負担割合ですが、国、JR、町と3分の1ずつの割合です。町の負担としまして1億1,700万円ほどになりますが、これが全額一般財源となるか、起債となるか、今後の検討が必要になってまいります。

あとは駐車場ですが、やっぱり町の施策として駐車場を広げて利用者を増やすという手もありますけど、駅前マンション計画の絡みもありまして、そこで駐車場を平面式にするのか、立体式にするのか、そういうこともかわってきますので、それを総合的に判断して今後も進めていきたいと考えております。

（「協議会、協議会」の声あり）

失礼します。協議会なんですけど、済ませません、失礼しました。協議会については、今後沿線とも関係してきますので、そこで町の執行部とも相談して、沿線駅と沿線各市町とかかわってきますので、そこで考えたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 時間がだんだんなくなってますんで、沿線協議の関係については、そのよう結構です。

あと、2点目のバリアフリー化の関係についての三位一体の協議会について、簡単にお答えいただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） バリアフリー化も必要になってくると思いますので、その辺は駐車場の拡張とか利用者の利便性を考えて、段差、できるところからやっていきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 和気駅の活性化、その周辺の活性化については、先ほどお答えいただきました。早急に町の執行部の中でご検討いただいて、スピード感を持って進めていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問でございます。

ここにこ園や小学校の通園、通学路の安全対策とスクールバスドライバーの安全教育と年齢制限について、お聞きをしたいというふうに思います。

昨今、通園、通学中の幼児や小学生が不審者といわれる人物、それから高齢ドライバーの運転ミスによって被害に遭うことが頻発しているところです。現在、園児の通園は保護者の送り迎えによることとなっていますけれども、小学生は徒歩通学あるいはスクールバスによる送迎ということになっています。

先日、川崎市においてスクールバスを待っている小学生の集団に刃物を持った男が襲いかかるという悲惨な事件が起きました。そのようなことを受けて、何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず、1つは、ここにこ園や小学校の通園路、通学路の安全確保と危険箇所などの把握はできているのでしょうか。また、点検整備の状況はどのような頻度で行われているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

2点目が、高齢者ドライバーの交通事故問題が社会問題化をしています。和気町においてもスクールバス及び公営バスのドライバーへの安全教育はどのようにされているのでしょうか。

また、現在おられますドライバーの方々の平均年齢は何歳で、またそのドライバーの方々の年齢制限などは設けているのでしょうか、ご教授をいただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

私の方からは、ここにこ園や小学校通学路の安全対策とスクールバスドライバーの安全教育と年齢制限化についての、1点目の通園、通学路の安全確保と危険箇所の把握はできているのかについて回答をさせていただきます。

ここにこ園につきましては、園まで、若しくはスクールバスの乗車までを保護者の送迎を原則としておりますので、小学校通学路の安全対策につきまして回答をさせていただきます。

通学路は、小学校ごとに児童・生徒が通学すべき道路を定めております。自宅から通学路までは安全を優先した道路を通るよう指導しております。平成29年4月の学校統廃合により、スクールバスで通学する児童も多数おり、最寄りの停留所までは同様に安全を優先した道路を通るよう指導しております。

これまで、岡山県東備地域建設課、備前警察署、和気町都市建設課及び教育委員会により、通学路について注意すべき箇所を点検し、更には小学校ごとにPTAによる地域の危険箇所を記した安全マップを作成し、通学路の安全確認を行ってきました。また、交通安全指導につきましても、各学校において交通事故防止に向けた交通安全教育に取り組んでいるところでございます。

議員から指摘がございました痛ましい事件を踏まえ、学校に呼びかけて、新たに通学路の点検作業、危険箇所の洗い出しをするよう教育委員会から指示をしておるところでございます。実際に通学路に問題箇所や危険箇所が見つかった場合には、道路管理者等、関係部局と協議をし、早急に対策を講じるよう努めてまいりたいと考えております。

しかし、学校だけでは児童・生徒の安全を守ることができません。学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、安全を確保することが重要と考えております。現在、登下校時、保護者やボランティアによる見守りが行われている地区が多数あります。また、安全対策として、地域で子ども110番の家のご協力もいただいております。更に、今回のような想定外の事件を受け、不審者情報の把握、警察との連携による登下校時のパトロールの強化、地域の見守りや、保護者の方に警告のための笛を持っていただくなどの対策を講じてまいりたいと考えてお

ります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

私の方からは、太田議員のご質問の2点目、町営バスドライバーの安全教育と高齢化への対応についてというご質問にお答えをいたします。

現在の町営バスは、福祉バスを含めまして29人乗り8台、それから14人乗り4台の計12台ございますが、これを職員15人で運行をいたしております。当然安全性でありますとか、確実性については細心の注意を払っております。ドライバーの出勤時の点呼で、その日の体調の確認とアルコール検査、これは毎日の業務として行っております。また、日々の運行の中で個々に気がついた点などは日報に記入をするよう指示をしておりますし、教育委員会も含め、情報共有をしております。

また、運行管理システムを各車両に取りつけておりまして、ウェブ上で運行の様子、速度でありますとか急ブレーキなどがモニタリングできるようになっております。更に、車両の外部と車内にドライブレコーダーの取り付けを行っております。乗車中の不審者に対します安全対策につきましては、このたびの川崎市での事件を受けまして、先日6月7日に備前警察署管内のバス運行事業者と教育委員会出席による緊急子供安全対策会議が開催されまして、バス停や車内での防犯対策についての情報交換を行い、さすまたや催涙スプレアの配備について検討することといたしました。また、本町ではこのたびの事件を受けまして、周囲にいち早く危険を知らせるという手段として、ドライバー全員にホイッスルを配付することといたしました。

今後予想されますドライバーの高齢化ということにつきましては、個人差もあることではございますが、近隣市の定年制度を参考にさせていただきたいというふうに思います。また、多くの民間事業者では、65歳以上のドライバーには、NASVAといたしまして自動車事故対策機構という機構がございますが、そこが実施しております適齢診断を受講させております。本町所属のドライバーも同様に今年度受講させる予定にしております。

ドライバーの平均年齢でございますが、先ほど申しました15名の職員が47歳から69歳までの年齢で、平均年齢は61.13歳でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、1点目の通園、通学路の安全確保ということで、安全マップや、そうしたものをされてるということをお聞きをしました。

川崎市の事件では、いわゆる外務官僚の父親がスクールバスまで見送りに来ていて、そうした中でも起きたわけですね。不測の事態ということで、何があるかわからない現状ですけども、この川崎市と和気町というたら人口の規模も違う町ですけども、和気町でも起こらないとは言いきれないというふうに思っています。

現在、次長が言われたように、見守り隊ということでボランティアに依存しているのが現状ではないかなというふうに思っています。ある意味、教育訓練された警備員を配置するだとか、そういうふうな何かいい施策がないか、ご検討をお願いしたいというふうに思います。この点については、答弁は結構でございます。

それから、2点目についてでございますけども、いろいろ毎朝点呼されていて、アルコールチェックだとか、その日の体調管理、そして日報をする、それから車には管理システム、ドライブレコーダーということで、ハード面の対策はされているんだなというふうにお伺いをさせていただきました。

実は、先日、新聞で瀬戸内市内の方で瀬戸内警察署が中心となって、教職員や地域の住民が連携をして、通学路でスクールバスで通っている児童の見守りをするだとかということで、地域の連携がされた活動が新聞報道されていましたが、和気町はこの5月28日の川崎の事故を受けて、何か特殊な、6月7日に緊急子供の安

全会議みたいなことはされたというふうにお聞きをしたんですが、和気町とまた地域の方々、教職員、警察署ということで連携をして、何か迅速に対応がされたのかということで、そういうことが和気町でもやっているとことが明らかになれば、ある程度これが再発防止の抑止力になるというふうに考えますので、その点、今後どのようにされるのか等も含めて、その点について1点、再質問をさせていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

地域の連携ということですが、ちょうどこれは警察署管内の連携ということになるんですが、先ほど教育次長も言いましたように、地域の安全推進委員という警察署が委嘱した委員がおります。和気町内にも18人いるわけなんですが、そのあたりとの連携、地域安全推進委員、それから学校との連携、警察との連携、そのあたりは、これは今回の事件があつてからというわけではなくて、日ごろから連携をとっております。

それから、警察ですから和気町内に3つ交番駐在所があるわけで、そのあたりを中心として、新聞なんかには余り載らないんですけど、日ごろからそういう連携はとっております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 時間がなくなってきましたんですが、子供たちというのは和気町の宝でございます。そうした子供が安心・安全に通園や通学ができたり、学校で安心して教育を受けることができるということをやはり行政も責任を持ってやる、そして地域の方々と連携をもって、私たちもそうして子供の安全を守っていきたいというふうに思いますので、今後ともまた行政の方でもよろしく対応をお願いしたいというふうに思います。きょうはありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当瀬議員が出席されましたので、ただいまの出席議員数は12名です。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 先ほどの一般質問の中で答弁者に対して、・・・・・・・・と発言したことについて、発言の削除を申し出ます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 次に、5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問のテーマというか主題は、和気町の減少している人口、これを何としてどうして止めれるか、若しくは運よければ増加に持っていきたいという、これをテーマに質問させていただきたいと思います。

まず、第1問目、この4月、草加町長町政の2期目というか、4月はまだですので、4月の10日間ほどはまだでしたので、この4月1日だと思いますが、庁舎内の組織変更がありました。小さな変更であります、財政課というのがつくられました。これについて質問したいと思います。

1番目として、その目的、狙い、なぜこの課を新設したのか、その課についてはどのような思いを込めて発足させたのか、それをお聞かせいただきたい。

2つ目は、それに伴うといいますか、人員構成のことをお聞きをしようと思ったんですが、午前中の同僚議員の質問の中で、回答の中に203名が194に9名減ったというお話があつたので、私はそのお話を回答として受けて、2問目はいたしません。

ということで、とりあえずこの1点に絞ってご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の一般質問に答弁させていただきます。

庁舎内の組織変更について、その目的は何かというご質問でございますが、行政組織の簡素化、効率化及び定員管理の適正化を図るため、本年4月1日に一部組織の見直しをしております。

内容につきましては、神崎議員の方がおっしゃられました財政課の新設ということがございますが、全体枠でちょっと答弁させていただきたいと思っております。

内容は、1点目でございますが、人口が逡減している状況、普通交付税の合併算定替えに対応するため、総務部まち経営課を2課に分離いたしまして、新たに財政課を新設いたしましたものでございます。財政課の業務は、財政全般、広報、統計、電算、財産管理等でございます。まち経営課の業務は、地方創生、雇用、定住、企業立地等の企画部門でございます。

2点目が、民生福祉部生活環境課の所在変更ございまして、環境衛生業務を一括して使えるようクリーンセンターに移行いたしました。本庁舎では窓口といたしまして、民生福祉部住民課に生活環境係を新設いたしてございます。

3点目といたしまして、佐伯庁舎総務事業部の総務福祉課と事業課の統合でございます。窓口行政のソフトサービス部門を中心に維持管理業務部門となることから1課とし、職員が課内で横断的に対応できるよういたしましたものでございます。

今回の機構改革によりまして、総合戦略を核といたしまして人口対策等を強固に進め、住んでよかった、これからは住み続けたい、住んでみたい和気町を目指しまして、全組織において横断的に取り組んでまいりたいと思っております。それと、財政基盤の健全化、そちらの健全化をより一層図るというもので、財政課の方は新設いたしておるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） そうしますと、今の要約ということもないんですが、今の人口減少等々、対策を立てるために簡素化、組織を効率化するというのでつくられたということで、ただ財政課については2課に分けたということは、財務の内容の細かい、いろんな調査、それから策定があらうかと思いますが、財政の基盤の拡充のために財政課を新設したと、このように理解してよろしいでしょうか。まずは、それについて返答は要りません。

今おっしゃっていただいたんですけど、従野議員からもありましたけど、効率化、合理化が招く、それから太田議員も言われる、結局人が減るということは、ある種サービスが劣化するというのが普通の自明の理なんですよね。それをどこで補うかは、やはり執行部のアイデアと町民を思いやる気持ちがなければできない。この二輪でもっていつも考えること、それから温かい心を持って町民を思いやっていただくという、この2つがなければ、合理化や効率化はただの本当に人を減らすだけの、事務効率が減るだけの上がるだけの、そういう人の心の温かさのない政策に終わってしまうと思っております。そこをお願いしたいと思っております。

それから最後ですが、最後というか、ここは1問減らしましたので。組織としては変わってはいないんですけど、再任用でされた方がたくさんいらっしゃいます。町の声の中には、再任用で事務職の主任クラスに、言葉は悪いですけど格下げのようになった格好でされた方は、特に今までこの3月末まで部長級であったりして、町の町政に深く携わった方が多い。そういう方が多い中で、席として末席になるのかどうか分かりませんが、せっかく生かしたノウハウやご経験を再任用の形であっても、たくさん発言や発表ができるのか。なかなか組織の中に

あつては難しいと思うので、できれば私としてはちょっと提言といいますか、改革チームとか提案チームのようなものを、そういう再任用でされるのもいいんですけど、特に町政のど真ん中で活躍された方がまだ60ですから、今一般企業であれば65歳が定年という中ですので、そういう中であれば、ぜひ違った形での、組織の中に組み入れるのも一つかもしれませんが、別建ての委員会だったりというようなものを立ち上げられて、行政のサポート役のようにされたらいいのかなというようなことを今回の組織変更等で思いました。これは私の感想ですので、回答は要りません。

続きまして、2問目、待機児童について。

現在、和気町全体で待機児童、待機児童というのはゼロ歳児から6歳児ですかね、いわゆる小学校就学前までの児童とか乳幼児になりましようか、その方々が現在何人いらっしゃるのか。私の知識だと数年前までは待機児童はゼロだったとお聞きしたように思うんですが、現状この4月段階でしょうか、何人いらっしゃるのか、質問させていただきます。

2問目として、もしいらっしゃるのであれば、待機児童を少なくする方法だとか、待機児童をゼロにするような方策、施策は和気町の方で考えていらっしゃるのかどうか、それをお聞かせいただきたい。

3点目は、その方策を基にした今後の展望、この展望についてお聞かせいただきたいと、こう思います。できれば、本荘地区だとか、和気地区だとか、佐伯地区とかということであれば一番いいんですけど、そこまでの統計がなければもう全体把握でしかないの、待機児童の数を教えていただきたい。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

私の方から神崎議員の待機児童について、現在の待機児童数は何人か、現在の施策は、今後の展望はについて回答させていただきます。

5月末現在の待機児童数は、ゼロ歳児で佐伯にこにこ園1名、和気にこにこ園3名、本荘にこにこ園3名の7名おりますが、どちらも保護者の入園希望日を超えている待機児童はいない状況です。1歳児については、本荘にこにこ園で2名が待機している状況でしたが、4名のあきのある佐伯にこにこ園を紹介したところ、1名については入所が決まっている状況でございます。2歳児は、全ての園で定員いっぱいの受け入れをしており、今後入園希望がありましたら待機になる予定です。3歳から5歳児は、まだ受け入れる余裕がある状況です。

次に、現在の施策はとの質問であります。保育教諭を確保することによって待機児童は解消されますので、ハローワークでの求人、人材派遣会社への依頼、職員OBや職員の知人を紹介してもらうなど、全てのにこにこ園でも共通認識を持って探している状況です。ですが、見つかっていないのが現状です。また、離職者を出さない取り組みも重要と考えており、園長を除く全ての職員について職員面談を行い、現在の職場環境の状況等の聞き取りをしております。

最後に、今後の展望はとの質問ですが、今年度10月1日から幼児教育の無償化が始まる予定ですが、和気町の独自施策としまして、これまでも幼稚園使用料と預かり保育料を無料とし、また保育所保育料についても現行の基準額から最大6,200円を減免し、子育て世代の経済負担の軽減を図っていることと、少子化により子供の数も減っていることから、入園希望児童が極端に増えるとは想定をしておりますが、引き続きあらゆるネットワークを活用し人材確保に努め、職員待遇面を含めた採用計画の見直しについても検討していきたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） そうしますと、今1番でお尋ねした待機児童の数ということでいけば、ゼロ歳児ではお父さん、お母さん方が望んでないから、考えようによってはゼロだということによろしいのでしょうか。それが

1つと、それから1歳児については、今のうち1人はもう佐伯の方に入れていただけるので、実質的にはもう一名だけという、そのように私は理解したんですが、それで間違いないでしょうか。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） ゼロ歳児につきましては、今現在ゼロということですが。保護者の方の希望日が来ましたら、その方が待機になるという状況でございます。

あと、1歳児につきましても、町全体でいいますと待機児童はゼロということでございます。佐伯の方でまだあきがあるということでございます。先ほど申したのは、今の現状ということで申し上げさせていただきました。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 2番目の施策として今何をされてるかというのは具体的にありましたけど、要は教諭というんですか、お子たちの面倒を見る方がいらっしやらない、その採用を一生懸命されていると、このように伺いました。

ただ、その中で早くやめられる方がおると。離職があるということはある種、団体の話なので、園長を中心とした組織づくりがあるんだろうなど。その中にも、せっかく子供たちがかわいいからといって保母さんというのか、そういうのに憧れて入ったけれども、現実が違ってたと思って、急きよやめられる方が多いんじゃないかなと。それはそれとして、組織の問題としておかしいなとは思っているので、やっぱりそういう人も本当に自分の夢をかなえて、お子たちの面倒が見れるような園であったり、にこにこ園でないとあかんのじゃないかなというのが、ちょっと今原因だけで、聞いた話なので推測したらあきませんが、離職が早いというのは、私はそう長い会社経験を経た中で、一番問題なのは企業でもやめるのは人間関係なので、仕事がえらいとかつらいでやめる人はほとんどいないというようなことを今の自分の経験から思うに、ついぞそう思ってしまいます。そのあたりはもう次長の方というか、町の方にお任せしますので、組織の中でのつまり無理難題を言う人がおったり、やっぱり部下を育てることができないのは教育者として非常におかしいので、そこらあたりはしっかり目を光らせてやってあげてほしい。そして、若い保母さん志望の人をすくすくと育てていていただきたい、このように思います。

ということであと、和気町に人が移住してくる人の多くは、やっぱりゼロ歳児から3歳児だとか6歳児と聞きます。どうしてもお子たちが小学校、中学校に入っていると移住がしづらいということで、そのあたりの策もしつかりしてないと、和気町の移住・定住策に水を差すことになりかねないと非常に思います。せっかく今、去年、おとしだったら転入転出で何とかプラ・マイというよりは、亡くなる方の数さえも上回るというか、それをフォローするぐらいの人が来ていただいているわけですから、せっかく今和気町にある定住の流れというのを止めないように、特に待機児童の問題は細かい配慮をしていただければ、多分その心はまた全国の皆さんに伝わって、和気町に来ていただくと、私はそう信じてますので、そこをよろしく願いいたします。回答はオーケーです。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 質問の3番目、ウオーキングについて。

和気町は、若い人、それからお年を召した方もよく歩いておられます。非常に活発にウオーキングをされてるなあと感じております。現在、和気町が主導して行われるウオーキングに関する催し物は、どのようなものがありますでしょうか。ありましたら、それを教えていただきたい。そして、その目的といいますか、狙いは何かということをお答えいただきたい。それが1つ目。

2つ目は、今、岡山市が行っている健幸ポイントプロジェクト、健幸のケン健康は健でいいんですけど、コウが健康の康じゃなくて、幸せという、ちょっともじった言葉になってますが、健幸ポイントプロジェクトをやってお

るんですけど、和気町としてはそれをどう思われるかなと、どう考えておられるかなというのをちょっとお聞きしたい。

この2点についてお聞かせいただきたい。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

神崎議員のウォーキングについてというご質問にお答えをいたします。

ウォーキングイベントは、危機管理室の方で担当しておりますので、そのことについてまずご説明をしたいと思います。

和気町では、11月23日の勤労感謝の日に片鉄ロマン街道ふれあいウォーキング大会というのを開催をいたしております。このイベントは平成25年度から開催をいたしておりますが、イベント開催の目的といたしましてはいろいろございまして、まず合併から7年が経過したころでございましたので、子供から大人まで多くの町民が参加できるイベントを開催すること、これによりまして合併後の新町の一体感を醸成する、こういう目的で始めました。そのほかにも家族や仲間とウォーキングを楽しんでもらうことで、このウォーキングすることの定着を目指して町民の健康づくりにつなげること、そのほかにも観光資源でございまして、片鉄ロマン街道、観光資源を広くPRする。それから最後に、同じ日に和気ドームで開催をしております和気町ふるさとまつり、これとのタイアップによって相乗効果を図る、こういった目的のもと始めたものでございます。

昨年度の開催状況につきましては、362名の方からお申し込みをいただきまして、当日は341名のご参加をいただきました。参加申込者の内訳といたしましては、町内の方が49名、町外が313名と、県外、町外からも多数ご参加をいただいております。

コースは、和気駅南駐車場から天瀬駅までの折り返しコースで、途中のふるさとまつりの会場もチェックポイントとして設定をしております。また、各チェックポイントでは和気鶴飼谷温泉の入浴券、これを持って帰っていただいたり、町内企業の商品などを参加者に配布したり、それから地域の方に賄いをしていただいたりすることで、和気町をPRするという考えのもと実施をしております。

今後も健康づくりの増進や地域の活性化につながるように、多くの方々に参加していただけるようなイベントにしたいというふうに考えております。

以上、ウォーキングのイベントについてのご説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、神崎議員の2つ目のご質問について答弁いたします。

岡山市が実施していました健幸ポイントプロジェクトですが、これはポイントというインセンティブで健康づくりを結びつけるというものだと考えております。日々の歩数や指定の健康講座、健康診断などの受診等によりポイントがたまり、ポイント数に応じて商品券と交換ができるというものです。こういった制度は、インセンティブのターゲットとして、健康づくりに対し健康情報を積極的にとらない、いわゆる健康無関心層に掘り起こしとしての効果はある程度期待できると考えております。また、実施した岡山市の分析によると、参加者の医療費の抑制にも一定の効果があつたというふうに聞いております。

和気町では、国民健康保険の特定健診の受診率が36%前後と非常に低い水準にあることから、住民の健康への関心度が低いというふうに考えております。運動習慣のある人は病気などに対する抵抗力が高く、生活習慣病の発症も少ないなど、健康づくりの重要な要素となることから、本町でも健康教室や、よっころどっこい体操などを実施しています。しかし、参加者も少なく、参加も特定の人に限られている状況であることから、今後は関係各課とも連携し、誰もが参加しやすい運動行事や健康教室の企画立案を行い、健康への関心啓発を進めてい

き、住民の皆さんが生涯を生き生き健康で過ごせるよう生活習慣の改善を初め、定期的な健康受診の啓発や生活習慣病の発症予防、重症化予防などの総合的な健康づくり事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 昨年11月23日に行われたふれあい健康ウォーキング、私も参加しました。狙いの中に町民の触れ合いとかということなんですが、今聞かれたってわかると思いますけど、341名の参加者で49名が町内、あと300名近い方は町外でした。私も歩いて、お話をちょうど佐伯の河本の辺でしたか、トンネルあたりで聞かれたりして、やっぱりよそから来られて、なかなか町内の人と話ができず、町外の人から話を聞いた。それはそれで2番目の、2番目というか、和気町のアピールには役立つんでしょうけど、和気町内の方がなかなかもう少し、私は皆さんがよく歩いてくれてるっていうイメージの中で、そういう会に参加が少ないのは若干寂しいものがありました。ただ、今言ったように、ほかのイベントも重ねてあったり、11月のそういう時期ですので、時期的なものもあるのかなと。私は、このウォーキングっていうものに和気町、女性の方は健康寿命が非常に長いです。健康寿命というか、寿命が長いんですけど、それを健康にして長くしたい。男性もそれに追いつけということでやりたいと。歩くことによって体を本当に健康にしてほしいというのがありまして、それをだから町の施策の中に大きく取り上げてほしいなと思って、この一般質問に取り上げました。だから、ふれあい健康ウォーキングも1回にとどまらず、いろんなことと結びつけていったらいいのかなと。

あと、別口でボランティア協会、ボランティアの会が和気町、吉永等々にある、吉井川から以東にある八十八カ所めぐりというのをやってます。これは大体お寺だったり、お礼場所があるので、それを年に1回ないし2回ですか、ここにはやっぱり三、四十名が参加されますし、年齢層でいくと、前回だと小さいお子さんは4歳から、この前は90歳ぐらいの方がいらっしゃいましたかね。だから、おとしになるのかな、100歳を超えた方がそのボランティアの会で歩かれてるという、こういう事例もありますので、ただ歩くだけだと難しいですけど、さっきおっしゃられたように和気町のPRを兼ねた史跡めぐり的なことと組み合わせると非常に歩きやすくなる、それから興味、動機づけができるかなということで、町としてはそういうあたりも積極的に取り組んでいただいて、新しいアイデアで和気町に人を呼ぶんだ、呼んだ人と同時に和気町の町民が健康のためには一生懸命歩くんだ、歩いていくんだと、歩いて私たちの健康づくり、まちづくりをするんだという意識にしてほしいように、そういったリーダーシップを町長以下、執行部でとっていただきたいと思って、私はもうウォーキングというのは前回も一般質問でさせていただいたのは、そういう意図があってやっている。それが町外に広がると、人が来るだけじゃなく、やっぱり定住しようとか、健康なお年寄りが多いとなると、お仕事も増えるだろうし、移住してきたいと思う方も増えるかなと、非常に息の長い、気の長い話ですけども、そういったことが和気町のいわゆる人口減少を止める策かなと思って、強くそう信じてやみません。だから、その具体的な催し物だとか、イベントをぜひ年に1回っていうんじゃないかと、考えてほしいと思っております。

それから2つ目、岡山市が行っている健幸ポイントプロジェクトについては、今課長の方から説明していただきました。ちょっと曖昧だったんですけど、医療費の効果もあるって言った中で、医療費がどのように削減されたか。大体5,000名を対象にしたと思うんですけど、参加者5,000名の1年間の医療費の増加額が8万1,000円と。その健幸ポイントプロジェクトに参加しなかった人のグループだと1人当たり12万2,000円ということで、そういう結果が出てるので、参加した方々の抑制力というんですかね、やっぱり医療費は仕方ないんです、年をとると増えていくんですけど、それが12万円増えるところが8万円で済んだというような結果が出てるということを岡山市のページで言うておりましたので、そういった効果がある。これは一つの目安になるかなと思います。

それからもう一つ、皆様に調べていただいたり、今後検討していただきたいのがあります。それは、さっき言

ったプロジェクトの和気町でイベントをやろうという具体的な策の一助になると思って私は申し上げたいんですけど、今、オブザーバーとして厚生労働省、これがオブザーバーの代表です。それから、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省と、これらがオブザーバーとして、発起人は、民間企業としてはオムロン、みずほフィナンシャル、東芝等々の大手企業、個人としては東京大学の浅見教授等々、それから地方自治体としては岡山市長、それから東京都の多摩市長など、こういう自治体もいわゆる発起人としてなってるんですけど、スマートウェルネスコミュニティ協議会、こういうのも立ち上げてます。こういうのを一つの判断材料にさせていただいたらいいんですけど、これがどういうことをやってるか。目的は、健康長寿を達成するためにまちづくり、スポーツなどの多様な要因に横串を刺して、縦割りじゃないってことですね、横串を入れて、健康長寿を可能とする社会技術の構築を目指すんだと、そういう協議会があるんですね。そこの試算によると、1人1歩歩くと0.061円です。何やそりゃ、一銭もというてから1円もならんがということかもしれないけど、人が歩くことによって、それだけの医療費の削減だとか、介護費の削減につながるという価値をこの協議会が出しております。それによりますと、和気町、例えばですよ、試算をこんなことをすりゃあ、計算すりゃあ済む話ですけど、わかりやすく言いたいので言いますが、さっき言いました0.061円、これを1,000歩、今まで歩いてない人が1,000歩歩く、1,000歩歩いて365日、1,000人歩いたら年間で2,200万円ですよ。これだけの医療費の抑制効果が出るという試算が出てるんですね。見てわかるように、これの母数を増やしたり、歩数を増やしたり、それから1,000歩を1,000人ですから、1,000歩じゃなくて、普通の人だったら8,000歩歩くというんですけれども、普通5,000歩ぐらい歩いてるから、3,000歩増やしてもいいでしょう。それから、1,000人と言わず、健康な子育て世代が歩けないと、いろいろおっしゃられるけど、1,000人じゃないよ、例えば1万人とすれば、億単位になるんですよ、すぐにね。だから、そういうところを本当にその数字が正しいうんぬんはともかくとして、ある種そういった公的機関もオブザーバーとして入ってるような協議会が、きちっとしたそういう歩くことについての価値を見出してる。1歩の価値を出してるというところを一つの指標にさせていただいて、それをもう少し研究研修していただいて、和気町に取り入れられないのかなあ。

私は絶えず言うてます、和気町の財政をやっぱり軽減したい、これはもうずっと言ってる。去年は太陽光発電、それから電灯の変更でいろいろ町にも申し入れたりしましたが、いろいろはちょっと町の政策だったり基本方針とたがえまして、持ち込んだ案件は全て断念せざるを得ませんでしたけども、そういった形で具体的に町の財政をどうしたら軽くできるかということ必ず片方では考えながら、かついろんな事業については積極的にやりたい、これが私の信念です。そうじゃないと、和気町は沈んでいく船になってしまう。新しい生徒は少ないといえども、夢や希望を持った若い人たちがいっぱいいる。そこにまた移住の人も来てるという中で、若い人たちの夢や希望を絶やさないためにも、しっかりとそこは町が中心となって、そのかじ取りをしていただかないといけないという中で、やる事業と経費の節減、これは当然の両輪です。これは両方やってみて初めてなので、私はそういう面からもこの歩くこと、特にウォーキング、場合によってはノルディックウォーキングでもいいでしょう、つえをついて歩くやつね、こんなものやっています。それから、歩き方によっていろんな効果が違います。そういった勉強会でもいいし、それからさっき言われた受診率を上げるということなんかにも当然寄与してきますし、こういうことを積極的にやって、和気町の健全な財政と未来ある、そして希望がある町にしたい。こう願って、いろいろと提言をしていきますので、よろしく願います。

回答はよろしいので、最後、町長から私が言ったことについて何かあれば一言いただいて、私の質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

神崎議員から今、町長にということでご指名がありましたけども、社会体育に関することということで、私の方からご答弁をさせていただきます。

先ほど来、ウオーキング大会等にかかわらず、多くの町民の方が参加できるような大会の実施等、いろいろご提言をいただきました。町民の体育振興につきましては、町長からも強い要請を受けております。教育委員会としてもいろいろ考えて、町民の健康づくり、体力づくり、ひいては生きがいづくりに取り組んでいかなければいけないと思っております。

また、いろいろ議員の皆様からもご提言をいただきまして、町全体で町民の健康づくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。

これで私の質問は終わりますが、最後に、和気町は我々みんなで作るものです。ある一人の人が作るものでも、ただ意見がある人だけが作るものでも、反対者が作るだけでもありません。皆さんが力を合わせてつくっていく。となれば、当然今の問題点が何かということをしかりと分析して、見詰めていかないといけない。どんな問題でもそうです。とにかくそう聞いたからとか、人が言うからと、こんな頼りないことで和気町がうまくいくはずがないというのを、私は常に信念として持っています。問題があれば、その問題をとことん突き詰める、一生懸命みんなと話し合う、これでこそ議会であり、和気町政だと思いますので、そこらあたりを自分自身にも言い聞かせながら、皆さんと協力して、チーム和気だと、チーム和気で頑張っていくぞということで、そういう気持ちでおります。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

次に、10番 西中純一君に質問を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、まず1番目に、塩田住宅の被災者に対する対応と和気町の方向性とはということで質問をさせていただきます。

まず、その復習といえますか、経緯だけ先に述べさせていただきます。

私が知っている限りでは、被災された方が塩田町営住宅ですが17戸で、最初に塩田のコミュニティハウスに逃げてもらって、それから奥塩田のコミュニティハウスに移る。それから1週間ほどしてでしょうか、それでもちょっといろいろ対応ができないというふうなこともあったりして、鶴飼谷温泉に避難をしていただくというふうなことだったと思います。その後、方々実家へ引っ越しするとかいろいろあったわけですが、町の被災者に対する方針としては、ビレッジハウス、昔の雇用促進住宅ですね、そして佐伯の桃谷順天館といえますか、その社宅、社員寮、若しくは長楽団地、それから英語指導助手が入られていた借家等の指定した住宅へあっせんをしたと。そこへ行かれた場合には、町の住宅家賃を免除して、更にその家賃が高ければ、その家賃と町営住宅の家賃との差額を補助するというふうになったというふうに思います。

それから、国の義援金というものも出てくるという中で、先に町としては、たしか8万円じゃなかったかと思うんですが、見舞金を出したというふうに思っております。間違ったらちょっと訂正してください。それから、義援金が1次、2次、3次というふうに来て、その合計が45万円程度じゃなかったかなというふうに思います。それで最後、もう一度何か4次、5次というので、もう一遍出てるかもしれない。その点についてはちょっと知らないのですが、それがもし出ているのであれば、後で教えていただきたいと思いますが、そういうふうな対応をされたと。

そういうことで、まず質問をしたいのは、1つは、この塩田のあの地区っていうのは、吉井川の支流、大前川というのがございまして、そこから逆流をして住宅が被災をしたということで、まず一番重要なことは、その郵

便局の隣の土地を土地購入というふうな問題があったと、それができていなかったのも、そこから水が浸入してきたということですが、その土地の購入、それから県の設計、そして工事ですね、その段取り、それは防災工事の段取りはどういうふうになっているのかというのが1問目。

それから2問目は、最終的に17件の被災者のうち何世帯が復帰されて、あとの方は方針を変えて転出なり、あるいは家を建てるとか、そういうふうな方針転換をされたのか、それを教えていただきたいと思います。

それから最後に、私としてはやはり住民対応に不行き届きがあったのではないかなというふうに思っておりますが、このことを通じて反省点というか、こういうものはなかったのかどうなのか。本来的にはそういう防災都市公園というものが問題になりましたが、こういうそれぞれの防災対策というものが重要だと思うので、今後いろいろ自主防災組織とか、いろいろなものがあるわけで、そういう今回の対応で反省点というものを今後生かしていただきたいと思いますので、その反省点がなかったのか、その3点についてまずお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の塩田町営住宅被災者対応と和気町の方向性はのご質問の1点目、防災工事はどうなったかについてお答えいたします。

まず、塩田郵便局付近の築堤のかさ上げについてであります。ご承知のとおり、先般の7月の西日本豪雨災害により吉井川の水位が上昇したため、大前川が逆流し、その影響で一部堤防から越水し、塩田団地20戸が床上浸水する甚大な被害が発生いたしました。その後の調査の結果、原因として、平成10年に激甚災害による大前川の改修工事を計画し、その後、工事を実施しておりますが、地権者の協力が得られなかったことから、郵便局付近の堤防が一部未改修であったということが判明いたしました。町では、河川管理者である岡山県に対し早急に対応、改善するよう要望しており、現在は応急対策として耐候性大型土のうを設置し、仮堤防が国道374号から蔭平橋まで完成しております。

今後の工事の進捗状況についてであります。岡山県に確認したところ、現在測量実施設計を行っており、本年9月ごろをめどに用地買収を行う予定であると聞いております。なお、かさ上げ工事については、出水期を外した本年11月ごろから工事を実施し、本年度工事の予算が1,000万円ほどついておりますが、工期は2年程度かかる予定であるとのことでした。町といたしましても住民の不安を早急に取り除く観点からも、今後も事業が早急に完成するよう岡山県に対して予算措置を強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の塩田団地の17件の被災者は、何世帯復帰され、何世帯転出や住居等、方針を見直されたかについてであります。被災された17世帯のうち11世帯が引き続き塩田団地へ入居され、6世帯が転居されました。町が把握している限り、転居された6世帯の方は、5世帯が新たな転居先で、家の新築はありません。1世帯が実家へ転居されたと把握しております。転居された方の中には、今後の水害の心配があるかもしれませんが、今回の被災を一つのタイミングと捉え、新たな居住先へ転居された方もおられます。また、子供の通学や今後の生活圏を考慮し、転居されたものと考えております。

次に、3点目の住民対応に反省点はなかったかについてであります。町は昨年7月6日の豪雨災害時の住宅浸水後、翌朝7日には塩田団地の皆様の避難先である奥塩田コミュニティハウスに草加町長とも出向き、状況を確認し、ご意見をお聞きしました。また、7日の午後には第1回目の塩田団地全体会を開催し、入居者の方の要望、意見、質問等をお受けいたしました。その後、速やかに食事、入浴、仮住まいの調整等、対応を進めてまいりました。以後、全体会を3回開催し、入居者の方との連絡調整に努めてまいりました。早急に一時居住先の確保、食事の確保、日用品の支給、鶯飼谷温泉の開放、町からのお見舞金の支給、義援金の支給、塩田団地の修

繕工事、排水ポンプ車の配備、岡山県の護岸工事の要望等を行っており、町としてできる限りのことを対応いたしました。その間、特別入居者の方からは苦情等ありませんので、入居者の方へも一定の誠意は伝わっているものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、西中議員からのご質問で、見舞金、義援金について答弁をさせていただきます。

平成30年7月豪雨におきまして、和気町では被災者の方々につきまして、生活見舞金として全体で186万円を見舞金として手渡ししております。また、和気町におきまして平成30年7月豪雨岡山県災害義援金として、第1次配分から第7次配分まで配分があり、合計で2,550万円の義援金が岡山県義援金配分委員会で決定され、和気町に交付されております。

なお、和気町での義援金の配分につきましては、岡山県からの配分のタイミングに合わせまして、3回に分けて被災者の方に全額を配付しております。なお、配付金額につきましては、個別には申し上げられませんが、被災状況に応じまして210万円から20万円の間でお支払いを全額しております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 今、答弁をお聞きしまして、やはり若干ずれがあるんで、要するにもっと早くに工事に取りかかれるのかなと思ってたら、結局工事着手は、用地買収は9月で、11月に工事実施、完成年度は令和2年度に完成ということだと思うんですね。ですから、あの土のうのままで、あと2年間、1年間半以上ですか、過ごさなければいけないというふうなことになる、非常に住民の方は不安を持たれると思いますし、今9戸募集しておりますが、なかなか募集が埋まらないんじゃないかなというふうに思います。本当はもう9戸転出したのかなと思って、6世帯ということはある程度とどまった、11世帯はとどまったんですか、ということはまだまあある程度とどまったのかなというふうに思いますが、私が個別にいろいろとお聞きしたところでは、いろいろと個別の苦情といいますか、住宅をリフォームした段階で木が物すごくまあしうがなかったかもしれないですけど、1メートルぐらいで、外から丸見えじゃというて、女性の方がそのように言われたり、若干トチャマチャしたことが、そういうようなところがあったように思いますし、被災をするとき義援金が出たけれども、そういう壊れた電化製品等を買ったのかと言ったら、テレビ等は親せきのを借りてるとか、いろいろ我慢をされてやられたやに聞いているんです。最近ちょっとまだお会いしてないので、それがどうかあれですけど、諦めてそういうふうになってるのかあれですけど、正直町の対応には、いろいろと個別にはそういうコミュニティへ移るときの問題とか、それから一番あれだったのは、町が指定していた以外の住宅へ移ってる場合は、それはもう家賃の差額補助は全くなかったということで、このことが一番問題だったかなというふうに思っているんですけど。今、県外からいろいろと移住者を求めてやっているわけですが、その中でも町内に住まわれている方が被災した場合がこのような程度の対応ということで、和気町にとって今後のそういう住みやすい町というふうに言われるのかどうなのか、その点をもう一度考えて、今後の処理の方をやっていただきたいと思いますが、聞くことはそういうのを含めて、今後住宅が9戸もあるという中で、その工事もうちちょっと早急にやってもらうとか、その辺の何らかの対応がないものでしょうか。その点だけお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 西中議員のご質問でございますが、7月5日から8日にかけての異常気象によるところの集中豪雨で、このあたりは274ミリというような集中豪雨に見舞われたわけでございますが、いろいろ後からの対応について不備があったんじゃないかなというご指摘でございますが、実はあのときのことを時系列で記憶にある範囲でお話を申し上げますと、私は7日の深夜2時半ごろに塩田へ副町長と一緒に出向かせていただい

たんですが、ちょうど苦木のところで、国道374へ吉井川が越流いたしまして、通れないというような事情がありましたので、引き返さざるを得ないというような状況の中で、塩田コミュニティへ皆さんが避難をしていただいとる、それを危険もあるので、上の奥塩田のコミュニティハウスへ移動してほしいというので、消防署へお願いして、消防署が全員を向こうの上の塩田住宅の方へ、奥塩田の住宅の方へ移動していただいたんです。それで、その朝、次の朝すぐ私は奥塩田のコミュニティハウスへ出向きまして、お見舞いを申し上げながら、できることはさせていただこうということで、できるだけのことを私はさせていただいたと思っておりますが、基本的には町の見舞金といいますのが3万円、十分ご承知だろうと思いますが、それを議員の皆さんにもご理解をいただいて、5万円の追加をして8万円。8万円のお見舞金を出させていただいて、それから今度はその間、地元が高齢者ばかりでございますから、なかなか地元で炊き出し等ができません。これ、地元のコミュニティで本来ならやっていただくことなんですが、なかなかそれも不可能な状態がございますので、鶴飼谷温泉の方を準備をいたしまして、鶴飼谷温泉の方へ食事の用意もさせていただいて、どうしても来れない人は、利用できない人はまあそりゃあ利用せられなんだ方もおられるんですが、基本的には私の方で用意をさせていただいて、お風呂へも入っていただいて、泊まりもしていただいて、結局、結果的には床上浸水が30戸、床下浸水が50戸、裏山が崩れて半壊が1戸、倉庫が全壊が1戸というような、大ざっぱなことなんですが、そういう状況の中で、できる限りのことは町の執行部としてやらせていただいたというふうに私は思っておりますし、鶴飼谷温泉に対しても最終的には国の指定もいただきましたから、その関係で助成もありましたので、百八十数万円、地域がやられるその炊き出し費用、そういうものは鶴飼谷温泉の方へもお支払いをさせていただいたりいたしたわけございまして、それから町営住宅の改修についてはすぐ入りましたが、7,500万円ぐらいかかったんです。それで全戸改修をして、そこへまた帰っていただいたんですが、その間においてはビレッジハウス、町営住宅、それから民間住宅等にご入居いただいて、ご入居いただく、その家賃差額っていいものは、塩田住宅で支払いになっておられる家賃に上乗せ分は町が全部持たせていただくということで、ビレッジハウス等のあっせんもしっかりやらせていただいたというふうに思っております。それから完成した後、そちらへ帰っていただくということの中で、全戸が帰られなかったということは、これは個人の生活の都合でいろいろあったんだと思います。しかし、一応行政側としてやるべきことはやらせていただいたというふうに思っております。

それから、大前川の問題でございますが、大前川はかさ上げを20年前にやられたんです。ところが、そのまま入り口部分が吉井川の越流で逆流をしていったと、それでつかったんです。それで、その問題っていいものは、地権者の方のご理解がいただけなかったということで、私は県の方へすぐやってほしい、すぐやらんと、これがもし次に災害が発生すると天災じゃございません、人災だというんで、知事とも私はかなり厳しい話したんです。そうしましたら、すぐトン袋をあそこへ設置をして、それで用地買収にもかかったんですが、用地買収は今交渉中ございまして、ほぼご理解をいただいておりますということで、工事に入るのは今雨季に入りましたから、今これをトン袋を取って工事っていうのはできませんので、この雨季が過ぎたら工事に取りかかるという約束もしていただいておりますのでございまして、またそのトン袋の土砂については、今かさ上げをした部分へまたもう一回かさ上げをしよう、もう少しかさ上げをしよう、そんな計画も県の方は立てていただいております。そのような状況でございまして、私どもの方に十分なことをしてなかったんじゃないかということでございまして、それはそれなりに反省の上に立って、また次にそんなことがないように、いろんな意味で行政でございまして、反省の上に立って、また反省ということがあるかもわかりませんが、住民の皆さんの生命、身体、財産を守るために頑張りたいと思っておりますので、ひとつぜひご理解を賜りたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 本当はもっと工事の早期実施等、議論もしたいところでございますが、用地買収とその後の関係もありますし、令和2年度、早急に工事が完了するようにぜひお願いしたいと思いますし、そのポン

ブの配置については8月というふうなことで、遺漏がないようにその準備を、今後の不測の事態に対する準備をぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、その住民感情というのはいろいろなものがあるということなので、ぜひとも慎重に今後とも塩田住宅の方々には対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

和気の本区の場外舟券売場というんですか、舟券発売所、この推進する意向でありますかということをお尋ねしたいということでございます。

これについては、地区の区長から請願も出ていると。それから、視察に5月16日に議会としても参りました。多くは申しませんが、鉄工所の前とか、し尿処理センターの前の農地を借地で利用されたいということでございます。倉敷市と和気町が協定を結んで、その運営会社がそのもとに来るといふふうなことで、売上目標が600万円、それから和気町へその売り上げの1%が入ってくる。本区には大体100万円ぐらいが入るんじゃないかということでございます。現地を見た感じでは、一見問題がないと。井原市の視察に行きましたけれども、交通整理とか、あるいは学校が近くにないといふふうなことで、一見いいように見えるわけでございます。それから、警備の人も警察OBの方がおられたり、十分強化をされているといふふうなことも見ました。しかしながら、やはり本質的にはいわゆるギャンブルといひますか、人がそういうお金を出したものを倉敷市が運営をして、そのおこぼれが少し来るといふふうなことなんですか。船舶振興会がやっつてることだろうと思ふんですけど、環境悪化とか交通渋滞、地価の問題が上がるというよりも下がるんじゃないかという可能性を私は思ひます。それから、とにかくそのことによって、その周辺がやはりいろいろとダブ屋というんですか、そういうのが来るとか、いろいろなものが出てくる可能性が私は考えられる。それで、和気町じゃない、主としては恐らく赤磐市周辺の方が来られる、狙われてるといふふうに思ひます。そういうことで、破産をされるようなことが出る可能性があるといふので、人の不幸を基にお金をもらうっていうのは、非常におもしろくない。避けて通つた方がいいと私は思ひます。

今のところ、本区の方で賛成多数で推進をするといふふうになつておりますので、もうあとはこの議会が反対がない、それから町執行部が推進する、そういうのがそろえば、8月にもこの協定が結ばれて、私の想像ですが、これは、年内にも国土交通省の許可が出る可能性があるといふふうに私は思つております。これは、私は危険な状況だと思ひます。これは、過去にも近隣の備前市の香登だとか木生だとか、そういうところでも話があつたやに聞いております。それから、東岡山ですか、そういうようなところもあつたんですが、住民の反対運動等があつて、それは潰れているといふふうなことで。資料を見ますと、結構やまっている自治体も全国を見れば1つ、2つはあるといふふうに聞いておりますし、全体として見れば、売り上げがほかの馬とか競輪とかいろいろありますけど、モーターボートについては全体として見れば減つてきているといふふうに思ひます。

そういうことで、非常に心配があるといふことで、じゃあ質問項目でございますが、そういう中で地元の方から陳情があつたとやに聞いております、それは町の方に。そういうことで、町長の方でそういう要請を受けたのかどうなのか。それから、もっと言ひますと、そういう運営会社と協議をされたんじゃないかと、それはまあわかりませんが、してないと言へばそうなのかもしれませんけど、その辺ちょっとお教えいただければといふふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 鈴木君。

○まち経営課長（鈴木健治君） 失礼します。

それでは、西中議員の場外舟券売場を推進する意向かという件につきまして答弁をさせていただきます。

まず、場外舟券売場の問題で、本区関係者の要請を受けたのか、また場外舟券売場の運営関係者と協議したのかというご質問にお答えをいたします。

本年3月1日に、本区長が役場本庁舎に来庁されまして、本区の臨時総会でボートレースチケットショップの

設置についての議案が賛成多数で可決されたとの報告が町長にありました。また、3月22日には本区長から町長宛てに設置についての要望書の提出がございました。

なお、運営予定者である企業からは、本年3月26日付で町長宛てに設置に係る要望書の提出があり、5月9日には運営予定者の企業が役場本庁舎に来庁され、町長に事業計画について説明がございました。なお、説明をお受けただけで、協議はいたしておりません。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） この件については、私もいろいろな方とお話しして、やはり女性の方が非常に心配されてると、お子さんを持たれている女性の方というかね。それで、特に赤磐市の住民の方も、もうすぐ和気町の一番西側、赤磐市に隣接地帯なので、熊山がすぐ近くということで、非常に心配をされているわけでございまして、できたらそういうようなものは来てほしくないとか、うちの親せきの者もこれはひっきりやへんかなと、そういうことを言われる方もおられる。非常に心配をされてる。できたらつくってほしくないというふうなことを聞いております。もちろん町のお金は、これには使わない。ですから、お金が入るのは入る、一千何百万円、恐らく一千五、六百万円は入るといふふうに思いますが、本当のところ、もしこれ答えていただけるようでしたら、その辺の町長のお気持ちを最後によりしく願います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど担当課長の方から答弁をいたしましたように、ご説明はいただきましたが、協議はいたしておりませんし、住民の皆さん方のご判断、それから地域の皆さん方、それに議会が請願も受けておられるようでございますので、その請願の動向、そのあたりを十分検討させていただきながら、熟慮させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） まとめをします。

この国土交通省の考え方というか、その基準で地元というふうな言葉があるんですけど、石生というふうなものを、くくりを考えてみると、原とか田原上、田原下、そういうところの方には一切説明も何もないというふうに思います。ですから、本当にこの3つの要件がそろっているのかどうか、私は非常にこれは疑問があるところでございます。ぜひともそういう不幸に、非行によって和気町がお金をもらおうというふうなことにならないように、私はぜひお願いしたいなというふうに思います。ということで、よろしく願います。

最後の質問をさせていただきたいと思います。

先ほど同僚議員が、本庁舎の体制の問題については基本的には質問していただきましたので、それはもう削除いたしまして、佐伯地域の津瀬の水源っていうんですかね、その水道が3月から4月にかけて濁ったと、大変濁って使えなかったということで、岡山市の給水車が来たり、それから本庁舎の上下水道課の職員も佐伯へ行って、タンクにきれいな水を積んで持っていったり、20日余りですか、大変な状況だったということでございます。これは、昨年の7月豪雨により吉井川の堤防崩壊、この修理によって、その工事をやることによって、その水源がすぐ上だっているということで、それが濁ったようなのでございますが、一方では、その津瀬の地域の水源というのは、もとの簡水からは離れて、単独で水源があったということで、そういう問題が起こってるんですが、それを解消しようということで、米澤地区から連結管をするということで、本管工事をしているように思います。それがもうちょっと早くにできていれば、うまくいったのではないかと思います。そういうことで、そういうふうな可能性というのは県も十分予測できたんじゃないかなというふうなことで、責任ある対応を本当にお願いたかったということでございますが、そのてんまつというか、その点について教えていただければありがたいと思います。よろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） それでは、西中議員の一般質問に答弁させていただきます。

佐伯庁舎の体制うんぬんもありましたけども、津瀬の水源のてんまつはどうだったか、米澤、津瀬の連絡工事の段取りが悪かったのではということなので、この工事につきましては、岡山県が工事していたんですけども、4月4日にこの水道が渇水状態に陥りました。期間的には4月25日には復旧し、津瀬地区の水源地の渇水の問題についてでしたが、原因は岡山県が実施した吉井川右岸ブロック災害復旧工事により吉井川の水面を深く掘り下げた影響により、隣接しておりました津瀬水源地の井戸の方が浅くなったため、水源に水がたまらなくなったのが主の原因でございます。

この期間の対応につきましては、佐伯庁舎及び本庁舎の職員、災害復旧の請負工事業者がポリタンクにて津瀬水源地へ水の補給を定期的に行いました。また、地元地区の方々にも4月8日の月曜日に岡山県、町、業者とで説明会を行い、原因及び今後の対策について説明し、ご理解をいただきました。4月25日には、岡山県広域水道企業団に依頼した水質検査も適合となり、送水を再開いたしております。なお、この作業に費やしました経費につきましては、岡山県が負担することとなっております。

また、米澤から保木にかけましての水道管の布設工事におきましては、今月の繰越予算の報告でもご説明させていただいたとおり、県発注の災害復旧工事との調整上、工期を今月末とさせていただきます。

以上で西中議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 水源が涸れるということは予測可能であったと思うんで、その点だけお願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 県の担当者からは、一応水源地があるのは知っていたんですけども、渇水になるとは思っていなかったという説明でございました。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 時間がないので片をつけたいと思います。

要するに、そういうふうな庁舎の体制の問題もあるかということも思うんですが、十分に県との対応をやって、そういうことが起こらないように今後とも遺漏がないようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（安東哲矢君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、6月18日午前9時から引き続き行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時17分 散会

令和元年第5回和気町議会会議録（第8日目）

1. 招集日時 令和元年6月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年6月18日 午前9時00分開議 午前11時52分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	会 計 管 理 者 豊福 真治
総 務 部 長 立石 浩一	危 機 管 理 室 長 新田 憲一
財 政 課 長 永宗 宣之	ま ち 経 営 課 長 鈴木 健治
税 務 課 長 西本 幸司	民 生 福 祉 部 長 岡本 芳克
生 活 環 境 課 長 岡本 康彦	健 康 福 祉 課 長 松田 明久
介 護 保 険 課 長 桑野 昌紀	産 業 建 設 部 長 今田 好泰
都 市 建 設 課 長 久永 敏博	上 下 水 道 課 長 山崎 信行
総 務 事 業 部 長 野山 晶義	教 育 次 長 万代 明
学 校 教 育 課 長 藤森 卓麻	社 会 教 育 課 長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 6番 山本 稔 2. 8番 万代哲央 3. 9番 山本泰正 4. 4番 若旅啓太	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、17日に引き続き一般質問を行います。

それでは、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、私の方から一般質問をさせていただきます。

私の方からは、熊の出没と楽市楽座についてであります。

まず、鳥獣害対策で、熊の出没に対する町の考え方はということでございます。

町長の諸般の報告で、現状等、報告がありましたので大体のことはわかったんですが、もう一度詳しくお聞きしたいと思います。まず、昨年春ごろから熊の出没が頻繁になり出しまして、今年に入りわなにかかりました。そのわなにかかった熊を、私の情報ではタグをつけて放したということでございます。まず、山深い県北の方であれば、そのまま放しても問題はないかと思いますが、ここら辺はそんなに山深くないので、少し心配な面もありまして、どんなんかなと思っていたところ、最近になりましてまた熊の目撃情報があったということでもあります。こういうことから、私は熊が入ったら熊の扱いを、県と相談して決めたんでしょうが、レッドデータブックに前入っていたようなんですが、最近、頭数が多くなったので殺処分もできるということになったと聞いております。ですので、殺処分するか、山深い県北の方に放してもらうか、そういうことをしていただきたいかと思っております。そこら辺の本当のところ、詳しいところをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、出没に対する、今、対策、放送で情報を流したりとか、それから捕獲するためのわな、おりを10基設置したとお聞きしたんですが、そういう対策をとられているということでございますが、そのほかに何か対策をとられているようなことがあればお聞きしたいと思います。小学校の方では鈴を配ったりしておりますので、安心・安全の町和気町と言いがたいような、大変なところになってきたなと感じております。

そういうことでありまして、最後に熊の被害を防ぐための、今まで申しましたように、町の考え方です。もうこれからまた捕まったら放すのか、また処分をするのか、またどこかよその方に持って行って放すのか、動物園に持っていくとか、いろいろとあると思います。そういうことをひとつお聞きしたいと思います。

もう一つ、最近の出没した熊の個体が、わかればいいですが、この前捕まった個体と一緒にのかどうか、ほかの個体がまた入ってきているのかどうか、そこら辺がわかればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願います。

○議長(安東哲矢君) 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長(今田好泰君) それでは、鳥獣害対策で熊出没に対する町の考え方はというご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、本年4月14日にりんご園南西の田土地内、宇根池付近におきまして、イノシシ用の箱わなへのツキノワグマの錯誤捕獲がありました。また、5月25日に田土地内の別の地点、5月26日に日笠上地内、6月1日には藤野地内においての目撃情報が寄せられ、岡山県による調査の結果、ツキノワグマであると判断されており

ます。地域住民の方々は精神的な不安を大きく抱えており、町民の安心・安全を第一と考え、対策を講じることが急務であると考えております。

まず、捕獲した熊の扱いについてのお尋ねですが、4月19日に錯誤捕獲のあったツキノワグマにつきましては、岡山県が策定しているツキノワグマ保護計画書のツキノワグマ出没対策基準に従いまして、岡山県の環境保全事業団により放獣されております。放獣に際しましては、ツキノワグマの耳にタグがつけられ、再度、錯誤捕獲があった場合には殺処分の対象となります。田土地内、日笠上地内及び藤野地内で目撃されましたツキノワグマにつきましては、住居付近や通学路であるなど、人身被害発生の危険性が高い場所での出没であることから、岡山県の方に有害鳥獣捕獲許可申請を行い、それぞれ捕獲許可を受けておりまして、捕獲された際には殺処分することになっております。

次に、熊出没に対する対策についてのお尋ねですが、ツキノワグマの目撃情報があった際には、直ちに地元及び近隣区、消防、備前警察署、教育委員会、猟友会等へ連絡を入れまして、また岡山県の調査員により情報があつたものがツキノワグマであるかどうかの調査を行っております。ツキノワグマであると判断された場合には、注意看板の設置や告知端末によりまして出没についての情報提供を行い、早朝や夜間の外出を控えるなど、注意喚起を行っております。また、広報わけ、来月号におきましても、ツキノワグマを寄せつけない対策など、町民への周知、お願いを掲載いたす予定にしております。

最後、熊の被害を防ぐ町の考え方についてのお尋ねでございますが、近年、ツキノワグマの目撃情報は、先ほど議員もおっしゃったとおり、以前より多く寄せられております。調査の結果、ツキノワグマであると判断されている件数は、平成29年度で4件、平成30年度では2件、今年度、既に3件の目撃情報と1件の錯誤捕獲が発生いたしております。岡山県におけるツキノワグマの生息頭数は増加しておりまして、その生息区域も南下、広域化していると考えられております。平成3年の環境省の報告で、兵庫、鳥取、岡山の3県にまたがり生息している東中国地域個体群について、絶滅のおそれのある地域個体群として掲載され、平成10年の時点では岡山県における生息数が10頭程度と推定されておりました。こういったことから、岡山県においてもツキノワグマの狩猟の自粛及び禁止がされるなど、ツキノワグマの保護管理がされてきました。この結果、平成29年末時点では、県内におけるツキノワグマの生息数は推定約250頭となり、また東中国地域個体群の推定生息数は約1,300頭となっており、生息地が広く連続的であり安定的な個体群であるとされております。この個体群につきましては、和気町には現時点ではないと考えておりまして、今後、県全体の生息域の拡大を防ぐための対策について岡山県に要望いたしております。今後の目撃情報などの状況によりまして、岡山県による市町村の学区単位等を対象とした講座開催についても検討いたしたいと考えております。町民への速やかな情報提供や注意喚起を行うなど、町民の財産、生命を第一と考えまして、ツキノワグマ被害の防止対策を図ってまいります。

最後、箱わなにかかった熊が同一個体かということでございますけれども、県の担当と話をしましたら、可能性は高いだろうということでございますけれども、まだ確定はしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。次、捕まったら殺処分ということですが、これは2度目ということで、もし個体が違う個体であれば、またタグをつけて放獣するということなんでございましょうか。また、それ以外に、捕まえないと殺処分できないということなんで、箱わなにしろ、いろいろあると思いますが、捕まるまでは住民の方、大変心配な面が多々あると思います。ほんで、山深い、山の上の方1軒だけとか、おうちがもう山のすぐ近くにあるようなところは、もう心配でかなわんというお宅もあるんで、そこら辺の方は、熊が来ても逃げるような、音が鳴ったりとか、そういうものを買ったら補助をすとか、そういうふうなこともちょっと考えていただければと思いますが、一番いいのは熊がいなくなるのが一番いいんで、そこをしか

りとやっていただければと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 初めて捕獲された熊については、先ほどお話ししましたとおり、放獣ということが基本的には決められておりますが、今回、民家に近く、ツキノワグマが目撃されたということで、猟友会の方で銃器を持ったメンバーが特別許可をとっておりまして、箱わなにかかった際にはすぐ殺処分ということで対応したいと考えております。

それから、音が鳴るものということで、これから今後の状況によりまして、本当に頻繁に熊が目撃されるということになったら、先ほども話しましたとおり、地域の方を集めた熊の対応策についての話し合い、研修会を開催するとか、必要であればそういった音の鳴るものも考えなければならぬという状況のときには考えさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 大体のことはわかりました。なるべく被害の出ないうちに、早目の対策というのが必要だと思いますので、そこら辺のことを十分考えながら、なるべく被害の出ないように行っていただきたいと思えます。

それでは、次に楽市楽座の扱い方ということをございます。

今のままでは誰も使用すると思いませんというのを1つ書いておりますが、なぜかといいますと、あそこに皆さん、楽市楽座が長楽団地の下にあるんですが、そこに楽市楽座があるということも、多分知らない方が多いと思います。これは、旧佐伯町のときにあそこで青空市をするのにつくった施設でございますが、もともとは岡山県が進めておりました自転車道の関係で、あそこにトイレをつくったわけです。で、そのトイレの周りがたくさんあいておりました。管理を町でしなさいということで、あそこに土地ができたわけです。そこを何か有効に使うということで、ああいうことをつくったわけでございますが、今のままでは使う人はいないと思うんです。条例では1日1,000円払えば使えるんですが、1,000円でも今のままでは高いような気がします。それで、今後、もし利用に際しての計画とか、これから考えると、そういうのがあればちょっとお聞かせ願いたいと思えますが、なければそれで結構でございます。

それから、今まで使用した経緯、大体どのぐらい使用したのか聞きたいと思えますので、そこら辺をひとつよろしくをお願いします。

それから、このことを広く町民にアピールして、そこを使ってもらおうようにするのかどうか、それもあわせてお答え願いたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） それでは、山本議員の一般質問に答弁させていただきます。

楽市楽座の扱い方という点で、今まで使用した経過及び今後の利用計画等について、答弁させていただきます。

先ほど山本議員が言いましたように、さえき楽市楽座は、平成15年度に旧佐伯町時代に、農業振興を図り、農産加工品等の展示及び販売を通しての地域の活性化を推進し、都市生活者と地域住民との交流活動の拠点とするため設置いたしました。矢田のちょうど佐伯庁舎へ入る手前に直売所もあったんですけども、その場所を、りんご園へ上がる長楽団地のところの楽市楽座の方へ出店の方もお願いしたんですけども、なかなか生産者とかその辺のところ、現状のところから遠いというようなところがありまして、なかなか利用の方が難しかったという経過があります。

ご質問の過去の使用経緯ですが、開設当初には、三保高原のりんご園の販売のほか、花や飲食物等の販売で数人の方による使用はございましたが、それ以降はりんごの販売等、最初は直営でりんごの管理をしておりまし

て、その後、指定管理を行いましたけども、平成23年度までりんごの直売をあそこの楽市楽座等で販売していたのが実情でございます。

ご質問の今のままでは誰も使用しないのではという内容と、今後の利用計画について、あわせての回答になりますが、現状どおりでは使用は難しいというようなことも考えております。なぜかといいますと、あそこの楽市楽座は、国道374号線の法面を造成してきた経緯があります。それで、国道374号線の法面等がありましたので、全体の面積では1,300平米でございますが、有効面積は650平米でございます。擁壁を直高で上げておりませんので、土波で上げているような状態から、そういったような有効面積になっております。それから、また国道374号線ののり尻がありますので、先ほど山本議員が言われましたトイレの設置等につきましては、これは岡山県がいたしまして、管理運営等は町に移譲ということで、町の方で管理運営しているような状況でございます。

今後の対策等にいたしましては、どういった利用方法がよいか、また有効面積の650平米でいかに利用していくかというのを、今後、事務局等で考えていきたいと思っております。現在は、当場所は国道沿いで、トラックや営業車等の車がとまり、トイレ休憩等の利用があります。トイレ管理においては、今後も努めていく次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。まず、この告知というんですが、この場所にこういうものがあるというのを調べるのに、インターネット等で皆さん、調べられると思いますが、もうインターネットの和気町のホームページにもこの楽市楽座のところが載ってないので、一応載せたらどんなかなと思っております。こういうのがあって、積極的に農家の皆さんに使っていただきたいということをお願いしてはどうかと思うんで、私もいろんな回ってたら、たくさん余っているんで、自分とこで食べるだけでは余りますので、どっかで売りたいんだというのが多くて、農協に持っていくと高い設置代を取られるということで、もう少し安く、何かどっかないんですかというようなことが多々聞かれましたので、できればそこら辺で売りたいという人があれば、もっと安く貸していただければと思うんですが、私の方もいろいろ宣伝して回って、使えるように努力はしたいと思っておりますので、そこらのことをひとつお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 今、山本議員のご指摘のとおり、インターネット等のご利用も今後、担当部局とも相談しながら、幅広くPR等努めていきたいと思っておりますので、また農家等の方にも私の方から出向いて、いろんな形でPRをさせていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。私は議員になってからは、こういうふうな、佐伯であればサエキストアーとか、今まで使われてないようなところをずっと、どういうふうにするんですかとか、これからどうしますかとか、いろいろご質問させていただいておりますが、これも町の財産、皆さんの税金から成って買っているものでありますので、有効な利用をしていただきたいと思っております。ですので、これからいろんなところ、町の財産がありますが、それを有効に使うということをお願いしたいと思います。町長の方から最後にそこら辺の方をお考えをよろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 山本議員の楽市楽座の利用方法等についてのご質問でございますが、あそこはトイレがございまして、トイレの管理等につきましても、やっぱり町のイメージでございますから、トイレの管理もきちっとやりたいということで、今年から専任の職員を置きまして、町内全体の公衆トイレの管理をさせていただいております。あそこも最近、トイレも非常にきれいになっておるといような状況の中で、あそこへコンテナ

があります。そのコンテナも活用しながら、先ほど来、担当部長がお話いたしておりますように、あの活用を考えていくことが地域の農家の皆さん方のお役に立てるんなら、ぜひそれは前向きに考えていきたいなというふう
に思っておるところでございますが、何しろ奥行きが実は6メートルしかないんです。その関係もござい
ますので、そのあたり、利用形態等についても慎重に検討しながら、有効な活用を考えていきたいと思
っておりますので、どうぞ協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。私の質問はこれで終わりますが、言葉だけでなく、なるだけ
実行に移せるようにしっかりと、私らも協力してまいりますので、よろしくお願いで質問を終わりたいと思
います。ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

次に、8番 万代哲央君に質問を許可します。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問1といたしまして、防災都市公園整備事業に関しまして、3月議会で予算の修正があったことを受けて、
町はそのことをどう考えて、今日に至るまで何をしてきたかという質問でございます。要旨の明細にありま
すように、ぼつの1といたしましては、今の質問のお答えをお願いしたいと思います。詳しい資料を要求すると書い
ておりますけど、これは取り下げさせていただきます。

ぼつの2番目といたしまして、反対している地権者の反対理由は何か。同意を求めるためには何が必要かとい
う質問でございます。これは念のためお聞きしたいと思います。

それから、ぼつの3といたしまして、この事業は今後も取り組んでいく考えがあるのかということございま
して、ぼつの4といたしまして、事業の実施、実施というのがこれからも進めていくということですが、
あるいは撤退、その判断というのはいつするのか。また、その判断基準は何か、決め手は何かという質問ござ
います。

以上、質問1といたします。答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） それでは、お答えさせていただきます。

万代議員の防災事業に関し、3月議会で予算の修正があったことを受けて、町はどう考え、今日に至るまで何
をしてきたかについてのご質問にお答えいたします。

本年3月において、防災都市公園整備事業に係る予算の減額修正を受けておりますが、執行部といたしまして
は、議会の皆様、町民の皆様に事業の必要性を十分ご説明し、ご理解をいただくよう努力してまいりま
す。

引き続き、今後の大規模な災害に備えるため必要な施設であると考えておまして、今後も防災都市公園整備
事業を推進していきたいと考えております。

まず、第2回特別委員会、今年3月15日に開催されました以降の主な経過についてご説明をいたします。

平成31年度、社会資本整備総合交付金について、今年4月1日、平成31年度社会資本整備総合交付金1億
2,700万円の内示がございました。

次に、社会資本整備総合交付金について、平成30年度の5,200万円、平成31年度の1億2,700万
円の取り扱いにつきまして、岡山県と関係機関と協議をいたしました。また、プロジェクトチーム会議を今
年4月18日、4月26日、5月9日の3回、開催をいたしております。

内容につきましては、検討委員会の設置、施設等の整備計画に関することについて協議をいたしております。

そのほか、議会等のご指摘も受け、町民の方への情報提供としまして、広報わけへ防災都市公園構想について掲載をさせていただき、委員会の選考基準を定めた公募による検討委員会の立ち上げに向けて検討を進めてまいりました。

次に、反対している地権者の反対理由は何か、同意を得るためには何が必要かについてでございますが、事業実施承諾のお願いに伺った際での反対理由は、過去の和気町の政策に対する不信感や誠意のなさへの不満を持たれておりまして、計画についての協議もなく、一方的な決定であるから納得いかないとのことでした。このことから、防災都市公園整備事業の有効性、必要性がご本人に伝わってないことと認識いたしております。反対されている地権者の方の同意を得るためには、防災都市公園整備事業についての経緯と有効性と必要性についてご理解をいただくよう、誠意を持って説明する必要があると考えております。また、地権者の方が不利益をこうむることがないように、定められた範囲ではございますが、用地買収、補償等についても誠実に対応していきたいと考えております。

次に、今後も取り組んでいく考えがあるのかについてでございますが、先ほども申し上げましたが、今後も議会の皆様、町民皆様からご理解がいただけるよう、丁寧に説明させていただき、事業精査に努め、引き続き防災都市公園整備事業を推進していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、事業の撤退の判断はいつするのか、またその判断基準は何か、決め手は何かについてでございますが、岡山県との協議の結果、現在、繰越承認をいただいている国の社会資本整備交付金を和気町が執行するには、関連予算を確保することが条件になっております。事業の撤退の判断は、関連予算を確保できるかにより判断することになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ただいま答弁をいただきました。今の答弁の最後で言われましたように、事業撤退か進めていくかの決断につきましては、関連予算の確保ができるかどうかと、判断基準はそこにあるという答弁でございます。

次の質問に移ります。

質問2といたしまして、防災都市公園整備事業に活用される予定の国からの社会資本整備総合交付金の件であります。

先ほどの答弁にもありました。平成30年度分が5,200万円であります。また、平成31年度分が1億2,700万円あります。2カ年度の合計で1億7,900万円となります。この交付金の活用期限はいつまでか、いつまでなら活用できるのか、期限はあるのかという質問であります。平成30年度分はいつまでが期限か、また本年度におきましては、3月議会の修正による予算の削除後、今後、再提出も考えられますが、この防災都市公園整備事業自体の実施のありなしを議会で議決する条例はないので、事業実施ありなしを前提としない予算案を町が議案として単年度ごと必要経費を上げてくる仕組みなので、用地買収に係る土地購入費などなど、否決されている現段階で国から内示を受けている令和元年度の交付金の活用も2年目になるわけです。年内の早い段階で事業実施有無の決着が図られなければならないと考えますが、令和元年度の交付金活用の期限について、どのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 防災事業の平成30年度並びに平成31年度の国の交付金の活用期限はいつまでかについてのご質問にお答えをいたします。

活用期限とは予算の執行期限だと考えておりますが、国の社会資本整備総合交付金は、平成30年度分が、先ほど議員おっしゃったとおり5,200万円、この額が繰越承認されまして、平成31年度分は1億2,700

万円が4月1日で内示をされております。活用期限は、平成30年度分は31年度、令和元年度末までの、来年の3月31日までの予算執行となります。平成31年度分も同じく、平成31年度末の、来年の3月31日までの予算執行ではありますが、もし繰越承認がされれば、令和2年度末の令和3年3月31日までが活用期限となっております。当然、関連予算の確保が予算執行の条件となっております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 答弁につきましては理解させていただいておりますけれども、事業の実施、あるいは撤退の判断は、執行のことも考えますと、少なくとも半年前ぐらいがぎりぎりの線かと考えますけれども、いかがでありますでしょうか。

質問3といたしまして、平成30年度、国に認可申請している基本計画、この基本計画に掲げている野球のできる総合グラウンド、多目的広場、グラウンドゴルフ場等々の公園の中身の施設、これらの施設が入っております基本計画、それは変更できるのか。できるとして、どこまで変更が許容範囲か、交付金の活用が許される変更の範囲はどこまでか、そのお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 次に、平成30年度で国に認可申請している基本計画の変更はできるのかについてのご質問にお答えいたします。

先週の13日に中国地方整備局との令和2年度ヒアリングの際、担当職員が計画変更について確認をいたしております。結果、防災公園の本来の目的である防災拠点としての機能を持たすことに影響がなければ、変更することは可能との見解を聞いております。計画変更につきましては、国、県との協議が必要となることから、施設の整備内容や事業費について十分な精査を行い、慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 再質問いたします。

町長にお願いしたいと思います。ただいま答弁をいただきました基本計画の変更でございますが、交付金の活用が許される基本計画の変更はどこまで認められるかという問いかけに対しまして、ただいまの答弁であります。つまり、現基本計画の野球場付の総合グラウンドは、見直して公園の中身を変えてほかの施設に変えてもよいという国の見解なのです。もう一度原点に戻って、今の野球場を白紙に戻して、フリーハンドで公園の中身を考えてもよいという、そういう見解を国は示しているわけでありまして、防災公園の機能が果たせれば、変更は可能ですよと、こう言っておるわけです。野球場以外の施設でも構いませんよという国の見解を受けて、現実、和気町、野球場ではだめだという声が多いのに、町長に念のためにお尋ねすることとどめますけれども、この国の見解を受けましての町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど答弁を担当部長の方からさせていただいておりますが、そのとおりでございます。ただ、私といたしましては、この議会で修正をいただいて、その修正をいただいたことに対しては真摯に受け止めながら、重く受け止めておくことはもうご理解をいただきたいと思います。ただいつも申し上げておりますように、学校の跡地利用の問題からひっかけて、30年の9月議会でございましたが、5,200万円の社会資本整備事業交付金を議会でご議決をいただいた、その段階では5カ年間の事業で20億円の事業です。しかも、事業の計画につきましては、811万円、皆さんにご理解をいただいて、ご議決をいただいて計画をしたものを国の方へ出させていただいて、社会資本整備事業交付金としてご認定をいただいたと、そのことがもう私の基本にあるわけでございまして、しかもこれが和気町の有事の際にはそこが防災の拠点になって、その段階的には、次には、今度は建築廃材、南海地震、東南海地震、このあたりも内閣府が30年以内には70%から80%、必ず発生するだろうと。しかも、このあたりは震度6弱が発生するだろうと、こう言われておりま

す。震度6弱が発生するとこのあたりの日本建築はもたない。そう思っておりますので、そのときに建築廃材等があそこへ備蓄できる。しかもその上にはごみ焼却場がある。環境整備ができるじゃないですかと。まだいまだに真備のごみは半分しか片がついていない。こういう現状を踏まえながら、将来を考えたときに、そういう段階的な利用の仕方、それにその後は仮設住宅もその広場へ6町歩あればできるじゃないですかと。こういうことを考えながらあの計画を出させていただいたわけでございます。また、体育施設につきましては、町民の長寿で健康を目指すまちづくり、社会体育の充実を図りたい、そのために今回の人事異動でも体制を固めておるところでございますし、それとあわせて、この地の利を生かして、この便利さを生かして、和気町へ町外からもたくさんの皆さんに来ていただいて、2040年問題もそこでクリアをすることによって、じっと指をくわえて、和気町、消滅するのを待つんじゃないと。そういうことをやらせていただくのが、私は選挙で3,837票いただいておりますが、その段階から申し上げてきたことでございますので、今までぶれてないわけでございます。ひとつぜひこれを皆さんにご理解をいただいて、和気町の将来を展望したいと。ご協力がいただきたい、ご理解がいただきたいというお願いをさせていただいたわけでございますので、大幅な全面的な見直しというのは、私は絶対無理だと思っておりますが、微調整ならできると。これなら皆さんにご理解をいただくように、前向きにご相談をさせていただきたいということ、もうしばしばずっと申し上げていることでございますので、そのあたりもひとつぜひ、和気町の将来を考えたときに、ご理解がいただきたいと思っておりますので、和気町だけで、修正をいただきましたので、それを引き下げてということはもうそれは当然だということになるかもわかりませんが、国・県を巻き込んで、しかも中国5県を巻き込んでのことでございますので、そのあたりのこともあるので、こういう状態になっております。ひとつぜひそのあたりのこともあわせてご理解を賜りたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今の町長のご答弁、聞くにとどめさせていただきますけど、質問の4の最後の質問に移らせていただきます。

通告の質問4番では、防災都市公園整備事業、行き詰まりの感はないですかと。それはどうしてかと言うと、3月議会の修正がなされたからで、それでもこの事業を成就させるには、どうやってこの先、打開していけばよいか考えないわけではないと思います。しかしながら、現実問題、現在の議会では、6人が野球場付の総合グラウンドではだめだと表明しております。その中で、数名の議員は、現計画場所での防災都市公園整備事業の実施は、浸水地域であるという視点から見て、防災公園という公園にはふさわしくない場所選定であって、事業自体を疑問視する意見があります。少なくとも野球場付の総合グラウンドに町執行部がこだわる限り、議員12人中6人が認めない立場であることには違いないわけでありますから、この事業を前に進めても前向きするはずがありません。少なくとも国の交付金を活用して、防災都市公園という名の公園をつくろうとすれば、野球場以外の施設を選択するしか事業の実現は無理であること、これは誰の目にも明らかなことだと私は考えます。町執行部が自らまい種、一昨年、議会に10月13日の全員協議会で1回きり示したこの事業であります。翌日、10月14日の朝刊にはもう決まったかのように出された新聞記事、これは私は忘れもしないわけであります。そして、もう国との間で事業実施の約束をしているという一昨年12月の当時の町長の答弁。何たる先行独断と。怒る間もなく、平成30年度と平成31年度の交付金の内示を受けている。その交付金という種であります。先ほど言った種とはそういう種であります。その種をまこうとしたら、今年3月議会で修正となったのです。昨年の町議選の補選の後、9月議会でこの事業の予算案、用地買収に充てる一部の土地購入費と測量実施設計書の作成費用は可決されました。しかし、これで事業をやるのが決まったんだというわけではありません。そのことを証明したのが、9月議会以降、約4カ月後、月日の流れを経て、今年2月の町議選の改選であります。そのとき、防災都市公園に反対する、あるいは見直しを選挙戦で強く訴えて、そのことが支持されて新しい議員も当選され

て、その後、3月議会がありまして、この事業の予算案は削除されたという流れは、野球場は要らない、ノーだという町民の皆さんの民意を反映したものであると私は受け止めております。今では、野球場は要らないという声よりもこの事業自体要らないという声が大きくなっております。3月の議会で修正に至った原因、その原因として私が考えるのは、野球場付の総合グラウンドは要らないというのにその検討をしていないこと。事業費が高いこと。中途半端な野球場では多くの利用者が見込めないこと。したがって、交流人口増加も経済効果も期待できないこと。維持管理費さえ不明瞭で不透明なこと。社会体育施設であっても、最大多数の町民が利用するというよりも、町外野球愛好家をターゲットにしていること。野球場建設が広く交流人口増加につながって、町のにぎわい、活性化につながるという発想自体、古びたものになりつつある感を私は禁じ得ない。大変失礼ながら、そう思っております。今の時代にふさわしいものをもっと模索すべきと思っております。もう一度同じ質問を草加町長にさせていただきますけれども、今置かれている現状を見て、それでもなお野球場付の総合グラウンドでないとダメなのか、その1点だけでも結構でございます。ダブるかもしれません、重複するかもしれませんが、一番答えてほしいのはこの質問でございます。野球場にこだわり続ける、それは何でですか。答弁をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） いろいろご指摘をいただいておりますが、野球場っていうのは、私は総合グラウンドで今まで石生の総合グラウンド、あのイメージをしていただければ一番ありがたいんでございまして、野球場の中にトラックもとれるしサッカー場もとれるしというような、総合的に活用ができるものということを最初から申し上げておるわけございまして。ただ、今現在、それを何とかお認めをいただく努力を私もしなければいけないと思ひながら、日々悩んでおるところでございますが、何にいたしましても、それでは対案でこういうことがあるぞと、町の発展のためにはこういう事業があるんだという対案をお示しをいただきたいなということもありますが、何にしても、冒頭から申し上げておりますように、国土交通省の方へ総合グラウンドを整備させていただく、それが広場の整備につながります。全体の事業で20億円かかります。これは概算事業費でございますから、これから精査をして設計をしていく段階で金額は変わってくると思ひます。必ず金額は、私は皆さん方のご意向をもし聞かせていただけるんでしたら、ご理解がいただけるんでしたら、総事業費の削減っていうのは頭に入れながら設計に取りかかっていたいと思ひますし、それから全体の事業を全部もうごっそり変えるということになると、私は国の方がお認めいただけないという認識をいたしてございまして、ただ相手がおることから、そのことも今、全体的にもう全部計画を変更するんですというお話はまだいたしてございませぬから、それをいたす勇気もありませんし、そういうお話を国の方へいたしてございませぬ。ただ、軽微な変更はさせていただこうというふうにお思ひしておるところございまして、ただ変更していくと、今度は、今5,200万円の30年度、31年度の1億2,700万円、合わせてざっと1億8,000万円でございますが、この5,200万円の戻入っていうのが、国の方が非常にもう悩んでおられる。まだ結論が出てない、戻し入れが。それから、1億2,700万円については、中国5県で管内流用というの、広島地建はお考えになっておられるようでございませぬが、私としたら、もう何と考へても今、社会資本整備事業交付金のお願いを近隣の市長がやっておられますが、なかなかつかないというような状況がありますので、これをどうも国の方へお返しする、管内流用するということについては、町の資産価値を高めながら付加価値を高めて、和気町の活性化につなげていこうという趣旨をご理解いただいて、何とか1億8,000万円、全体では20億円になりますが、それが交付金は10億円、半分でございますので、縮減はされてもそれに近い数字になってくると思ひます。これは和気町の資産を増やして、付加価値を高めて、和気町の活性化につなげていこうということをひとつぜひご理解をいただいて、それでこの計画変更やりますと、もう年度が間に合わないということも一つには私はあると思ひますが、そうは言いながらも、国土交通省の方へどうしても計画を変更してでもやりなさいというご指示がいた

だけるんなら、相談はさせていただきます。ただ、会計年度が何とかクリアができるのかなと、ちょっと無理でしょうなという話は内輪ではやっておるところでございますので、ひとつぜひご理解をいただいて、もう修正されておるものですが、そのことはもう重々私も認識をしながら、議会の皆さん方のご意見というのは重く受け止めております。これはもう真摯に受け止めてやっていかないといいけんということは、私の行政経験からしても、そんな軽く受け止めておるわけじゃございませんが、諸般の理由によりまして、先ほどから申し上げている理由をひとつぜひご理解をいただいて、振り出しに戻させていただきます、この事業を成就させていただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げまして答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今の答弁で思ったことを2つほど言わせていただきます。

今、公園の中身ということの中で、今考えられている基本計画、ここに図面がありますけど、これをごっそり変えると国の方は認めていただけないんじゃないかということでございますけども、国の方としましては、要項にはこの変更については個別にはっきりとうたわれているわけではないということなんで、面積要件の10ヘクタールをクリアしてくれば相談には乗ると、変更の範囲のことですけど。で、現在は野球場と多目的広場ということで国の方は承知しておるわけですが、国の方の言葉で言えば、たまたまこうであって、必ずこうでなくてはならないというのではないと。申請時には野球場と多目的広場等々で基本計画を出しておるわけですが、これがたまたまこうであって、必ずこうでなくてはならないというのではないというような表現をされております。肝心なのは、有事の際に広域的に避難場所として使うことと、防災公園の機能が果たせることと、そういうのが大前提、大条件ということであって、ごっそり変えるとかそういう、ごっそりという表現はちょっとよくわかりませんが、多目的広場を残して、今問題となっておりますと私は思いますけども、野球場ができる総合グラウンドの変更はできるというふうに私は解釈しております。

それから、30年度に国からついている5,200万円と1億2,700万円につきましても、先ほどの答弁がありましたように、5,200万円については令和2年3月末、31年度の内示につきましては令和2年3月末の、基本的には執行を完了するというのが基本的な考えではあるけども、令和元年度の予算については、理由がつけば繰り越しもできないことはないよというような考えでございます。そういうことでありますので、先ほど町長が言われたのとはちょっと違うんじゃないかなと、認識が違うんじゃないかなというふうに思います。

それから、時間がまだちょっとあるんで、一言。町長がよく言われるんですけど、5年かけてやるという。5年かけてやるというのは、財政の圧迫が緩和されるというような発言なんかと私は受け取っているんですけど、本来ならこの事業は単年度、工事をやって、できるだけ早く供用開始をして、皆様に使ってもらって収入も得ると、これが本来の姿だと私は考えます。例えば新見市の防災公園、サッカー場でございますけど、これも待ちに待ったサッカー場をつくって、県北を中心に利用が一日も早くできるようにということで単年度で完成しております。5年かけてやるというのは、国の事情でオリンピックの整備にこの交付金が多額を要するから地方へ回す分が減って、単年でやれるところが5年かかるというだけのことであります。それを逆手にとって、5年かけてやるんだから財政負担も緩和されるというようなイメージを受けるわけでございますけども、私、計算したわけではありませんけど、多分、5年間分割して金を借り入れても、一括して金を借り入れて償還に回しても、そんなに額は変わらないんじゃないかなと。できれば、財政課長、1回試算してみたいなと、ぐらい思うわけでございます。町長、いかがでしょうか。再答弁あれば。まあ、国の見解はそういうふうな見解なんで、その辺もしっかりとわかっていただきたいという気持ちでございます。答弁、なかったらよろしいでございますけど。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 万代議員のおっしゃっておられることは十分わかるんですが、ただ財政の問題につま

しては、財政が緩和されるから5カ年だというふうな認識の仕方は、私はそういうことは言ったことはありませんで、先ほどおっしゃっておられるように、オリンピックの会場、この経費が社会資本整備事業交付金で充当されるということが基本にありますので、国の方が5カ年だという認可をいただいておりますので、それはそういうふうにご理解を賜りたいと思います。

それから、有事の際には、避難所じゃなしに、私が今までずっと申し上げておりますのは、防災の拠点にさせていただきたい。しかも、平成25年には県は和気ドームを、地の利のよさから、災害備蓄備品といいますか、そういうものの指定場所に県はされております、和気町のドームを。それは何かといいますと、あの地の利のよさで、あそこを拠点にこの周辺へ災害食料品とか、そういうものは配布ができるということが基本になっておるんだろうと思っておりますが、そういう災害のときには防災の拠点になって、それが段階的には、次は建築廃材の集積場所、その次は仮設住宅というような考え方でおるわけでございまして、それぞれ7つの小学校区が、今3つの小学校になっておりますが、7つの小学校区ごとに避難場所等については、今現在指定もしております。旧公共施設で体育館等は耐震もやっておりますから、そこを指定場所にいたしております。ただ、一部、奥塩田、塩田あたりの避難場所については問題もあるわけでございますが、避難場所にあそこの益原をとということじゃなしに、地域の方で近くで避難ができる、その避難場所の確保というのは、別の事業で整備を図っていきなと思っておりますのでございます。ちょっと余談になりましたが、そういう考え方でございます。

それから、全体の事業を見直すということになってきますと、期間的にどうかということもあります。

それから、もう一つは国が認めていただけるというふうに万代議員は情報を、国の方とご連絡をいただいたんだろうと思うんですが、私はそこまで情報を持っておりませんので、今後、国とも十分協議をしながらいきたいと思っておりますが、そうなった場合、それじゃあ、あそこで何をやるんかっていう、その知恵が私には今ございませんので、そのあたりもひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 時間になりましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで、万代哲央君の一般質問を終わります。

それでは、ここで10時30分まで暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は執行部の議会対応について、まずお尋ねをしたいと思っております。

今までの執行部の議会答弁についてでございますが、3月定例会の同僚議員の一般質問、これで町長は、山本議員は総合グラウンド整備の補助金制度は文部科学省の補助制度はあると言っているが、再精査しましたが、実はないんですとの発言でございました。しかし、同僚議員の質問中で私は反論できませんでした。また、防災都市公園事業の起債の償還は1年に2,000万円、これを20年払うだけで和気町の財政にさほど大きな影響はない旨の答弁がございました。そこで、私は議長に対しまして強く抗議いたしました。その結果、最終日に町長から訂正の報告はありましたが、今日も多くの傍聴者の皆さんが来られておりますが、ネット配信、ホームページを見た者は町長の発言を信じていると思います。町長の発言には重みがございます。間違いは許されませんが、町長も人間ですから間違いや勘違いもあることはあるでしょう。しかし、議会へは、町長以下20名もの執行部が同席しています。誰ひとりとして指摘もしないし訂正もしない。執行部としてこんな議会対応でいいので

しょうか。フェイクニュースで町民に流れることは多々あるかと思いますが、私は、執行部は傍観者であってはならないと思っています。

そこで、副町長の見解及び職員を代表しての総務部長の見解をまずお尋ねしたいと思います。

なお、私の個人的なことも入っておりますが、私の抗議の意味も入っておりますので、ご了承願いたいと思います。

次に、広報わけの和気町防災都市公園構想ですが、2月、3月の広報は町民への理解、理解できます。3月定例議会において修正案が可決されました。実質、防災公園事業は白紙の状態になっております。そんな中、4月、5月と連載で、防災都市公園構想と銘打って広報へ掲載しています。我々議員は、住民の直接選挙で選任された住民の代表であり、地方公共団体の具体的政策を最終的に意思決定する機関でございます。その議会で、平成31年度一般会計当初予算で、防災都市公園関係予算6億600万円余りを否決したにもかかわらず、修正でございますが否決という言葉を使わせていただきたいと思います。議会へ何の協議も相談もなく広報へ連載するのはどういうことでしょうか。私たち、修正案に同意した議員6名で、多くの町民が望んでいた防災都市公園計画の廃止を記載した和気の民意と銘打って、パンフを町内一円に配布をいたしました。5,000部でございます。基本的にはポスティングで配布をいたしました。私の配布中に居合わせた町民に説明したところ、防災都市公園事業を中止してくれたんだね、創志学園へ無償貸与したグラウンドを20億円もかけてつくる必要はない。どうして水につかるところへ防災公園なのか。防災施設は近くでなければだめだとの意見も、中にはありがとうという声までございました。一方、配布中に会った人は、誰ひとりとして、なぜ防災都市公園計画に反対するのかといわれた意見は一件もございませんでした。そんな中、議会が否決したにもかかわらず、なぜ広報へ防災都市公園構想、このことが書かれているのか、やっぱり町長は防災公園をどうしてもやるのかとの声もございました。町民は混乱いたしております。どのような考えかをお尋ねしたいと思います。

次に、ドローン関連予算の提出についてでございます。

3月定例議会において、防災都市公園関連予算修正により予算削除したドローンの関連予算965万円を再提出されておりますが、どのような状況変化があったのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

以上、3点、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 山本議員の執行部の議会対応について、対策についてということでございます。

先ほど議員の方から町長が数字的に誤ったことを言うことについて、我々、副町長以下執行部はどういう対応、一切見て見ぬふりをするというようなご指摘もありました。そういう中で、議会は住民から直接選ばれた一定数に議員が構成されている合議団体でもあります。その意思を会議における議決の形であらわされているということで、その点につきまして、議会に対して今後真摯的に向き合います、そういう答弁がもしあったとすれば、気がついたらすぐ町長の方へこういうことですよということで、すぐ隣へおりますので、ぜひ今後気をつけてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

あと、詳しいことは総務部長の方からまたご答弁申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の一般質問の答弁をさせていただきます。

執行部の議会対応について、議会答弁についてということでございますが、先ほど副町長の方からも答弁申し上げましたけど、議会につきましては、日本国憲法、地方自治法の規定によりまして基づかれたもので、議会につきましては、住民から負託を受けられた議員の皆様により構成された合議体でありまして、その意思は会議により議決をあらわすものでございます。このことから、議会の会議、または委員会においては、厳正かつ議会の

品位を重んじなければならないものと考えております。また、答弁につきましては、議員の質問をよく聞きまして、趣旨を理解し、誠意を持って答弁をしなければならないと考えておるところでございます。答弁の内容は法令に抵触していないか、簡潔明確か、質問や答弁による誤謬の有無を考慮しなければならないと考えておるところでございます。今後の答弁につきましては、先ほど申し上げました内容を、再度庁舎内に徹底をいたしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の2点目の広報わけの和気町防災都市公園構想についてであります。

平成31年3月号から、広報わけへ和気町防災都市公園構想の防災編、洪水浸水想定区域編、防災・財政編等について掲載いたしておりますが、これは町民の方へ十分なお知らせができていない、正しい情報が届いていない、今町民の方が望んでいるのは行政からの公式な情報であるといったご意見を議会や住民の方からのご指摘をいただいたため、町執行部が対応を検討した結果、平成31年3月号から掲載を始めたものでございます。31年3月議会の修正議決後から掲載が始まり、防災都市公園の関連予算が確保されていない状態での掲載が続いておりますが、これは執行部として引き続き防災都市公園を推進していきたいとの思いから、町民の皆様へ事業の内容をお知らせさせていただくとともに、事業の必要性を説明しているものでございます。今後とも、議会の皆様、町民の皆様はこの事業をご理解いただけるように努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 鈴木君。

○まち経営課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

私からドローン関連予算の再提出についての質問にお答えをいたします。

ドローン事業の関連予算につきましては、3月議会の方で減額修正ということになりましたけれども、町長の提案理由にもありましたとおり、その議決後の3月29日に内閣府から当事業が地方創生推進交付金事業に採択されたとの連絡がございました。この補助事業に採択をされますと、国から交付金及び特別交付税という形で事業費の約4分の3の支援を3年間受けることができます。ドローンを活用した当事業は、少ない人口でも地域の生活を支えることができる技術インフラを世界に先駆けて構築しようとする、社会的にも意義の高い取り組みと考えており、このたびの事業採択は、和気町が全国の先鞭をつける貴重な機会をいただいているものと考えております。事業の内容につきましても、大手通信企業や大手家電メーカー等との連携により、3月の時点よりも高度な内容の事業実施が可能となるめどもついております。ぜひともこの取り組みを進めさせていただきたいと思い、再度検証実験の予算を計上させていただいたものでございます。

当交付金事業の内容については、農業の分野の実験も予定しております。政府におきまして、今年7日に農林水産業・地域の活力創造本部の会合が開かれまして、水田稲作でドローンなどの新技術を導入した場合、10アール当たりの労働時間が約50%短縮するなどの試算を示しておりまして、人手不足の解消に大きく役立つと指摘をされております。農林水産省におきましても、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を3月に立ち上げておりまして、ドローンを使っての検討を行っているところでございます。現在、農薬や肥料の空中散布というのは、無線で遠隔操縦する農業用の無人ヘリコプターで既に行われてはおりますけれども、これは1,000万円以上もする大変高価なものでありまして、1人で持ち運びもできず、農家の負担が軽減できているとは言いがたかったということでありまして、一方、ドローンの価格は100万円から200万円ほどであります。更に、無人ヘリとは異なりまして、遠隔操作ではなくとも機体自らが必要な動作を行う自立飛行が可能な点が

きな特徴であります。人手をかけずに農薬の撒布等が行えると、活用していけるということでありまして、今回のこの検証実験におきまして、実際の実用化に向けた問題点を検証するというを予定しております。

以上、答弁を終わります。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） なかなか優等生回答、ありがとうございました。議会対応についてですが、今議会の特別委員会でも、町長から益原のハザードマップ上の浸水地域へ防災都市公園を設置すること、国土交通省の了解を得ているという旨の、これ、議事録を見ていませんので表現が若干違うかもわかりませんが、そういう旨の発言があったと思います。昨年の7月豪雨、真備町の災害状況はハザードマップとほぼ同様の浸水状況だったとのことでございます。そんな中、国土交通省からそんな了解が本当にあったのかどうか、事実かどうか確認させてください。了解した国土交通省の担当部署を教えてくださいたいと思います。

また、文部科学省で私の補助金があるといったがないと言われたところですが、文部科学省で再精査したという町長の発言でございますが、誰が再精査したのか、お尋ねします。

今日も同僚議員の回答の中でも、益原の焼却場、ここへ災害ごみを集めて、隣に焼却施設があるから処理できるんだという旨の回答がございました。これ、何回も出る話ですが、この施設では家屋廃材等の災害ごみは処理できません。そのことは、執行部からも一次回答があったと思います。1日10トンの小型の焼却炉では、廃材ごみは、ほとんど、一部はできるかもしれませんが、できないということもございます。それから、今定例会の全員協議会で協議をいたしました工業団地、設計業者の県との協議不足の件でございます。厚生産業常任委員会では、設計業者には瑕疵はなく、職員の・・・とのことで可決したというふうに聞いておりますが、今回の全員協議会は執行部が要請したもので、全員協議会での協議内容を変更するというのはいかがなものかなというふうに私は思っております。そのあたりの答弁もお願いしたいと思います。

それから、防災都市公園構想、広報への継続掲載ですが、これ、町民に十分周知できなかったというのは、今までにしておかなかったらだめだったことだと思います。この広報紙へ掲載することを、広報責任者の広報委員長は了解していますか。そのあたりもお尋ねしたいと思います。で、これ、3月議会で否決した後、こういう防災都市公園構想として、継続して出すのであれば、まず議会と相談すべきではないですか。そこらあたりは・・・じゃないかと思います。質疑のときに全員協議会、あるいは特別委員会あたりを招集して、そういう協議もしてもよかったのではなかったかなというふうに思います。こういうやり方、反対派だとか町長派だとかというふうなイメージで持って執行すべきではないというふうに私は思いますし、こういうやり方をすると、反対している議員の反対の意思が強くなるだけではないかなというふうに思います。一部の町民が賛成に傾いたとしても、依然多くの町民は反対の意思がかたいと私は感じております。先ほども申しましたが、地方議会の使命、これは地方公共団体執行部の政策を最終的に決定する議決権を持っております。執行部の運営や事務処理が適正に処理されているかどうか、公共のために民主的に処理されているかどうか、チェックする町民の代表機関でございます。また、議員は住民の直接選挙で選任されており、住民全体の代表者であり、真摯に受け止めるという町長の答えもありましたが、ぜひ真摯に受け止めていただきたいと思います。以上の点を認識されまして、再度回答をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。先ほどの社会体育施設の補助金のことでお答えをさせていただきます。

この件につきましては、十分な調べをせずお答えをさせていただいたこと、この場をおかりしまして深く謝罪を申し上げます。文部科学省の社会体育施設整備費補助金につきまして、教育総務課、社会教育課を中心に再度、町長からの指示があり、補助金のあり方について調べをさせていただきました。その際、補助金の対象として、屋外運動場の整備を行うためのそういう補助事業というのがありまして、前回の議会で報告するような形に

なっております。補助対象額というのが非常に少ないもので、上限で900万円ということの補助事業になっております。教育委員会の方で調べて報告させていただいたということです。大変ご迷惑をおかけしました。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、焼却場の問題でございますが、日量10トンというのは十分認識をいたしておりますし、有事の際には、これは朝8時半から晩5時までの10トンの焼却炉でございますから、時間を延長してでも活用していくのは、私は筋だろうと思っておりますので、平生は時間内で10トンの処理をしていくということでございます。

それから、広報に出したことについては、これは私がもう再三、何回も申し上げておりますように、学校の再編成、このあたりからお話すると非常に長くなりますので、もうおわかりいただいておりますので省略をさせていただきますが、できるだけこの事業については、私は町民の生命、身体、財産を守るべき立場にありますので、そのような観点から、この事業についての重要性というのを更に町民の皆さんにも、説明不足だというご意見も議員の皆さん方からいただいておりますから、この説明不足というのを丁寧に説明をさせていただこうと、この事業ができるにしろできないにしろ、こういう状況でございますというのを町民に広くお知らせをさせていただこうという意味で、広報に出させていただきますのが行政の私は使命だと思っております。

それから、あそこは浸水地域だというお話でございますが、それは再三、お話を申し上げておりますように、大きな河川のへりっというのは防災マップでは赤塗りになっておりまして、これを言うともうああ言やあこう言うっていうふうに言われるんかもわかりませんが、この和気町役場の場所も赤塗りになっておると思いますが、それから一番私が気になっておりますのは、岡山の中原橋を渡りまして、下へくだりますと岡山中区の消防署…。

（9番 山本泰正君「時間制限があるんで、尋ねたことだけにしてもろうてください」の声あり）

尋ねたことをお答えしているのですが。

○議長（安東哲矢君） 町長、短時間でお願いします。

○町長（草加信義君） 中区の消防署なんかも、旭川のすぐ根っこにあります。県庁も5センチから10センチの遊水池だというふうなこともありますので、有効にこの和気町の限られた土地を付加価値を高めていくためにあそこを活用させていただく。社会資本整備事業交付金につきましては、10町歩という、少子・高齢化社会の中でコンパクトに一ところへ公共施設をまとめなさいという中で計画でございますので、和気町内でこういう公共施設をコンパクトにまとめていくってというような場所が他に見当たらないというようなこともありまして、あの場所を活用させていただきたい。そのために、遊水池である、防災マップでは赤塗りになっておりますが、そこへ計画をさせていただいておるということを広報に、有事の際には人命を守るために他の地域の方よりもっと早く避難をしてくださいというふうな受け止め方をしてくださいという意味でございます。

それから、工業団地のことにつきましては、契約書も配れということで、契約書も担当の方から全員の議員にお配りをさせていただきましたように、たしか29年9月までの契約になっと思ったと思います。その時点では、実は私は就任をいたしておりませんので、そのあたりはひとつご理解を賜りたいと思っております。

（9番 山本泰正君「全員協議会で言うたことと委員会での説明が違うのはなぜですかというのを聞きよんですから、それを回答してください」の声あり）

全員協議会で言うたことと委員会で言うたことと違うっていうのが、ちょっと私、記憶にないんで……。

（9番 山本泰正君「担当課長言うてください」の声あり）

そのあたりでご理解をいただきたいと思います。

それから、あとはほんなら担当課長の方で答弁させていただきます。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 今、山本議員の質問で、全員協議会のときに今までの契約の内容等と、それから検収年月日、それから業務の支払い日等をお答えさせていただき、その場で契約書と変更契約書を次回出してくださいということだと思いますので、厚生産業委員会のときに契約書と変更契約書も出して、同じような形で入札した経緯と、その辺のことは私の方からは説明させていただきました。よろしいでしょうか。

（9番 山本泰正君「よろしゅうねえけど、また。よろしい。国土交通省の担当部署、誰が聞いたんか教えてください」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 広島の中地方整備局でございまして、社会資本整備事業交付金のヒアリングを受けておりますから、そのヒアリングの中には場所を無視してヒアリングはいたしておりませんので、私は、その点で国土交通省がヒアリングをしているその中で場所は確認をしていただけたらというふうに認識をいたしております。その確認はいたしておりません。そこへ問い合わせをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 町長は最初の経緯から言われますけど、もうこれ、言った言わんの話、堂々めぐりになりますが、跡地検討委員会からの答申は、今後、利用者と協議を重ね、佐伯グラウンドの利用促進しながら、代替施設も検討願いたい、これが原文のとおりでございます。それをもうあたかも防災都市公園をやれというようにいつも言われますが、そのあたりは真摯に受け止めるというのであれば、これはちゃんと受け止めといていただきたいと思います。利用者との協議もない、検討もない中でどんどん進んできたというのは事実だと思いますので、今になって広報をどんどんやっても、なかなか間に合わない部分もあるのではなかろうかなというふうに思いますし。

それから、焼却施設ですが、24時間運転しても、廃材ごみ、これは、前にも協議しましたが、すくうのが何ぼあるんですかね、幅が1メートル前後だと思います。それより長いもんは焼却炉へ入りませんのでだめだという協議はしたじゃないですか。それから、ストックとしては置ける場所にはなるかもわかりませんが、焼却場で焼却するというにはならないという回答を以前にもしとるわけですから、それを曲げてあたかも当然のように言うのはやめていただきたいし、フェイクニュースにならないように正しい情報を町民に伝えていただきたいということを強くお願いしておきます。

それから、ドローン関係ですが、全員協議会で十分議論もさせてもらいました。農業関係、いろんな形で可能な部分もあろうかと思ったり、それからドローン航空隊なるものを設立したという報告もございました。ここで職員でできることは職員でやって、これは委託しなくてはならないという部分をしたらいいかなと思います。昨日のテレビでも、物流の関係、これは楽天と西友だったと思います。ちらっとテレビを見たんですが、離島へ物資を運ぶ実証実験だったんか実際にやっているんか、500円どうのこうのというようなことが聞こえましたから、恐らくもう実現しているんだろうというふうに思います。十分協議をしてやってください。どんどん進むのもいいんですが、議会へも報告をしながら進めていただきたいと思います。

引き続きまして、町営バス運行についてお尋ねしたいと思います。

今日、参考資料も出していただいておりますが、通告いたしておりますので、簡単にお聞きしたいと思うんですが、利用状況と利用者の苦情の声等を、苦情だけでなく結構です。使い便利がよくなったという声があれば、それもお聞きしたいと思います。4月からデマンドタクシーが廃止になりまして、町営バス1本になりました。運転手1人で走っているのも多々見受けられます。そこで、あの資料には出ていませんが、まちなか線と新規路線の片上及び吉永線、これはいい事業だと思うんですけど、この3路線はデマンドタクシーが余り使ってな

かったとこだと思いますので、3路線を除いた9路線の4月、5月の比較ができましたら、状況をお聞きしたいと思ひます。

それから、定時定路線バスという名目で売り出した町営バスでございます。にもかかわらず、スクールバスの利用なんで、実情は十分わかりますし、なかなか難しきことだと思ひんですが、学校行事にあわせて変更というのがもう非常に多い。これは苦情も聞いておりますが、実際に1人、私はいつまでも待ったんだけどバスが来なかつた。実は孫のとこへ行つとつて、帰つてきて待ちよつたんじゃけどバスが来なかつたというのを1件だけ聞いております。時刻変更、やむを得ないのかもしれませんが、この周知の方法、なかなか町のホームページを見て利用される方というのは非常に少ないと思ひます。ですから、告知端末でやるだけでいいのかどうか、そのあたりの検討をどのようにしているか、検討の結果等を踏まえてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の町営バス運行についてというご質問にお答えをいたします。

少し簡単に説明をさせていただきますが、今日お配りしております資料によって説明をさせていただきますと、4月の稼働日数が20日間です。合計で2,299人ということで、1日平均115人、これはバス路線全体の話です。5月は19日間稼働いたしました。2,604人ということで137.1人という平均になります。昨年度のデマンド時代と比較いたしますと、4月で言うと1.57倍、5月は1.64倍ということで、利用者増ということで推移をしております。山本議員のおっしゃられました片上便、吉永病院便、それからまちなか便、まちなか線はデマンド時代もご利用の方もいらつしたわけですが、その比較をいたしますと、昨年4月のデマンド、50.4人なんですけど、今年はまちなか線まで除きましても67.6ということで、多目で推移をしております。5月につきましても、昨年デマンドが56.2、今年度が77.6ということで、たくさんの方にご利用していただいているという状況でございます。裏面は、各路線ごとの利用状況をまとめております。やはり利用者間の声で多いのが、特に学校行事なんか年度初めでございまして、4月、5月は時間変更になるというケースが多くございました。そのことに対するご意見を多数いただいております。そのほかにも、定時定路線になったということで、その日の予定が立てやすくなつたとのプラスのご意見や、大勢で出かけることができる機会が増えたんだと、そういったご意見もいただいているところでございます。

ただ、この時間変更をなかなかお知らせする機会というのが難しく、ホームページとか告知放送ではしてませんが、車内へ何日間も前から掲示をしたり、それから主要な停留所の方へ時間変更のお知らせをしたりしているような状況です。一つの目標でありました駅周辺の活性化、これはなかなか複数の用事を一度のお出かけで済ませていただくというご利用の方がなかなか見えてこない部分がありまして、必ずしもつながっているということには今のところ感じていないというふうに思ひます。今後は、路線の連絡や待合場所の充実、それから乗務員の接客、そんなことも注意をして、定期的に議会の方にご報告をさせていただきたいというふうに思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 厳しいことも申し上げましたが、和気町のため、和気町民のために、真摯な態度で議会運営にも執行部も協力願ひたいというのが一つでございます。

ただ私の質問の中で、・・・・・・・・・・という発言があつたそうでございます。失礼いたしました。訂正のほど、よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

次に、4番 若旅啓太君に質問を許可します。

4番 若旅君。

○4番(若旅啓太君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。これ、実は元号が変わってから最初の定例会の一般質問なんです。ですので、建設的で前向きで有意義な40分間にさせていただきますと思ってますので、執行部の皆さん、どうかよろしく願いいたします。

1点目に移ります。

まず最初に、就任から1年たたれましたが、町長のお言葉の中で、人口減少に歯止めをかけるんだというお言葉を伺う機会が多くございます。そこで、単刀直入に町長にご質問でございます。人口減少に歯止めがかかった状態というのは一体どういう状態なのか、言葉の定義です。そこを議論のたたき台として、まず簡潔にご答弁願えたらと思います。

○議長(安東哲矢君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、若旅議員の人口減少に歯止めをかけるということはどういうことかというご質問でございますが、実はいろんな施策を打ち出しておりますが、その施策の中で移住・定住対策、それからその中で若い人に和気町に住んでいただくという考え方の中で、これから住宅政策等につきましても、今、宮田団地6町歩、あそこを今解体をいたしておりますが、これを一日も早く区画整理をしまして、制限をしますが、若い人にあそこへ家を建てていただいておりますと、そういうことも考えております。いろんな施策の中で人口減に歯止めをかけていこうと思っておりますが、ただ残念なことに、自然動態で昨年64人しか出生いたしておりません。亡くられる方は、実は254人なんです、去年。ですから、これだけでも自然減で190人も減っておるわけでございます。出生率が、率でいいますと和気町は非常に悪いということで、ワースト2位というふうな位置づけもされておまして、この出生率を何とか上げるように、この前、婚活で見合いをしていただくような、そういう事業もやっております。いろんな施策の中で、一人でもたくさんの皆さんにこの和気町にお住まいいただくということで努力をしておりますので、そのあたりでご理解を賜りたいと思っております。

○議長(安東哲矢君) 4番 若旅君。

○4番(若旅啓太君) ありがとうございます。簡潔にまとめると、出生率の回復がまず最初に先立ちますよねということです。そのために婚活等をやられておるといことなんですが、私、ゴールデンウィークに東京に帰ったんですけども、久しぶりに友人たちとも会う機会がたくさんありました。久しぶりに、知らない間に結婚してたりだったりとか、いろいろライフスタイルも変わって、いろいろ話を聞いていくんですが、わかったことってというのは、私たち世代にとっては、結婚するということはいつかやってみたい、やってもいいかなと思うことの一つでしかないんです、もう。恐らく皆さん、町長の世代の方々は、結婚して家庭を持ってお子さんが生まれて家を建てられてっていうのが、多分当たり前の時代だったと思うんです。ただその認識にギャップがあるんです。そして、結婚する友人の中にも事実婚している、籍を入れないで結婚するでしたりとか、結婚はするけれども子供は考えてないなって、いろんな多様化してるんですよ、家族の形っていうの。私としては、そういう現状を踏まえると、結婚させることが少子・高齢化に結びつくか、まあ必要だと思えますよ。ただ抜本的なものには恐らくならないんじゃないかと私は思ってるんです。人口を保つために必要なものっていうのは、簡単に言うと少子・高齢化におけるこの人口減少対策、これはお子様、妊娠から出産、子育てまで、それに至るまでの全ての阻害要因を取り除いて、出生率を向上させるという、そういう政策のことを、私は、子育て支援政策もそうですけれども、人口減少対策だと思います。やはり今の和気町では、議会の中でも人口の増減が社会増減だけで語られがちなんじゃないかなと危惧してるんです。何人移住してきました、何人出てきました、何人増えたんだな、よかったね、和気町頑張ってるなって話も聞きますが、自然増は全くしてないんですよ。先ほどおっしゃったとおり。自然増に結びついてないっていう現状があるんです。お子様が生まれてないってことです。そこが

まず大切な視点だと思うんです。日本人がどんどんどんどん絶滅危惧種になっていくわけですよ。どんどん日本人自体の人口が減っていく中で、自治体間で減っていく人たちが奪い合っても勝者は誰もいないわけなんです。消耗戦強いられて、結果、何が残るんだろうか。その現実をまず直視しなきゃいけないんです。まず我々がしなきゃいけないのは、出生率を向上させるということ。移住者の政策を批判してるわけじゃないですよ。地方に暮らしたいという方を受け入れる、その間口を広げてあげるっていうのは大切なことですよ。ただそれは人口減少対策には直接的には結びつかないってことだけは、まず理解しなきゃいけないんです、我々は。30年後、40年後の人口対策に効果は極めて限定的です。ここ、まず我々は共通認識を持つべきだと思うんですよ。そこがまず全ての最初にございます。

ここで人口置換水準って言葉があるんです。これから和気町の人口を考えていく上で、キーになる、鍵となる数字が2.07という数値です。2.07、これ、人口置換水準というんですけれども、人口置換水準って何かと言うと、人口を置きかえる水準。理科の実験とかで、昔記憶あります、水上置換法とかなんかいろいろ。そういうありましたけど、あの置換って置いてかえるって、人口を置きかえる水準、それが2.07なんです。何かと言うと、親御さんの世代とお子さんの世代が同数になるように、ちょうど人口の入れ替えがなせれるように設定された出生率の水準のことです。それが2.07です。1人の女性が一生かけて平均2.07人以上生まれれば子供の数は増えていくし、それを下回っていれば人口はどんどん減っていくってことです。そして、ちょっと広く見ますけれども、今の日本の出生率というのは大体1.4ほどです。大きく下回ってますね、1.4ほど。

そこで、松田課長にお伺いします。今の和気町の、和気町です。日本じゃなくて和気町の出生率、そしてその出生率を向上させるためにどういった施策が必要だと考えていらっしゃるのか、松田健康福祉課長にまずお伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

先ほどの若旅議員からのご質問なんですけれども、子育て環境の改善に向けては、ソフト的なこと、それからハード的なこと、それから経済的なことと、いろいろあるかと思います。そうした中で、子育てを控えている方々からの意見というか希望等を、町としていかに希望を聞き入れるかということが必要かと思っておりますので、アンケート等、それから各種子育て事業等で子育てしている方々のご意見を聞いていって、それから今後の施策として反映していきたいというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 松田課長、ご答弁ありがとうございます。ニーズを的確に捉えることがまず大切だろうというご答弁だったと認識しているんですが、ニーズを捉える前に、質問の2点目なんですが、松田課長、健康福祉課、子育てを、部門によってはまち経営課も関わってはくると思うんですけれども、健康福祉課として町の子育て政策といいますか、人口減少対策と子育て政策というのは実は密接にすごい結びついておまして、子育て支援政策を和気町役場としてはどう自己評価されているのか。そして、もし努力すべきところがあるのであれば、一体それは何なのか、賜りたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

若旅議員からのご質問についてお答えいたします。2点ございますが、2点あわせて回答させていただくということで、よろしくお願ひします。

ご存じのとおり、和気町では、出生後2カ月までの赤ちゃんを対象といたしまして、赤ちゃん訪問から始まり、育児相談、各種乳幼児健診、高校卒業までの医療費助成等がございます。また、以前ご提案のありました発達障害の早期発見が期待できる乳幼児健診への理学療法士の導入であります、現在、その実施に向けまして、

5月、6月に行った乳幼児健診を理学療法士の方に見学してもらい、今後どういったかわり方ができるか、検討している最中でございます。また、体制につきましては、令和2年度末までに子ども家庭総合支援拠点の設置が義務づけられております。これは原則として18歳までの全ての子供の家庭及び妊産婦を切れ目なく継続的に支援する組織で、年齢による切れ目と支援期間、組織として継続して支援する体制の整備でございます。これを受けまして、昨年度から検討部会を毎月開催し、保健所、県、教育委員会、健康福祉課で設置に向け、不足しているものを洗い出しを行っているところでございます。

また、少子化の進行や世帯規模の縮小が進み、子供、子育てを取り巻く環境が変化する中、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するため策定しておりました、和気町子ども・子育て支援事業計画が今年度、最終年度となっております。昨年度、子ども・子育て会議を実行し、現行計画の進捗状況の確認をいたしました。現在、来年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、ゼロ歳から12歳までのお子さんのいる保護者を対象にアンケートを実施し、ニーズの調査を行っているところでございます。

今後、アンケート結果を基に企画策定を進めてまいります。子ども・子育て計画の中で委員の意見を聞き、和気町での子育てが子供を安心して産み育てられ、心豊かに育ち、まちづくりを推進していけるような計画として、関係部署と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲夫君） 傍聴者の皆さん、ちょっとお静かに願います。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 松田課長、ご答弁ありがとうございます。これからやっぱり人口減少問題と子育て世代への支援、ニーズを組み入れていくっていうのは、将来の和気町のやっぱり喫緊の課題であると思いますので、本当にぜひよろしく願います。

出生率を上げるっていうことに戻ると、子育て支援政策ってとても有効なんです。なぜかという、我々世代からすると、子供を産むつもりがないよって方はもうしょうがないんですよ。そもそもライフスタイル、人生で何、大切にしたい、仕事大切にしたいとか、私は家族を大切にしたいとか、もうそれ生き方の話ですから、それを行政がどうにかできるかって、極めて難しいと思うんです。行政が本当に私は力を入れるべきなのは、子供がもっと欲しいのにいろいろな事情で産めない人たちを助けるってことだと思うんです。そこがまず何より大切で、一つ例を挙げます。例えば、私の妻の、佐伯に住まれてる、私の妻が仲よくさせていただいている奥様がお二人お子様がいるんです。その方とちょっと私、お話しう機会があったんですけども、本当は4人か5人欲しいそうなんです。でも、経済的な不安から2人でちょっと諦める。これ以上はちょっと厳しいなということで、2人で諦めるということをおっしゃってました。私、それ聞いたときに、とても悲しい気持ちになったんですよ。これ、すごい悲しいことじゃないですか。1人の女性としてもこんなに悲しいことはないし、社会としてもこんなに悲しいことはないですよ。そういった方々、子供を産みたいんだけど、子供を様々な事情で産めないという方々を行政は支援していく必要があるんです。まずこれ、前提としてですけど。それをどこまで本気でできるかっていうこと。やはり女性が子供を授かって子供を産んで育てるっていうことが女性にとってリスクになるような社会っていうのは、私は絶対に間違っていると思います。絶対間違ってる。だから、そこをどうにかする。それが将来の和気町の発展にも直接的に結びついてくるんですよ。育児支援で手当を出すと、共働きがしやすいように保育施設を充実させるとか、そこがまず大前提にあるんですけども、待機児童っていうのはあってはならないんです。実は昨日、神崎議員の一般質問の方で待機児童の数、質疑があって、万代教育次長の方からご答弁がございましたが、あれは保育所の待機児童の定義っていうのは、極めてあやふやなんです。すごいあやふやなんです。これ、正直言っちゃうと当てにならないです。昨日、ご答弁の中で神崎議員が再質問をされたときに、万代次長はこう答えてらっしゃいます。ゼロ歳児につきましては、待機児童は現在ゼロ

でございます。いや、私の次男、ゼロ歳児クラス出したんですけど、待機児童なんです。で、現在ゼロということでございます。その後に保護者の方の入園の希望日が来たら、そのときに初めて待機児童になるんですってご答弁がありました。所轄官庁の厚生労働省の待機児童の定義がここにございます。まず、保育所入所待機児童とは、調査日時点において入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していないものを把握することによって書いてあるんです。ちょっとわかりにくいんですけど、この注釈が6つも7つも書いてあって、もうすごいわかりにくいんですけど、簡単に言うと、まず待機児童の定義は育休延長は含まれませんよとか、無認可保育は含まれませんよとか、休職中等は、奥様がです。休職中も含まれませんよ。そして、万代次長のおっしゃったとおり、入園希望日が来ていない方もカウントされませんよって、これ、どういうことかって言うと、今ある待機児童の定義っていうのは全く当てにならないんですよ。全く当てにならないんです。今、本当は予定の子、待機児童になることが確定している子で算出したら、大体ゼロ歳児が1人で3人で3人っていう感じでしたね。佐伯で1人、和気で3人、本荘で3人。で、私、長男を送り迎えするときに次男の入所届、出したんです。そしたら、現場で私、6番目ですって言われたんです。待機6番目。本荘ですよ。本荘で今3なんですよね。それで聞くと待機児童減ったように思えるんですよ。あ、そうなんだ、あきができて入れた人が3人いるんだねって思いがちなんですけれども、実は実態そうじゃないんです。これ、私、知ってる方の中、本荘、ここにこ園、ゼロ歳児に限らずなんですけれども、例えばお子さんが待機児童になりましたと。お子さんが待機児童になることが確定したので、どこにも預けるところがなくて。苦肉の策で、ああもうこれは託児所つきの職場がないと、もう我々生きていけないなということで、近隣市町村に必死で就職して、そこの託児所に預けてらっしゃる方がいらっしゃる。もう一方、これ、移住された方なんですけれども、この方、どうも役場の移住・定住とか、役場の政策を通さずに入ってきた方だそうなんですけれども、役場は感知してないかもしれませんが、その方は岡山市にお勤めございまして、待機児童になりましたと。あきもできる見込みがないので、岡山市内の、託児所がついてるみたいです、職場に。そこに預けるようになったと。その方は、今現在、こんなだったら和気町に住む意味ないんじゃないかって、現在岡山市内に転出を検討されております。こういう現状があるんです、今。現状があるんですよ。数字っていうのはつかないんですけど、数字にだまされてはいけません。現状、こういうことになってるんです。ゴールデンウィークに東京に帰ったとき、電車の中で和気町の中づり広告、相当見ました、私。わあ、相当これ、金かけてんなって思いました。中づり広告、もう山の手線とかいろいろ見ましたけれども、でもその広告の中に子ども・子育ての町ですよと、和気で子育てしませんかっていうたい文句で広告をばんばん出してらっしゃいました。でも、そういった方々を残念な気持ちにさせていると。そういった方々を結果的に裏切ってしまうっていう、そういう現状が存在するんです。これ、声なき声ですよ。多分、役場の方には届かないです。立場の弱い方々です。役場にどなり込むような方々でもないですから、そういう方々は、なかなか感知できないんですけど、確かにそういう方々がいらっしゃるんですよ。こんなに悲しいことはないです。待機児童っていうのは絶対あってはならないと思います。それは潜在的なものも含めてです。潜在的なものも含めて。ぜひなくしていただきたいんです。そして、子供を預けることに対して全く不安がない、そういう状況じゃないと、やっぱり子供は増えないと思いますね。教育長のお考えと伺いますか、お気持ち、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。若旅議員から、先ほど子ども・子育て環境について、いろいろご示唆をいただきました。昨日、教育次長の方からも、神崎議員からのご質問でご答弁させていただきました。その内容を含めて少しお話をさせていただけたらと思っております。

今、若旅議員から言われましたとおり、ゼロ歳児については、これは生後6カ月が過ぎないと入所ができないということで、今のところ待機はいないと。ただ、この6カ月がたった時点で、申し込みがあった時点になる

と、なかなか今の教員数の関係でお受けすることができない、待機になるという状況があります。このことについて、我々も承知しております、それを解決すべく鋭意努力をしておるわけなんですけども、1歳についても、1人は佐伯の方へ余裕があるんで行ったけども、1人は佐伯よりも地元でということ待っておると。ただ、町内全部を見ると定員には余裕があるので、待機にはならないというところなんです。それから、2歳については、今、ぎりぎりの状態で、一応全員が入れてると。ただ2歳児が今後希望が出た場合には待機をお願いしないといけないという状況にあるということは、我々教育委員会としても十分把握をしております。そのために、昨年末も県内の保育教諭を養成する全ての大学にお願いもしました。就職の係の方ともお話をし、ぜひ和気の方に学生の方で将来保育教諭を目指す方を紹介してほしいということで行いましたけれども、なかなか保育教諭を確保するというのが、今非常に難しい状況になっております。ただ、それで甘んじておるわけではありませんで、今後ともこの保育教諭の確保ということで、力いっぱい頑張っていきたいと。キャパシティー的には町内の保育所には、にこにこ園ですけども、余裕がありますので、保育教諭が確保できたら対応できると思っておりますので、そのことに全力を尽くしていきたいと。また、昨日も次長が言いましたように、離職者を出さないというのも非常に大きな取り組みになっておりますので、そういう面についても、本年度も幼稚園の先生方に皆集まっていたいただいて、やはりやりがいを持って仕事に従事するということの大切さ、それから子供たちを教育することのすばらしさ、そういうことについても私の方で1時間余り話をさせていただいて、それぞれ組織として頑張っていこうという意思確認もしております。今後、待機の児童を出さないという気持ちで頑張っていきたいと思っております。また、いろいろな関係でOBの方、あるいは知り合いの方等にもお声かけをしております。もし議員の方でいい情報等をつかんでおられる方がおられましたら、ぜひ教育委員会の方にもご紹介をしていただけたらと。和気町が子育てしやすい環境になる、そういう町になるように頑張っていきたいと。また、和気町ならではの教育推進にも力を入れていっております。和気町が町民にとって活力ある、魅力あるまちづくりになるよう、教育行政としても頑張っていきたいと思っております。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 教育長、突然済いません、ありがとうございます。そうなんです。やっぱり待機児童、ぜひ本当になくしてあげてください。保育士の待遇っていうのがやっぱりすごい問題になると思うんです。私、ちょっと調べてみてびっくりしました、保育士。こんな安い賃金で働いているのかと。極端な話、町長と報酬が一緒だったら、多分、めっちゃ増えると思うんですけれども、正直。いや、そういう話だと思うんです。だから、やっぱり待遇改善、それは極端な話ですけど、待遇改善っていう方にぜひお力、というかぜひお願いします。これ、人口減少対策にも結びつく話ですので、直接的に。よろしくお願いします。

そこで、ちょっと保育所のことから離れて、実際に子育て支援政策のことについて、これから自分の思うことを聞いてほしいなと思うんですけれども、やっぱり子育て支援政策ってものを考える上で、本当に大切とか、とても参考になるのはフランスって国です。フランス、すごいんです。やってること、これ、人口すごい増えているんです。出生率、すごい高いんですよ。高い国なんです、フランスって。やってることってとってもシンプルなんです。90年代にジャック・シラク大統領って大統領がいたんです。その方が、フランス語の母語の、マザータンの人がこれから人口減少で減っていくっていうのはゆゆしいことだって言って、シラク3原則っていうものを、3つの声明を出したんです。そのとおりに政策をやったら、人口がどんどん増えていったよねっていう政策なんですけど、ちょっとご紹介します。シラク3原則のまず1つ目、すごいシンプルなんです。当たり前だよなってことなんです。1つ目、どれだけ女性が子供を産んでも絶対に貧乏にさせませんよってこと。これ、女性が子供を授かりたい、子供を産んで育てたいって思うときに、好きなだけ産んでいただく。希望どおりの数のお子さんを産んでいただくと。産んでいただいたとしても、税金で、社会でお母さんたちを支えて、絶対

に貧乏に、貧しくはさせないですよってということです。2つ目、待機児童はあってはならないということ、ラストです、これ。これは共働きが当たり前の現代では仕事をしないと生きていけないので、地方自治体の役割として、待機児童ゼロは絶対ですよ。これ、潜在的なものも含めます。3つ目、これ、出産と子育てというものを女性のキャリアの障害にはさせませんってということです。これ、例えば女性が出産や子育てで離職されますね、1回。職場復帰したとしても、元のポジションや元の序列、元の地位で戻ることができますよってことなんです。これは法令の話なんで、これ、法律の話なんで、これはちょっとこの議会では取り上げません。3つ目のことについては取り上げません。その3つのことをがんがんやってたら人口が増えたんです。実は、日本って出生率1.4ぐらい。フランスって先進国なのに2.05あるんですよ、フランスって。2014年に2.05あったんです。いや、すごいんですよ、これ。全ての女性が平均すると一生のうちに2.05人お子様を産みますよってということなんです。すごい高い水準なんです、先進国なのに。でも、それ2014年の話。で、今は2.05から1.88まで落ちてるんです。それでも高い水準です。日本でいうと、子供を産もうって意識が強かった1970年代に匹敵する水準なんですよ、今でもフランスは1.88。ただ、実際には5年間の間に減っていると。これにはシンプルな理由があるんです。理由があるんですけど、この理由は最後にご説明します。ただこれはすごい大切で示唆に富むことなので、このことはちょっと覚えていただきたいと思います。フランスとか結構しっかりしてて、人口増えるってことなんですけど、結構、例えば知ったふうな人っていうのは、それは日本と違ってフランスっていうのは、婚外子ってものが社会的に認められてるから何とか人が増えてるんだっていうことをよくおっしゃる方がいて、結構もっともらしくてだまされちゃうんですよ。見てる方とかも、多分フランスの政策とかって何なんだろうなって、もしかしたら聞いていただいて調べていただく方もいるかもしれないんですけど、結構眉唾で。婚外子が多いのは事実なんです。婚外子っていうのは結婚してない夫婦から生まれる子供のことですけれども、日本の感覚で言うと、それってネガティブなイメージで語られがちなんですよ。例えば隠し子だったりとか、一夫多妻制とかっていう。そういう話で語られがちなんですけど、理由は単純で、フランスは初婚の年齢よりも初の出産の年齢の方が早いってだけなんです。平均すると。要はできちゃった結婚が多いですよって話。婚外子、6割です。100人いたら60人のフランス人は婚外子で生まれてるから、結婚のハードルがないから日本と違って増えてるんだっていう論が結構あるんですけど、これは事実と違って、婚外子の割合がフランスの国内で増えたのは1970年代の中盤なんです。中盤に婚外子の割合が増えたんです。実際に人口が増加に転じた、出生率が上がり始めたのは90年代の中盤なんですよ。20年のタイムスパンがあるんです。だから、婚外子の有無ってということが、人口の増減や出生率の向上には結びつきにくいんです。結びついてると考えにくいんです。その点、日本とは状況は一緒なんです。その上で、フランス、ドイツ、イギリス、スウェーデンとか、子育て支援、手厚くしてますけれども、実際にどういうことをやってたのか、どこまでのことをやったのかっていうのを、時間ないんですけど言えるだけ言います。まず、出生手当です。これ、妊娠7カ月目に支払われます。これ、日本円に換算すると11万円から12万円ほどです。もちろん、出産にかかる費用は全額無料です。日本、私、2回、出産に立ち会いましたが、全額無料じゃないんです。出産にかかる43万円ほどのお金は全額国から出ますけれども、入院費用だったりとかアメニティーとか、そういったものは全額実費なんです。だから、2人、私、子供がいますけれども、合計20万円ぐらい、多分余分にかかったんじゃないかなと思います。そういったものも含めて全て無料で、休職、産休中の人は1日9,000円、奥様にですよ、所得保障。育児手当っていうものが、それとは別に月に5万円。ベビーシッターでしたりとか、和気町でいう子育て支援センターのような、そういう保育外の保育施設です。そういったところにも、現場、税金として手厚い運営費の支給です。保育費は税控除もされます。税控除もされると。児童手当ですか、今日本でやってますね。それ、向こうで言うと家族手当って名前が変わるんですけど、それは20歳まで1人2万円です。増えるごとに額は増えるんです、実は。子供が多ければ1人当たり2万5,000円とかに増えていくんです。そして、

義務教育中は新学期手当、学期が変わるごとに4万5,000円支給されます。子供1人当たり4万5,000円。それで部活にかかるお金とか、何か習い事とか頑張りなさいねっていうことですよね。教育バウチャー制度、これは日本では大阪市がやっています。大阪市が率先してやっています。バウチャーってクーポンのことなんですけど、例えば塾や習い事とか、そういったものにかかる経費を助成しますよってことです。大阪市やっています、これ。子供の数が増えたら、家も手狭になりますから、引っ越し費用だったりとか、住宅の手当を出したりとか、もっといっぱいあるんですけど、ここまでのことをやって、フランスって日本よりも低かったんですよ、出生率が。でも2.05とかになっちゃったわけですよ、今。それぐらいのことをやると増えるんです。ちなみに日本とフランスの自治体のベースでは、子供に係る支出のベース、3.5倍違います。3.5倍。更に累進制があって、所得税の控除でしたりとか、そういったものとか、子供3人、日本で生まれると、得する額っていうんですか、給付手当とか税控除とか含めて、3人が20歳まで手当てが出るとして、得するお金は1,200万円なんです、3人で。フランスの場合、4,300万円なんです。だから、子供を多く産んだ方が得じゃねえか、これって思わせるぐらいのインパクトある政策が、まず人口減少対策には本当にこれ必要になってくるんです。これ、財源必要ですけどね。そういう方向性があるんだってことは、まずお話ししたいですね。

最後に、政策の方向性っていうのを提言したいんですが、まず手当てによって直接的に負担を軽減するっていうこと。あともう一つは、これ、安東議長がずっとおっしゃってることなんですけれども、粉ミルクでしたりとか、紙おむつでしたりとかの助成ですね。お金がかかりますから。これ、安東議長がずっとおっしゃってることです。これもすごい必要なんです。あと待機児童はゼロということ。

まとめに入ります。やっぱり子供にコストがかかり過ぎるんです。子供が増えるほどに負担が増えたら、出生率は上がらないですよ。それは当たり前のことなんですけど。だから、多く生んだ方が得だと思わせるぐらいのインパクトある支援が絶対に必要なんです。これ、政治行政の覚悟の問題だと思うんです。これ、覚悟の問題なんです。どこまで本気でそこまでできるんですかっていうこと。夫婦で共働きしてもらうために保育環境を整えるっていうのは当たり前なんですけれども、それでも限界ってありますよね。だって二馬力で働いても、稼ぎって限界がありますから。それは前提として手当を出さなきゃならない。こういうことを言うと、ばらまきだとか、何に使われるかわかんないだろうっていう、そういうもっともらしい意見も聞こえてくるんですけど、人口減少から人口増加に転じた諸外国が、みんな漏れなく所得制限なしに子供に対する手厚い手当てっていうのを出し続けているっていう現状を直視してほしいんです。これはもう単純で、現金による手当てとか、直接的なお金による手当てっていうのは、子供を経済的な事情で産もうかどうか迷っている、不安に思っている人たちにとっては極めてわかりやすく極めて有効だからなんです。税控除とかわかりにくいんです。例えば、この4月に厚生労働省のホームページ、さあって見てたら、法改正ありましたよね。何か新しい政策、4月からたしか始まったんですよ。2月以降にお子さんが生まれた場合は、お母さんの国民年金を4カ月分免除しますよというのが4月に始まったんです。たしか厚生労働省のホームページで僕、見たんですけど。もちろんさかのぼって還付されるということ。でも、それって極めてわかりにくいんですよ、メリットとして。現金で直接的に給付するっていうことがまず必要なんです。私はそう思います。これをどれだけ頑張る、お子様が欲しい奥様たちのために、どれだけ役場が身を削って税金を投入できるのか。これが女性の幸福としても、子供を産み育てることだけが幸福だとは思いませんよ。いろいろ価値観ありますから。ただ産みたいという人の幸福と、そして和気町の発展っていうのは強く結びついてきます。先ほど、フランスで2014年には出生率2.05って話をしましたね。私、させていただきました。今は、2019年1.88ほどに落ちちゃいました。その理由って、すごい簡単なんです。その5年間の間に何があったかっていうと、2014年にフランス政府が手当ての額を削減したんですよ。すごいわかりやすいですよ。手当てを減らしたから子供が減った。すごい単純な話なんです。裏を返すと、手当てを増やせば子供は増えるんです。直接的にやれば。こういう現状があるんです。

そろそろ結びに入りますけれども、やっぱり本気で和気町の自然減というものに歯止めをかけるのであれば、出生率の目標値を定め直して、実際にそれに至るまでにどれほど役場が身を削って、我々も削りますわ、それは。議員としても身を削りますよ。どれだけ女性に、家族に手厚い支援ができるのかって、覚悟を問われていると思います、これ。最後、町長、私はこれが町長のおっしゃる人口減少対策に関しての一つの答えというか、一つのやり方なのではないかと思うんですが、財源の問題等もあるでしょう。そういうことは抜きにして、思われることを何か教えていただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） もうおっしゃるとおりでございますが、ただ和気町の人口構成そのものが、今1万4,300台になりました。しかも65歳以上が5,560人を超しとんです。もう高齢化率39%を超しとんです。こういうような、まだ細かい数字ちょっと違うかもわかりませんが、もう39%ぐらいになつとんです。そういうような人口構成の中で、子育て世代の方が大変少ないんです、実は。今出生率は、和気町の場合が1.26なんです。1.26、岡山県でワーストツー、2番目なんです。そういうこともありますし、それはさっきからおっしゃっておられるように、子供の子育て環境、このあたりをもっと充実させるべきだなというふうにおっしゃっておられるわけでございますが、もう当然そのとおりでございますが、十分そのことも踏まえながら、18歳までは医療費無料化とか、そういうことは県内でもかなり前にうちは進んでいるのですが、そういうことも含め、再度、内部で十分検討しながら、子育てしやすいまちづくりになるように努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 40分間ありがとうございました。未来っていうのはどうなるかって予測できる人って一人もいないと思うんですけども、そんな中で確実なのは、人口は減るということです。これだけはほぼ確実に訪れることです。フランスや諸外国というのは、その予兆、実は日本は人口が減るってことは30年前にはわかってたことなんです。それが手つかずのまま放置されてしまったって現状があるんです。これは事実としてです。フランスはその兆候が見えた瞬間に、大なたを振るってがんがん支援政策やって、実際に人口減少から人口増加に転じた国であります。これは学べるところがたくさんあります。これは私は政治行政の覚悟次第だと思います。どれだけ身を削って、将来のため、子供たちのため、未来のために汗かけるんですかと、我々が歯を食いしばれるんですかと、それが今後の子供たちの未来への責任だと私は思っています。この令和っていう時代もいい時代になれるように、私も全力で精進してまいりますので、40分間ありがとうございました。終わります。

○議長（安東哲矢君） これで若旅啓太君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。

6月19日は午前9時から本会議を再開いたしますので、ご出席方よろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時52分 散会

令和元年第5回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和元年6月19日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年6月19日 午前9時00分開議 午前10時36分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 従野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 草加 信義	副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸	会計管理者 豊福 真治
総務部長 立石 浩一	危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之	まち経営課長 鈴木 健治
税務課長 西本 幸司	民生福祉部長 岡本 芳克
生活環境課長 岡本 康彦	健康福祉課長 松田 明久
介護保険課長 桑野 昌紀	産業建設部長 今田 好泰
都市建設課長 久永 敏博	上下水道課長 山崎 信行
総務事業部長 野山 晶義	教育次長 万代 明
学校教育課長 藤森 卓麻	社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 5 2 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
	議案第 5 3 号 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更について	原案可決
	議案第 5 4 号 和気町附属機関条例の一部を改正する条例について	原案否決
	議案第 5 5 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案否決
	議案第 5 6 号 和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 5 7 号 和気町営公共土木、農林土木事業等分担金徴収条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 5 8 号 令和元年度和気町一般会計補正予算（第 1 号）について	修正可決
	議案第 5 9 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 6 0 号 令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 6 1 号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	請願第 3 号 モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願	採択
	陳情第 1 号 「自立支援医療（精神通院）に入院を加える改善、及び、岡山県の心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障がい者を加えることを求める」意見書の提出を求める陳情書	趣旨採択
	日程第 2	発議第 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第 3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

ここで、6月17日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

去る6月17日午後2時29分から町長、副町長、総務部長、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催しました。その結果をご報告させていただきます。

まず、各常任委員長、それから防災都市公園整備事業特別委員長から付託された案件についての審査結果の報告がありました。この後委員長から報告があると思います。

また、議員から討論の申し出が7件ありました。それから、修正動議1件が提出され、委員会で協議した結果、本日の本会議で取り扱うことといたしました。

また、議員発議1件を本日の日程に加えるということを委員会で了承したことを報告いたします。

以上、報告といたします。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第52号から議案第61号までの10件及び請願1件並びに陳情1件を一括議題とし、各常任委員長及び防災都市公園整備事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

去る6月13日木曜日午後1時から和気町役場3階第1会議室において、委員全員出席、執行部から町長、副町長、教育長並びに関係部・課長出席のもと、当委員会に付託されました議案2件と請願1件につきまして慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第52号岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更については、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算(第1号)については、賛成多数で原案可決となりました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、歳入の合併特例事業債の小学校改修整備事業充当570万円とスクールバス車庫等整備事業充当8,930万円について、詳しい説明を求めたのに対しまして、小学校改修整備費の工事請負費は600万円で、そのうち事業費の95%である570万円を合併特

例事業債で充当する。工事内容は、和気小学校駐車場の舗装工事であると答弁がありました。

また、スクールバス車庫等整備事業に関する答弁では、現在和気町体育館横に駐車している8台のスクールバスを車庫に入れるため、2,873平方メートルの土地を借りて駐車場と車庫を整備するものである。庁舎車庫の裏に駐車場と車庫を増築したいと考えていると答弁がありました。

また、同委員より、この事業の設計監理委託料は450万円であるが、委託先はどこかという問いに対しまして、予算議決後入札をする。現段階では決まっていないと答弁がありました。

また、同委員より、この事業で財産管理費の使用料、賃借料に当たっている土地借地料57万5,000円について説明を求めたのに対し、今回計上している57万5,000円はスクールバス車庫等整備事業で、個人所有の土地2,873平方メートルに対する借地の借上料である。今回の補正で新たに上げたもので、当初予算の1,823万2,000円の中には入っていないと答弁がありました。

また、同委員より、消防費に関連し、女性消防団員の人数と消防備品の購入について説明を求めたのに対し、女性消防団は今年4月1日現在20名が所属している。うち町職員が13名で、7名が一般である。令和3年度に、全国女性消防操法大会があり、和気町が出場する。可搬ポンプの径は通常65ミリであるが、女性消防団員は径40ミリの軽可搬ポンプを使用する。その軽可搬ポンプを購入する予算を計上していると答弁がありました。

また、別の委員より、地方創生推進費のドローン物流実験委託料に関し質疑がありました。昨日、6月12日に行われた議会全員協議会で示された資料はどこが作成したのかという問いに対し、まち経営課で作成したと答弁がありました。

また、同委員より、農林業関係は産業振興課と協議しているかという問いに対し、具体的協議はしていないと答弁がありました。

同委員より、肥料散布は田植え機で土の中に入れていく。農薬散布は既に何社もやっている。林業で和気町としてドローンを活用する必要があるのか。今一番困っているのは、耕作者が高齢になり耕作放棄地が増えていることだ。ドローン航空隊や講習を受けた町職員ができる範囲でドローンを活用すればよいのではないのか。本当に肥料散布はできるのかという質疑に対しまして、肥料散布に関しては、空撮によってデータを蓄積して、どこに肥料散布するのが適正かの支援を行うことにしていると答弁がありました。

また、関連して、町長より、少子・高齢化の中で行政はドローンを導入しなさいといった総務省の指導もある。昨年和気町で実証実験を行った経緯もある。実証実験は成功したと思っている。国も、結果は成功であったと言っている。和気町にはドローンスクールもあり、実証実験の適地であると考えている。今後、開発研究が進めば、防災面、有害鳥獣等に対応ができると思う。また、林業関係でも、火が発生した場合の焼失面積の把握や植林の管理運営ソフトの開発につながる。和気町にとってもマイナスではないと発言がありました。

また、ドローンの活用推進事業について、教育長より、来年度から随時学習指導要領が変わっていく。これからの社会は科学技術の革新ということで、AI、ロボット、ドローン、自動運転が急速に発展し、人間社会と密接に結びついた社会となってくる。そういう社会に生きる子供たちを育てる必要がある。子供たちの周りに科学技術に触れる機会があるということが、子供たちの育成に役立つ。ドローンについても、昨年FDDI社によって全小・中学校に出前講座をしてもらった。子供たちは目を輝かせて受講していた。特に操縦体験では、夢中になって取り組んでいた。また、体育会においても演技を録画するなど、子供たちにとってもドローンを通して科学技術の変化を身近に感じている、そういう環境に和気町はある。ドローン活用推進事業の導入を要望していると発言がありました。

また、地方創生推進費に関し補足説明として、財政課長より、地方創生推進費の965万円は地方創生推進交付金という名目で、事業費の2分の1が国からついて、残り2分の1の町負担分についても特別交付税で町費負

担分の2分の1が措置される。純町費負担は事業費の4分の1であるという内容でありました。

また、別の委員より、ドローンの特区申請を平成29年12月に行っていると聞いているが、特区申請の状況はどうなっているかという問いに対しまして、特区申請は昨年12月に行っている。今年4月に状況を確認したが、結論が出ていないということで、まだ回答いただいていないと答弁がありました。

また、補足としての発言で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でドローンを活用し、町の活性化を行う方針を立てている。今後、大きな成長が見込めるドローンを活用した取り組みを進めることで、労働機会の拡大、人口流入による地域経済の活性化を図っていく戦略を進めていきたいと答弁がありました。

以上で議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）の報告といたします。

付託案件3件目、請願第3号モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願は、採決の結果、賛成多数で採択となりました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

議案第52号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第52号岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第52号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願についての討論を行います。

反対討論の通告がありました太田君に発言を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） おはようございます。

先ほど議長の方からお許しをいただきましたので、ボートピア請願への反対討論をさせていただきたいと思えます。

モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願について、私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私は、前回の3月議会定例会の中でも、この問題について一般質問させていただきましたが、公営ギャンブルの持つばくち性について、依存症に陥り生活破たんを来す方々のありようを様々な方面から見聞きし認識をしているところです。和気町にボートピアができることによってギャンブルに接する機会が増え、今までにない回数を容易に増やすことが予測されます。そのような中で、和気町で生活する人々の中からギャンブル被害者を出さないことが肝要であると思えます。

私たちは、先日議会としてボートピア井原に視察に行っていました。平日にもかかわらず、多くの人々が往来しており、そこでは1日平均1,220万円の売り上げがあり、ロイヤルルームを利用する人では1人平均15万円の売り上げ、一般的な人でも約1万2,000円を使っているということのようです。しかし、1991年を境に、ボートレースの人気にも陰りが出始め、全国的な売り上げは激減し、近年では3分の1程度になっ

ているそうです。景気の停滞が長引き、非正規労働者が増大する中で、若者が経済的余裕がなくなってきたこともその一因でしょう。それらを反映してか、ボートピアを利用しているのは中高年層が多く、年金生活者がそれほど多くはない年金の中からギャンブル費を捻出しながら、生活に困窮する悲哀を私は近くで見たくはありません。

さて、ボートピア建設に関して、モーターボート競走法施行規則が定められております。場外発売場、いわゆるボートピアの建設場所については、第11条で場外発売場の周辺1,000メートル区域内にある文教施設及び医療施設の名称を明らかにしなければならないことや、第12条ではボートピアの建設位置について、文教上また衛生上著しい支障を来すおそれのない場所であることをうたっています。私が距離測定マップ、地図蔵というソフトで調べたところ、ベースボールパークから建設予定地まで直線距離で1,100メートル、旧石生小学校、現在のIPUの学生寮ですけれども、そこでは約1,200メートルとなっています。施行規則に抵触しているとは言えないにしても、極めて建設場所としてはふさわしくないとわざるを得ません。

また、政策研究大学院大学の海老澤佳之氏が、ボートピア設置が与える影響ということについて修士論文で政令指定都市のボートピアが設置されているところと設置されていないところでの周辺土地の公示価格の実証分析をしていますけれども、住居地域では57.6%の下落があり、逆に商業施設では42.6%の上昇があるというふうなことを明らかにされています。その実証分析からしても、本区における土地の公示価格にも少なからず影響があることも懸念されることです。

最後に、私は教育と文化の町を標榜する和気町にはふさわしくない施設であるということを訴えたいと思います。以前、清水地区にも場外の馬券場建設のそうした計画が明らかになったときには、地域の反対で頓挫したということをお聞きしています。また、ボートピアの建設計画が備前市で香登や木生などでも反対がされ、断念を余儀なくされたという経緯もあります。この施設が地域住民に敬遠され、建設が困難であることは、それなりの理由があるからだと思います。和気町周辺地域で反対されている施設を、この和気町と議会が安易に容認することになれば、和気町と議会の見識が問われる事態になることは火を見るよりも明らかであります。議員の皆様におかれましては、ぜひ良識あるご判断をいただき、請願に反対決議をしていただきますようお願いをしまして、私の意見とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから請願第3号モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関する請願についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって請願第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月13日午前9時から和気町役場3階第1会議室において、厚生産業常任委員会委員全員、町執行部からは町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました7件の議案と陳情1件について慎重に審査いたしました。

まず、議案第53号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更についてであります。賛成多数で原案どおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がございました。消費税率改定に伴う単価についての質疑があり、消費税率の引き上げに伴い、原価に対して消費税率を加算する方式になるという答弁でありました。

次に、議案第56号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についてであります。賛成多数で原案どおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がございました。過去の診療所——日笠診療所ですけれども——過去の外来死後処置件数についての質疑があり、合併以降は実質的には実績がないという答弁がありました。

次に、議案第57号和気町営公共土木、農林土木事業等分担金徴収条例の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。原案どおり全会一致で可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑がございました。特例の内容について質疑があり、過去3年間の被害額を算定基準としているが、平成28年の万能池の大きな被害があったということから、特例措置を28、29、30年の3年間の平均でということの特例措置になったという答弁がございました。

次に、議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてであります。これは原案どおり全会一致で可決されました。

なお、審査の過程で、プレミアム付商品券についての質疑があり、今回の措置は対象者が決まっており、そのうちの希望者のみ購入できることとなっているという答弁がございました。

次に、感染症予防事業の対象者についての質疑があり、今回これは昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの男性が対象になるとの答弁がありました。年齢で言うと39歳から56歳までの方が対象で、このうち今年度クーポン発送をするのは昭和47年4月2日から54年4月1日までの方でございます。

次に、議案第59号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。これも原案どおり全会一致で可決されました。

審査の過程で、次のような質疑があり、負担金についての負担金の増額ということについて質疑がありまして、今回はこれは国の省令で、特別交付金の省令に基づく増額ということで答弁があつて、5万3,000円から5万7,000円という交付税の増額ということで答弁がございました。

次に、議案第60号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に意見もなく、原案どおり全会一致で可決されました。

なお、審査の過程で、介護保険のシステムの中で、国保の保険証との関係についての質疑に対し、介護保険のシステムの中でマイナンバー制度に対応するようにシステムを改修するとの答弁がございました。

次に、議案第61号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。賛成多数で原案どおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。設計委託料の968万円の増額についての質疑に対し副町長から答弁があり、過去の設計委託等のこともありますので、今回は事業内容の精査を更に努めていくとの答弁がありました。

最後に、陳情第1号ですけれども、「自立支援医療（精神通院）に入院を加える改善、及び、岡山県の心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障がい者を加えることを求める」意見書の提出を求める陳情書につきましては、採決の結果、採択2名、趣旨採択3名で委員会としては趣旨採択といたしました。

以上、簡単ですけれども、委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

ここで録音の機械の不具合がちょっと発生しましたので、35分まで暫時休憩といたします。

午前9時27分 休憩

午前9時37分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第53号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第53号について、つまり和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更について、この議案について反対でありますので、討論をさせていただきたいと思っております。

和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合は、売り上げが1,000万円未満の非課税業者であります。消費税の非課税業者でありますから、税務当局に出す必要がないということで、消費税は税務署に納税しないということで、消費税は益税といって、その自治体というか一部事務組合でたまってしまいます。そして、今回消費税増税による経費、いわゆる負担する経費、それはどれだけ上がるか、これも答弁をいただけなかったということで、非常に怠慢な状態でありまして、現在のし尿処理施設一部事務組合はそういうことですが、これからは条例改正しなくても勝手に税率改正ができると、対応するということになり、町民に対しては非常に消費税に鈍感にさせると。本当は悪い狙いがあるというふうに思います。狙いがないとしても、結果としてそういうふうになります。鈍感にさせられます。

消費税の狙いというのは、薄く、広く、いわゆる広く国民から税金を収税し、はっきり言いまして大企業に減税をしてあげると、そういう狙いがあると思います。というのも、いわゆるトヨタとかいろいろ大きい会社、そういうところは実は海外へ輸出する際には戻し消費税と申しまして、消費税が返ってくるわけなんです。そういうことで、それから実際に安倍総理がどうのこうの言いますが、なかなか消費税というのがたまっている赤字を消すという方向じゃなくて、企業に減税をしていくというふうな方向に非常に傾いているということがあります。

それ以上、もう言ってもしょうがないので、最初はこれ3%でも、5から8になり、今回10%にということで、ヨーロッパでは大体十七、八で20%弱、それまでどんどん上げていこうとしているわけでありまして。これでは、この間の選挙でも言われましたけど、本当に物が買えなくなるというふうに言われました。ですから、これは本当に日本の景気に非常にマイナスになるというふうなことで、それは余談であります。一部事務組合がこういう益税になるということで、それで鈍感にしてしまうと、そういうふうな問題もあるということで、そのたびに改正すればいいということで、以上反対討論とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第53号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第53号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第56号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例に反対でありますので、討論をさせていただきたいと思います。

まず、この診療所での外来死後処置の廃止のためその部分を削除、これについては理解できますが、消費税に伴う文面をそのために変えるのは面倒だという理屈で、このように消費税になれさせるような安易な条例改正には反対であります。その都度料金表を改定すればよいのではないのでしょうか。毎年ではないわけです。消費税の狙いは、弱い国民から広く薄く収税し、大企業に減税するということでもあります。非常に問題であります。本来、税金や社会保障というのは、税負担の公平化というか、そういう狙いがあったのに、それが全然今は果たされていないということでございます。最初は3%でも、最終的には今度は10%、十七、八に上げていくということで、以上先ほどの議案第53号と同様の理屈で反対ということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第56号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第57号和気町営公共土木、農林土木事業等分担金徴収条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第59号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、議案第59号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第59号は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第60号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第60号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第60号は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第61号です。令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）に対して、反対でありますので、討論をさせていただきたいと思います。

この矢田の工業団地については、新規立ち上げをしようというとき——何年かは覚えてないんですが、3年ほど前じゃなかったかと思うんですけど——についても、これは自転車道のルート変更やその下の岡山県の水道企業団の水道管も入れ替えるということもあり、工法も大変だと聞いておまして、そのとき私自身も本当にこれは賛成していいのかわちよっと迷ったというふうなもの本音で、そういうこともありました。ただ、地元のことだということで賛成したわけではありますが、今の現状が非常にデッドロックというんですか、それに乗り上げているような状態だと思います。今回の6月議会で設計変更、そして水路も変えていかなければならないなど、寝耳に水のようなことであります。担当者に責任を転嫁し、既に最初の測量と設計委託料で3,600万円ほど支払っているのに、また新たに約960万円の測量設計委託料を支払うということ、このことは本当に町民の税金を何だと考えているのかと私は聞きたいと思います。民間の会社であれば、本来岡山県に認められないような設計になった責任、これは本当は会社にあり、測量設計は無料でやっていただいてもいいわけでもあります。あまつさえ設計担当の会社の管理能力に問題ありと言っているのに、この契約書であるからいいというふうに、請求もしていない契約書を委員会に提出するなど、企業の権利の擁護ばかりというふうに私には映ってしまいます。過去の民間法人との契約でも何度か見られましたが、大変相手企業に甘い執行部の行政執行体制に私は不信感を持っているものであります。同僚議員に対しては、賢明な判断をお願いしたいと思います。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第61号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第61号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

陳情第1号「自立支援医療（精神通院）に入院を加える改善、及び、岡山県の心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障がい者を加えることを求める」意見書の提出を求める陳情書について、陳情第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択と決定されました。

次に、防災都市公園整備事業特別委員長に報告を求めます。

防災都市公園整備事業特別委員長 万代君。

○防災都市公園整備事業特別委員長（万代哲央君） それでは、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告をいたします。

去る6月12日水曜日午前9時から和気町役場3階第1会議室において、委員12名出席、うち1名途中退席、執行部より町長、副町長、教育長並びに関係部・課長出席のもと、当特別委員会に付託されました議案3件

につきまして慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第54号和気町附属機関条例の一部を改正する条例については、賛成者と反対者が同数となりましたので、委員長裁決により原案否決いたしました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁と意見がありました。委員より、3月議会で修正がなされた後での検討委員会立ち上げは理解できない、違和感がある、手順とタイミングが悪い、検討委員会を立ち上げて検討する中身も昨日の町長の答弁で微調整はできても幹の部分の修正は不可能という内容だったので、検討委員会の立ち上げには納得がいかないという反対意見がありました。それに対して町長より、3月定例会の中で、充実した施設にするために町民の意見を聞くべきという声があった。それに対し前向きに考えたい、諮問委員会を立ち上げたいと答弁した経緯もある。この事業を実施することが資産価値を高め、活用することで町の発展につながることを理解していただきたいと発言がありました。

同委員より、防災都市公園の基本の議論というのは、町民の方が待望されている施設であるかどうかの基本である。また、学校跡地検討委員会の答申を踏まえたスポーツ団体との意見聴取もしなかったと聞いている。スポーツ団体も、佐伯グラウンドとIPUのベースボールパークを使っている。現実に野球場は不足していない。基本計画そのものが大きく変わらない検討委員会の立ち上げでは意味がないという反対意見に対しまして、別の委員より、今回議案として上がっている検討委員会の立ち上げに異議はない。町民の意見を聞いて公園施設の内容は大きく変わるかもしれないし、そうならないかもしれないが、そのことがすなわち議会での可決にはならない。答申内容を判断するのは議会であるという賛成意見がありました。

また、そのほかの賛成意見としては、次のような内容でありました。委員より、検討委員会の設置に賛成である。委員会を立ち上げて民意を聞くのは当然である。つくっても基本計画は変わらないとか、ほかの危惧を想定して反対するのはおかしい。しっかりした情報を委員会で共有して判断することが必要と考える。限られた情報、少ない情報、間違った情報で判断されることが町民の意見にならないようにすべきだという賛成の立場での意見でありました。

また、この条例案に反対する立場での意見は、次のようなものでした。委員より、3月議会で修正否決後、議会全員協議会なり特別委員会で議論すればよかったと考える。今の時期に議案として出てくるのは不自然で、筋違いであるという反対意見がありました。

また、別の委員は、3月議会より前に検討委員会を立ち上げていればまだ理解できるが、3月議会の修正後に検討委員会設置には賛成できないという意見がありました。

次に、議案第55号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成者と反対者が同数になりましたので、委員長裁決により原案は否決いたしました。

次に、議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）については、採決の結果、賛成者と反対者が同数になりましたので、委員長裁決により原案は否決いたしました。

3のその他といたしまして、草加町長より、この事業は和気町の資源を増やして町内の付加価値を高めて人口減に歯止めをかける事業である、理解を賜りたいという発言がありました。

また、参考資料で提出された和気町防災都市公園整備事業財政計画について財政課長より説明がなされました。

以上、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第54号和気町附属機関条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第54号和気町附属機関条例の一部を改正する条例について、この条例改正に反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

まず、本来この防災都市公園の検討委員会、これは平成30年1月でしたか、に社会資本整備交付金の補助金申請をする前に、例えば1年前とか2年前とか、それぐらいに設置して、その中で議会等にも諮り、大きな骨組みをきちんとしてから国に申請すべきであったと思います。しかしながら、その肝心の過程、コンセプトの確認といったものですが、それをつくるのを怠った前任執行権者の責任を隠して事業推進しようと、責任を抜きにして事業推進しようというものであり、とても認められません。3月議会で消滅した防災都市公園を生き返らせようといういわば憲政の常道に反するやり方であると思います。そして、町長には、そういう議会の議決権というもの本来重く見るべきものでありますが、そういう議決権を真摯に受け取ろうという態度は見られません。町長は、国土交通省が何とか交付金を使ってくれ、こんなことは聞いたことがないと言っているということですが、中国整備局に相談して、中国地方の他の市町村に使っていただければいいではありませんか。こういう形で執行すれば、その担当官も責任を問われる事態になるのではないかと、そういうふうには私は思います。

そしてまた、和気町の財政は非常に悪いものがあります。このような起債、言われているような借金など実施する財政的な余力は私はないと考えるものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。賢明な判断をよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第54号和気町附属機関条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決方法について一言申し上げます。

本案の委員長報告は、否決であります。採決は会議規則第81条の規定により、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めますので、表決に当たってはお間違えのないようお願いいたします。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 済いません。起立の前に、委員長に質疑と言われたんですけど、質疑はないんですけど、委員長の決定について異議がある方ということと言われなかったのじつと黙っとったんですけど、それはなしで可決、否決になっちゃうんですか。

○議長（安東哲矢君） そのとおりです。それでは、議案第54号を採決します。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立少数です。

したがって議案第54号は、否決されました。

次に、議案第55号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第55号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、この条例改正に反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

まず、先ほども申し述べましたが、本来検討委員会というのは、平成30年1月に社会資本整備交付金の補助

金申請をする前に設置して、その中で議会等にも諮り、大きな骨組みをきちんとしてから国に申請すべきものでありましたが、その肝心なコンセプトの確認を怠った前任の執行権者の責任を無にして隠して事業推進しようというものであり、とても認められません。3月議会で消滅した防災都市公園を生き返らせようという憲政の常道に反するやり方、民主主義に反するやり方だと思います。町長には、今、議会の議決権を真摯に受け取ろうという態度は見られません。町長は、国土交通省が何とか交付金を使ってくれと、こんなことは聞いたことがないと言っているということですが、もうこれは国土交通省中国整備局に相談して、他の市町村に使っていただければいいではありませんか。私は、この和気町の財政には、このような借金までしてこの事業を実施する、そのような財政的な力はないというふうにも考えるものであります。そして、検討委員会は必要ないと考えるのでありますから、費用弁償に関する条例改正の必要はないと考えるものです。

以上、反対討論とさせていただきます。賢明なご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 賛成討論はやれるんでしょうか。

○議長（安東哲矢君） できません。

これで討論を終わります。

これから議案第55号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決方法について一言申し上げます。

本案の委員長報告は、否決であります。採決は会議規則第81条の規定により本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めますので、表決に当たってはお間違えのないようお願いいたします。

それでは、議案第55号を採決します。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立少数です。

したがって議案第55号は、否決されました。

次に、議案第58号に対しては、太田啓補君外1名から、配付しました修正の動議が提出されております。

したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、議案第58号の修正動議についてご説明をさせていただきたいと思っております。

議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）について。

議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を別紙のとおり提出をいたします。

1ページ目をごらんください。

別紙、議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を説明させていただきます。

議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正します。

第1表の歳入歳出予算の一部を次のように改めるということです。

第1表、歳入歳出予算補正、歳出、7土木費、4都市計画費の補正額ですが、まず39万4,000円のところが0円というふうになって、合計が7億7,176万6,000円ということになります。12の予備費、補正額が2,448万7,000円減額ということになって、計が6,786万6,000円ということになります。

2ページ目をお開きください。

2ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書、総括については、省略をさせていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

歳出、6の防災都市公園費についてであります。補正額が0円ということで、区分の報酬も0円ということになります。予備費が2,448万7,000円減額、これで調整するものでございます。

また、原案の48ページの給与費の明細書についても、削除させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

なお、討論の順序は、まず原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修正案に賛成の方の順に行います。

まず、原案に賛成の討論はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 賛成の討論ということなんでさせていただきますが、今先輩議員からもありましたように、前の2項目、防災公園の委員会を立ち上げると。それに関して委員の報酬ということなので、これを幾ら否決してもおかしいんですけど、事実報酬を払うといっても立ち上げる委員会がないので、議論、討論は無駄と言われるのはありますが、それをあえて私は再度言わせていただきたい。

どうしてもそうなりますと、もう否決されているので、否決をひっくり返すのはできないんですけど、たださっき申し上げたように、委員会の立ち上げに反対ということで否決されました。だから、委員会を立ち上げないことになったので、その反対意見に対して、私は報酬を上げてほしいので、そこを申し上げます。

なぜ委員会が必要なのかというのを、もう一度私はこの場で言いたいと思います。

3月議会で方針が決まったとか、町民の意見は大多数が防災公園に反対だ、このように言われておりますが、前々からも申し上げてますが、この事案はねじれております。去年は賛成、今年は反対と、大きくそういうふうと考えてもいいでしょう。それから、議員数で言えば、確かに議長がいない賛成の方は5で、反対が6ということで、確かに反対派の方が多いということになってますが、町民の意見うんぬんは、私の思うところは半々でどちらかということだと思ふので、私は委員会を立ち上げて、皆さんの意見を本当に聞く。また逆に、執行部はどしどし意見を言う、こういう機会を町民にすら与えないのは、それこそ民主主義かと。もう決まったんだからとかという話、それが9対1だとか、11対1だとか、10対1だとかというようなことであれば、私もそれには納得しますが、6対5という本当に僅差の中で、こういう町民からの自由な意見を吸い上げるのをやめてしまっているのか。また、意見としては、この委員会ではいろんなことが出ても、基本方針は変わらぬのだとか、微調整だとかとおっしゃられるけども、少なくとも民意はいろいろ酌めると思ふんです。それを決めるのは、我々、町民に選ばれた議員で、委員会から出ました意見をしっかりと聞いて対応すればいいと私は思うので、その機会すら最初から与えないというのが本当にいいのだろうか、私は疑問に思っております。

なので、私は、この報酬だけでもというのはおかしいですけど、それからまた考えていただいて、報酬を通して、それに見合うような小さな委員会でも何かというようなことも思ったりもします。

それから、検討委員会の立ち上げの時期が悪いと、こんな大きな和気町を二分するような議論を、立ち上げの時期が悪いからといってやらないというのもどうかと思います。本当はもっと前にやるべきだったというよう

な過去の回想のような話をされる。今現在、町民にとって議論が必要なんでしょう。それを今の町民の心も考えずに、大半がもう反対だから委員会なんか立ち上げないと。これも私は不思議な議論だなと思って聞いております。

それから、ハザードマップの浸水地、これも前々から、ハザードマップだから、国土交通省が決めたからだめだとおっしゃられるけども、ハザードマップで決められているのは100年から150年、そら幅はありますけど、なかなか浸水地にはならない。一方では、きょう新潟でも地震がありましたけど、地震の方は30年か20年かわかりませんが、どちらを考えると、優先順位はどちらかなと思ったときに防災公園が先だろうと考えるのは、その委員会を立ち上げないのはどうかなと、私はまた思いました、ここで。

そしてもっと言えば、益原地区が浸水地で困る、防災公園は建てんでいい。もうこれは民間の家じゃありません。個人の家じゃありません。益原にはたくさんの方が住んでおられます。反対するならば、その人たちが浸かるんだという人がおるのに、それをほったらかしにしていて防災公園は反対だというのも何か軽重の判断がどうかと。反対をするんやったら、防災公園をするよりも、益原地区の人のかさ上げを5メートル、10メートルしなさいというようなことを言うんだったらまだ私は納得できますよ。そういうような議論もなく、ただ反対だ、時期が悪い、持っていく方が悪い、町政が先行独断したと言ったら、それをただすのが我々だから、やってしまった、取り返しのつかないことをぐだぐだ言われるんじゃないかというのが私の意見ですよ。そのための、これは1つですよ、あくまでも検討委員会が全てやないと思います。それで不十分やったらまた違う委員会を立ち上げるとか、そうして民意をしっかりと酌んで、この中で議論をするのがこれだけの大きな事業だと私は思います。

だから、本件については、ぜひとも、委員報酬だけでも、これを私は力強く賛成したいと、このように思います。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案に反対の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第58号令和元年度和気町一般会計補正予算（第1号）に対する、いわゆる原案に対する反対討論ということで討論させていただきます。

この一般会計の補正予算案には賛成するところもいろいろあるわけですが、この地方創生推進費のところのドローン物流検証実験委託料765万円とシステム構築委託料200万円、そして防災都市公園の委員報酬39万4,000円が認められません。

まず、ドローン物流検証実験のところ、F社分、665万円、顔認証、P社分100万円、そしてN社のシステム構築委託料200万円ですが、これはF社については地方自治法違反の疑いがあるところでありまして、過去のことでありとも、それはやっぱり問題があると思う。また、ほかの大手企業、その2社も、F社も得られたノウハウ、これというものは会社に属していくわけでありまして、どういうものがあるかよくわかりませんが、意匠登録権、特許権等を会社が持って帰るといふふうになるはずであります。ですから、地方自治体の和気町のお金を使ってイノベーションができ、利益を確実に得ていくというふうにするものであります。和気町が宣伝してもらえると、すばらしい技術を体感できるとか、いろいろ言われますが、企業として技術を得て帰るわけでありまして。費用対効果といえますか、町と国の税金を使って企業利益を追求するわけになっているということでありまして。誰のための税金なのかというふうな問いかけをしたいと思っております。半分は国がお金を出しますが、半分は和気町が負担するわけですね。本当にどれだけ和気町へのプラス効果があるのか、本当に費用対効果が判然としません。はっきりとわかりません。これがいわゆるアベノミクスの正体でしょうか。ほとんど国民に還

元されるものはなかったように思います。一握りの大企業がもうかった、あるいは株を持っている方がもうかったということで、普通の一般国民には恩恵はなかったように思います。

また、検討委員会の委員報酬が出ているわけですが、検討委員会は例えば29年3月、それ以前ぐらいに立ち上げてやっていくものであると思います。今さら立ち上げても、それは順序が逆になっております。学校統合の場合とまさに同じであります。

また、余談であります、プレミアム付商品券の予算が7,600万円でしたか、ついておりますが、これについてあえて反対はしませんが、消費を冷え込ませないために消費税10%アップをやめれば、その方が大いに喜ばれるというふうに私は本当のところは思っております。それが一番日本の景気を守っていく近道ではないかというふうに思っております。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありますか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、修正動議に賛成討論ということでさせていただきます。

過去のこれはもう3月段階でも私は修正動議で出しましたけども、もうスタートは平成29年5月のスタートということで、あと中身はくどくど言いません。もうここでは、きょう神崎議員も言われたように、議案第54号ということの会議そのものをもう検討委員会にということですからくどくど言いませんけども、神崎議員の方のお話を今聞かせていただきました。確かに広く会議を起こすということは、そのことは否定しません。ただ、これタイミングと言ったらおかしいけども、やはり民意を聞くというのは、検討委員会も民意かもわからん、我々議会も民意、それから過去を思い出してもらえればええですけど、今回のこれに当たっては行政懇談会、こういうのを皆さんご存じですから、その辺の経緯を十分トータルして考えないと、ただ総論的に何となく聞けど、何で検討委員会という会議を持つのを否定するんだということ、総論的にはそうなるけども、現実的にそこを詰めていくと、それと今回の議論にもありましたけども、何を議論するかということは何はあるけども、中身が。今回の検討委員会では、もうフレームは変わらないということは皆さん方もお聞きされたとおりでございます。いろんな事情の中で、国とか県とかいろんな中で、これは大幅な基本的な計画の改正は無理だと、変更は無理だということは、もう町長の口からも言われましたんで、そういうことを踏まえての反対をすることが適正かというふうに思っております。

それで、もう一つ、私も原文を読ませてもらいますけども、本修正案は、ご承知のように、議案第54号の防災都市公園整備事業検討委員会を設置する条例改正です。これはあくまでもこの議案第54号との連動でございまして、今繰り返しますけども、3月議会で修正動議を出し、いわゆる修正動議で可決と関わります。でも、先ほど言いましたように、反対討論もありましたけども、執行部におかれましては3月議会の議決を重く受け止められるということを言われました。この「重く」という意味合いが、本当に本気で重く受け止めたのであれば、先ほど反対討論がありましたけども、やはりこれは議会として、町の民意として最高の権威であるこの議会の意見尊重というのが本来のあり方かなということで、私も憲政の常道とかというのはあえて言いませんけども、そういうことに真摯に耳を傾けるということも必要ではなかったかなという感じを持っております。

これ繰り返しになりますけども、私としては、3月議会で議決というのは確かに、10対1とかではございません。確かに拮抗しとるという事実は、私ども否定するものじゃありません。もうご承知のように、去年の9月議会とこの3月ですから、そういうことは皆さんもう頭に入ってる話ですから、そういう中で、しかしそれだけ3月の中でもあったということは、これはなかなか揺るぎないところがございまして、その辺も含めて、検

討委員会を立ち上げたら費用弁償を数回やってということで39万4,000円という中身でございます。これについては、そういう意味で、これは委員会の立ち上げとの絡みでこのとおりに修正をとということには——修正動議がございましたけども——そのとおりにやっていくのは筋だと思っておりますので、私の賛成討論といたします。

○議長（安東哲矢君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これより修正案に対する採決を行います。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号は、修正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第58号の修正案は、可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、発議第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

ここで事務局長に意見書を朗読させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 発議第3号朗読した。

○議長（安東哲矢君） 次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、発議第3号の趣旨説明を行いたいと思います。

意見書については、先ほど事務局長が朗読したとおりであります。

本意見書の提出に当たっては、平成31年4月23日付で全国過疎地域自立促進連盟から意見書提出の依頼が関係市町村及び議会議長宛てにございました。当町においても、佐伯地域が過疎地域であり、引き続き積極的な過疎対策を望むものであります。

以上のような理由から、関係機関に意見書を提出させていただくよう送付するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから発議第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第3号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第3号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和元年第5回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました報告4件、規約変更2件、条例改正4件、補正予算4件につきましては、慎重にご審議をいただき、大変ありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、健康に留意されまして、町政発展のために今後ともご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（安東哲矢君） 今期定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、今定例会が議員各位の終始極めて真剣なご審議により議了できました。皆様方のご精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、町長を初め執行部の皆様方には、審議に対しまして真摯な態度をもってご協力いただいたことに敬意を表しますとともに、会議で議員各位が申しあげました意見なり要望事項につきましては、特に考慮を払われ、行政運営に反映されますよう要望を申し上げます。

また、議員に対する答弁につきましては、数字等をしっかりと把握されご答弁いただきますようお願いいたし

ます。

議員におかれましては、議会という神聖な場でございますので、不適切な発言は慎んでいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員及び執行部の皆様方には、これから本格的な夏を迎えます。健康には十分ご留意くださるようお願い申し上げます、まことに簡単でございますが、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

これをもちまして令和元年第5回和気町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月19日

和気町議会議長 安 東 哲 矢

和気町議会議員 西 中 純 一

和気町議会議員 当 瀬 万 享